

第2期
宇治市子ども・子育て支援事業計画
（素案）

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

- 1 計画策定の背景及び趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 子ども・子育て支援新制度の概要
- 4 計画策定の経過（策定体制）
- 5 計画期間と進行管理

第2章 宇治市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題・・・・・・・・6

- 1 人口と出生率等の状況
- 2 世帯と就業の状況
- 3 子育て支援事業の状況
- 4 その他の状況
- 5 ニーズ調査の結果と分析
- 6 宇治市子ども・子育て支援事業計画の成果と課題

第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・60

- 1 計画の基本的視点
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 施策の体系

第4章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・65

- 基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実
- 基本目標2 安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援に向けた環境づくりの推進
- 基本目標3 地域で子育て支援ができる環境づくりの推進
- 基本目標4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進
- 基本目標5 配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進

第5章 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」・・・・・・・・102

- 1 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について
- 2 提供区域の設定
- 3 国が示す計画の対象事業

第6章 宇治市子どもの貧困対策推進計画・・・・・・・・・・104

1 子どもの貧困対策の背景と目的

2 子どもの生活の現状と課題

3 計画の基本的な考え方

（1）計画の基本的視点

（2）基本理念

（3）基本目標

4 宇治市子どもの貧困対策推進計画の体系

5 施策の展開

基本目標1 子どもの健やかな成長と将来を見据えた学習・生活支援

基本目標2 家庭の生活安定と自立に向けた保護者への子育て・就労・経済的支援

基本目標3 地域・関係機関との連携により支援するネットワークづくりの推進

第7章 計画の推進・・・・・・・・・・105

1 計画の実現に向けた役割

2 計画の推進

3 計画の進捗状況の管理・評価

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、急速な少子・高齢化の進行によって、人口構造にひずみが発生し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、地域社会の活力を低下させる大きな要因となり、地域社会へ深刻な影響を及ぼすことが危惧されています。

また、子どもや家庭を取り巻く環境は、共働き家庭の増加、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化といった流れの中にあり、また、児童虐待や、子どもの貧困の連鎖といった様々な課題への対応が求められています。

国においては、「エンゼルプラン」（平成 6 年）、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成 11 年）などにより、少子化対策が進められてきました。しかし、出生率の低下には歯止めがかからず、全国の合計特殊出生率は平成 17 年に 1.26 という過去最低を記録して以降、若干持ち直してきてはいるものの、平成 30 年は 1.42 であり、人口規模を維持できるとされる 2.07 からみると依然として低い状況にあります。

こうした少子化の流れに対し、平成 15 年には子育てに対する社会的支援を総合的かつ計画的に推進するものとして「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成 20 年には「次世代育成支援対策推進法」の一部が改正されました。

平成 24 年 8 月には子ども・子育て関連 3 法が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを総合的に推進することが目的とされました。この目的を達成するために、市町村は 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることされ、計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

さらに平成 26 年 7 月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」が策定され、平成 30 年 9 月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

一方で、平成 26 年 1 月には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年 6 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正されました。

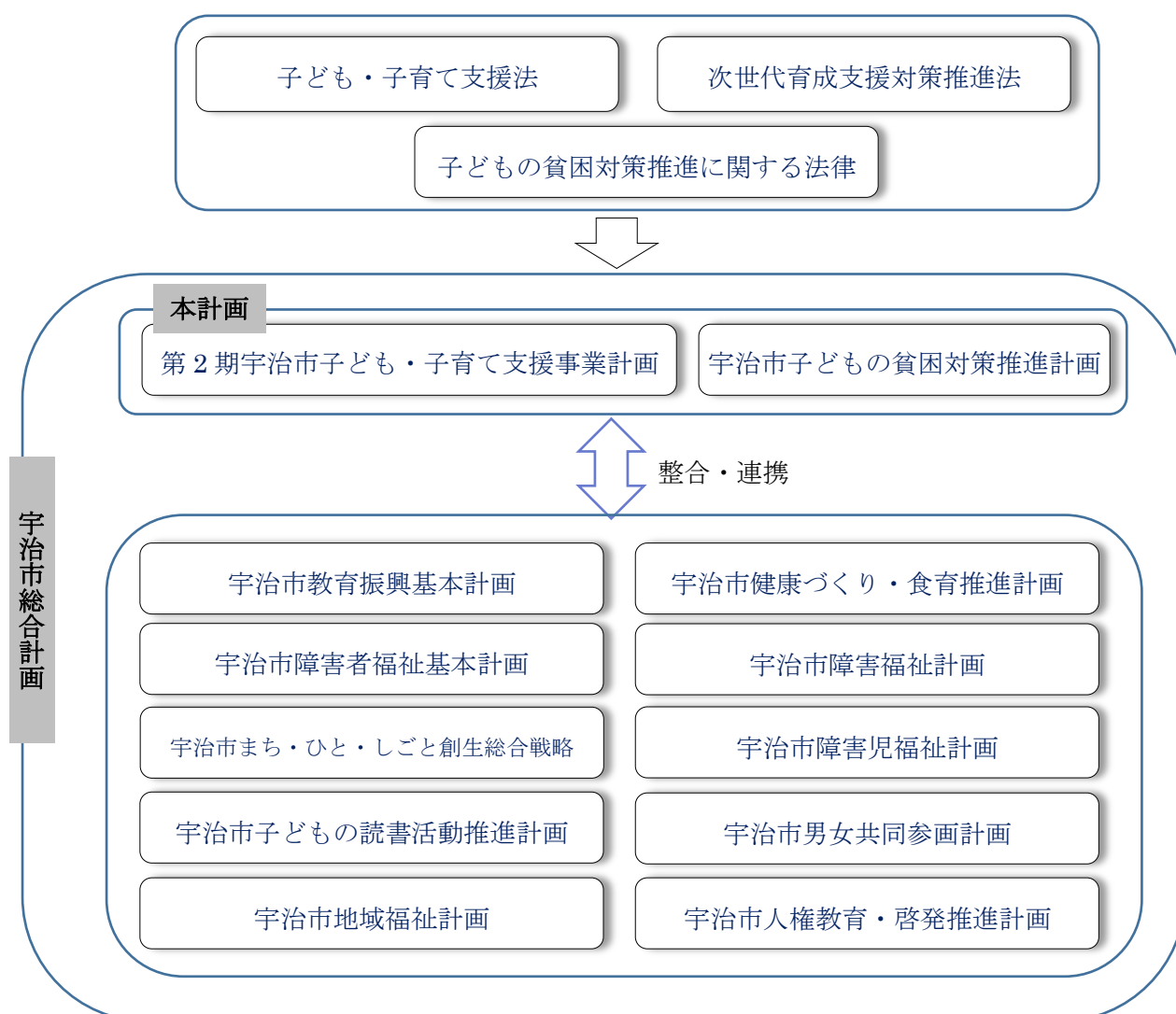
本市においては、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を計画期間とする「宇治市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を総合的に進めてきました。今後も引き続き計画的に施策を推進するため、今般、「第 2 期宇治市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや家庭を取り巻く様々な課題などに対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を進めるとともに、新たに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、近年社会問題化してきている子どもの貧困対策を総合的に推進していくことにより、切れ目のない支援による子ども・若者の育成支援を目指していきます。

2 計画の位置づけ

○本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として策定するとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、「子どもの貧困」の視点から、本市の考え方を整理し、体系的にまとめた「子どもの貧困対策推進計画」として策定します。

○本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳に達するまでの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

○本計画は、「宇治市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけるとともに、「宇治市教育振興基本計画」「宇治市障害福祉計画」「宇治市健康づくり・食育推進計画」などの諸計画との整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。また、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。



3 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度の目的

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）の目的は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、次の3つを掲げています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 「子ども・子育て関連3法」

新制度の創設に関する次の3つの法律に合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部改正法
3. 関係法律の整備法（児童福祉法等の関係法律を整備）

(3) 新制度の主な内容

- ・ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合も共通の仕組みとなります。幼稚園と保育所の機能を併せもつ認定こども園の普及のため、認可・指導監督の一本化などの制度の改善が図れます。

- ・ 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

市町村は、制度の実施主体として、地域のニーズをふまえた上で「子ども・子育て支援事業計画」を定め、認定こども園や保育所、地域型保育事業を計画的に整備することとされています。また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、保育士・教員などの人材確保、職員の処遇や配置の改善などが図られます。

- ・ 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に対する様々なニーズに応えるために、育成学級（放課後児童クラブ）、保育所等一時預かり、地域子育て支援拠点事業などのサービス拡充が図れます。

(4) 国が示す計画の対象事業について

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」に記載する事業は、「教育・保育事業」と15項目からなる「地域子ども・子育て支援事業」の合わせて16の事業に大別されます。

○教育・保育事業

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園
- ・ 地域型保育（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

○地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用する家庭だけではなく、在宅を含むすべての子育て家庭を対象とする以下の１５項目の事業を市町村が地域の実情に応じて実施します。

- ① 時間外保育事業（延長保育事業）
- ② 幼稚園預かり保育
- ③ 保育所等一時預かり
- ④ 病児・病後児保育事業
- ⑤ ファミリー・サポート・センター
- ⑥ 育成学級（放課後児童クラブ）
- ⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイなど）
- ⑧ 地域子育て支援事業
- ⑨ 利用者支援事業
- ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑪ 養育支援訪問事業
- ⑫ 妊婦健康診査
- ⑬ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑮ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4 計画策定の経過（策定体制）

（１）ニーズ調査の実施

「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、前計画策定時と同様に、子育て中の保護者の意見やニーズを把握するため、市内在住の就学前児童及び小学生がいる世帯から無作為に抽出した 3,000 世帯（各 1,500 世帯）を対象として「宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

また、今回は子どもの貧困対策を総合的に進めるための「宇治市子どもの貧困対策推進計画」を策定することから、上記の 3,000 世帯には子どもの貧困に関する設問を調査に加えるとともに、新たに中学生・高校生等の保護者 1,500 世帯を子どもの貧困に関する調査の対象とすることで、計 4,500 世帯に実施し、さらに小学３年生以上の世帯については、子ども本人（小学生 1,000 人、中高生等 1,500 人）にも「宇治市子どもの生活に関するアンケート」を実施しました。

（２）「宇治市子ども・子育て会議」の開催

この計画へ、地域の子育てに関するニーズを反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を、地域の子ども及び子育て家庭の実情をふまえて実施するため、子どもの保護者や関係団体、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者などのほか、市民公募による委員も含めた幅広い関係者で構成する「宇治市子ども・子育て会議」を開催し、計画の策定などについて審議しました。また、あわせて「宇治市子どもの貧困対策推進計画」の策定などについても、専門の委員を追加し、本会議の中で審議しました。

5 計画期間と進行管理

「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、前計画からの引き続きの期間として、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間と設定し、「宇治市子どもの貧困対策推進計画」も同期間とすることで、進捗状況の管理・評価を一体的に行います。

なお、計画に基づく取り組みや施策を推進するため、毎年度「宇治市子ども・子育て会議」において計画の進捗状況の管理・評価を行うこととし、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年度（令和4年度）において計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

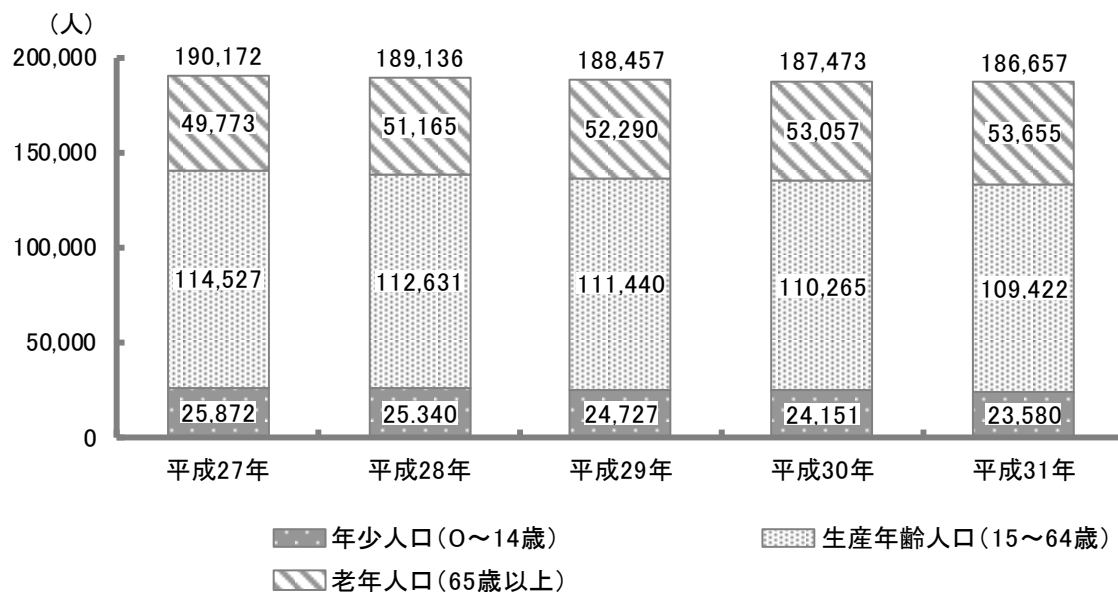
第2章 宇治市子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口と出生率等の状況

(1) 人口の推計

① 総人口（宇治市）

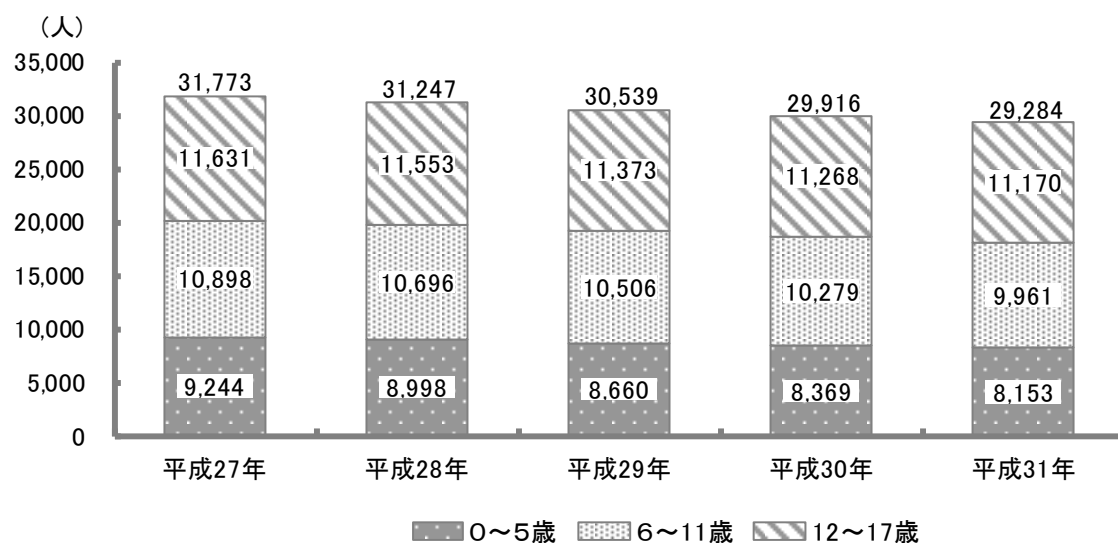
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年4月現在で186,657人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 18歳未満人口（宇治市）

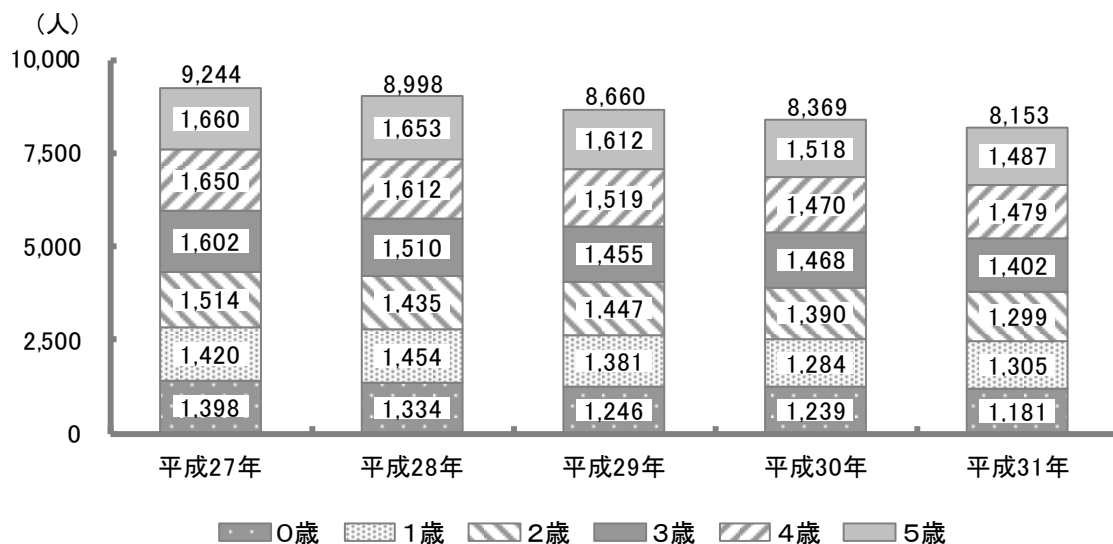
18歳未満人口は、0～5歳、6～11歳、12～17歳すべてで、減少しており、平成27年と比べると、特に0～5歳人口で大きく減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 0歳～5歳の年齢別就学前児童数（宇治市）

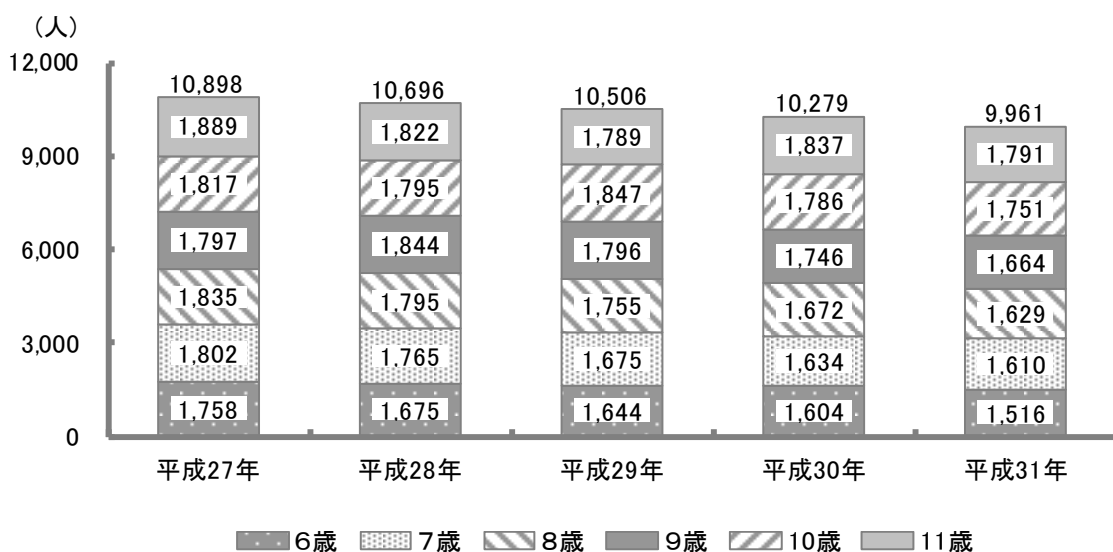
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で8,153人となっています。年齢によっては前年比微増している年がありますが、5年間の推移はどの年齢も減少傾向になっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④ 6歳～11歳の年齢別就学児童数（宇治市）

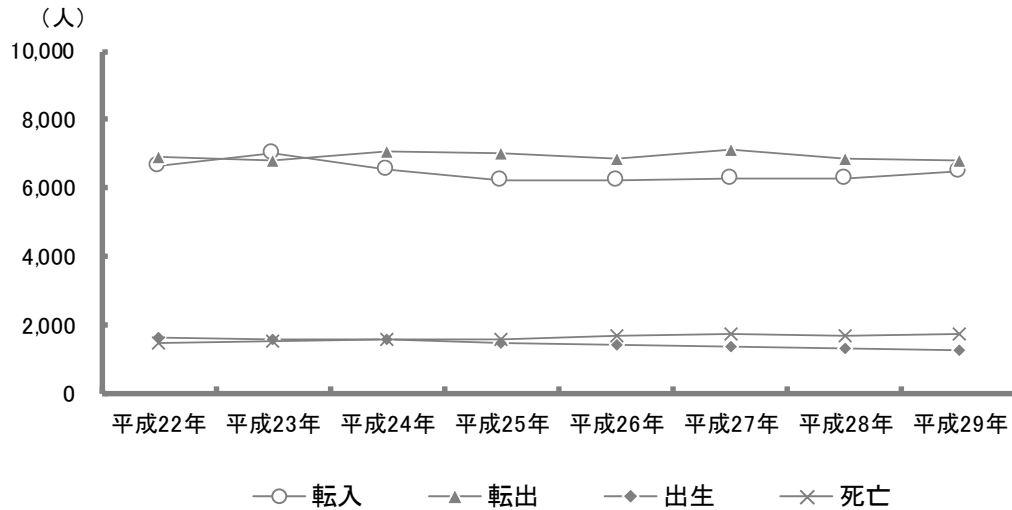
本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で9,961人となっています。年齢によっては前年比微増している年がありますが、5年間の推移はどの年齢も減少傾向になっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑤ 人口動態（宇治市）

人口動態をみると、社会動態（転入・転出）では、平成24年以降、転入数に比べ、転出数が多くなる傾向にあります。また、自然動態（出生・死亡）では、平成22年から平成23年にかけては、死亡数に比べ、出生数が上回っていましたが、平成24年以降は死亡数が出生数を上回っています。



資料：宇治市統計書

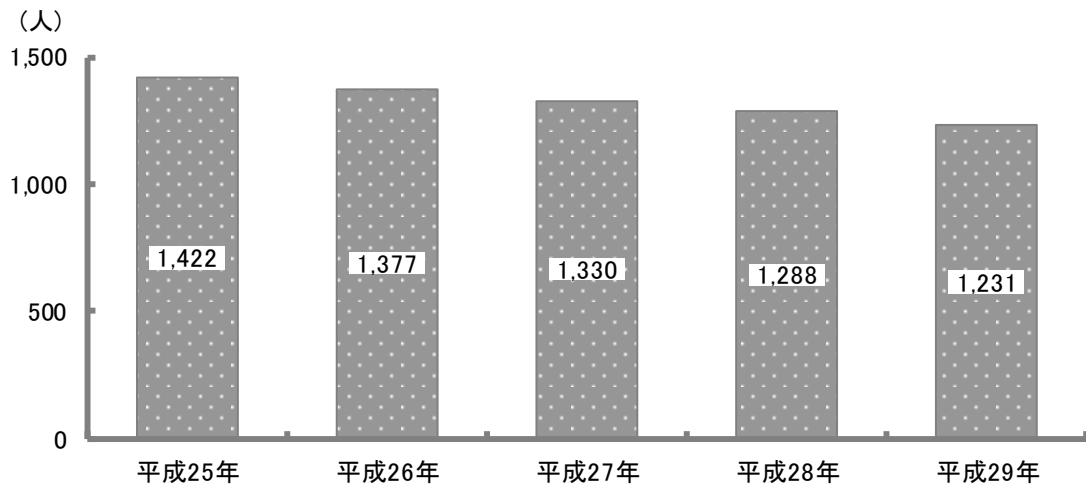
単位：人

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
転入	6,666	7,009	6,524	6,215	6,198	6,249	6,255	6,476
転出	6,886	6,783	7,048	7,018	6,854	7,138	6,830	6,794
出生	1,620	1,577	1,544	1,432	1,384	1,369	1,296	1,246
死亡	1,452	1,521	1,555	1,567	1,674	1,713	1,670	1,701

(2) 出生数の推移

① 出生数の推移（宇治市）

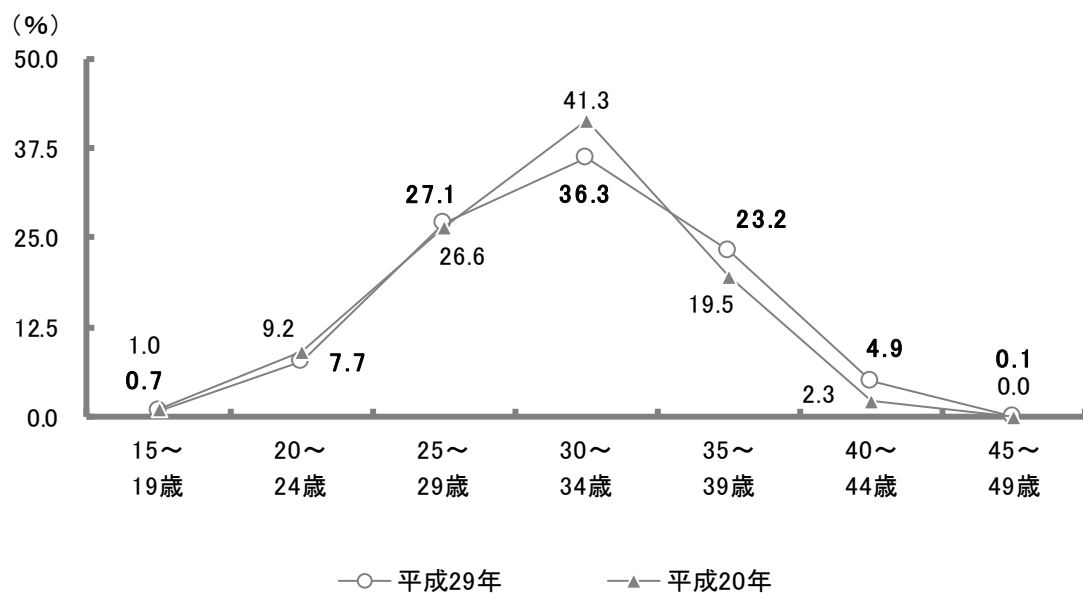
本市の出生数は年々減少しており、平成29年で1,231人と平成25年と比べて191人減少しています。



資料：厚生労働省 人口動態統計

② 母親の年齢別出生数の推移（宇治市）

本市の母親の年齢別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、30～34歳の割合が減少しているのに対し、35～39歳、40～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

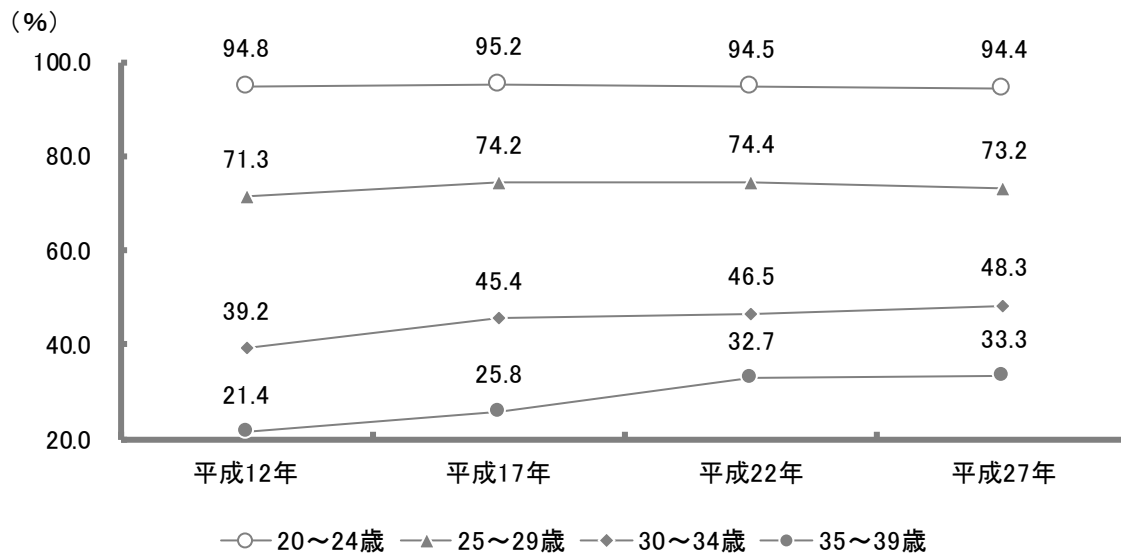


資料：厚生労働省 人口動態統計

(3) 未婚率

① 男性の未婚率の推移（宇治市）

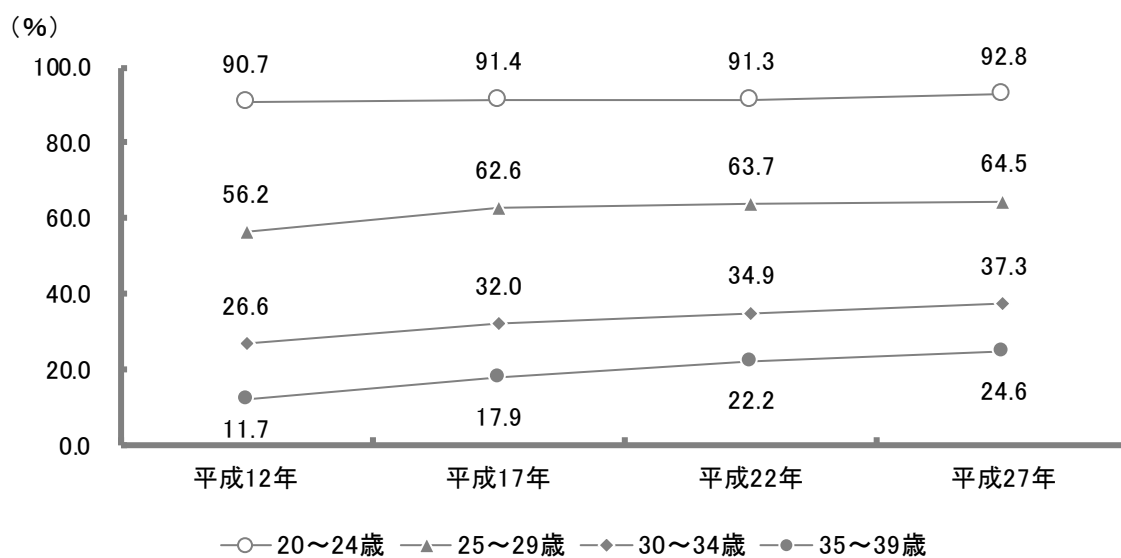
男性の未婚率は、30～39歳で年々増加しています。



資料：国勢調査

② 女性の未婚率の推移（宇治市）

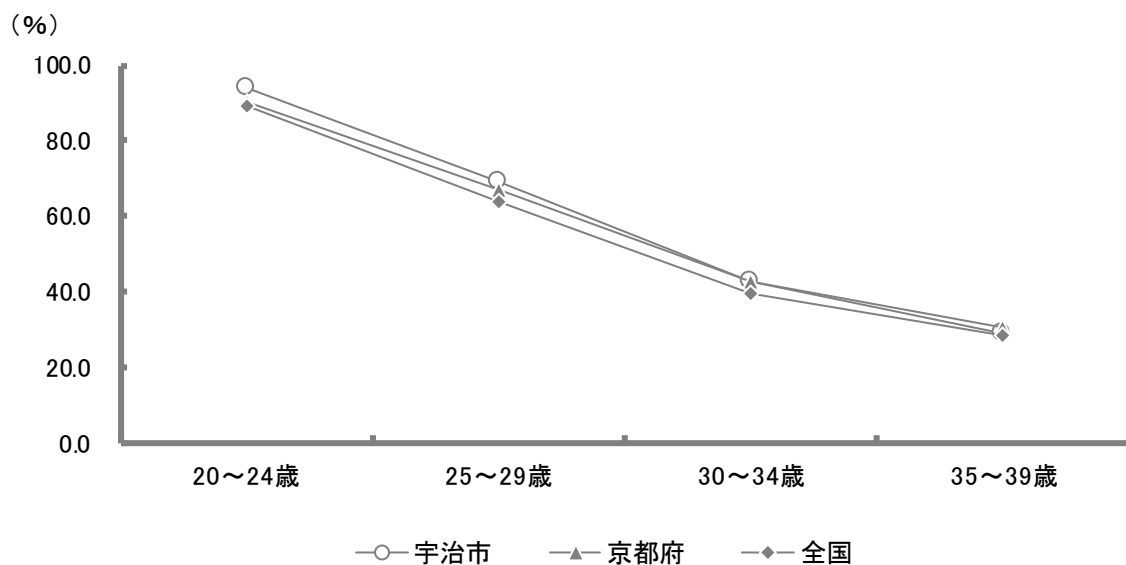
女性の未婚率は、すべての年齢区分で増加傾向にあります。



資料：国勢調査

③ 年齢別未婚率の比較

年齢別未婚率は、すべての年齢で、宇治市、京都府ともに全国を上回っています。



資料：国勢調査（平成27年）

単位：％

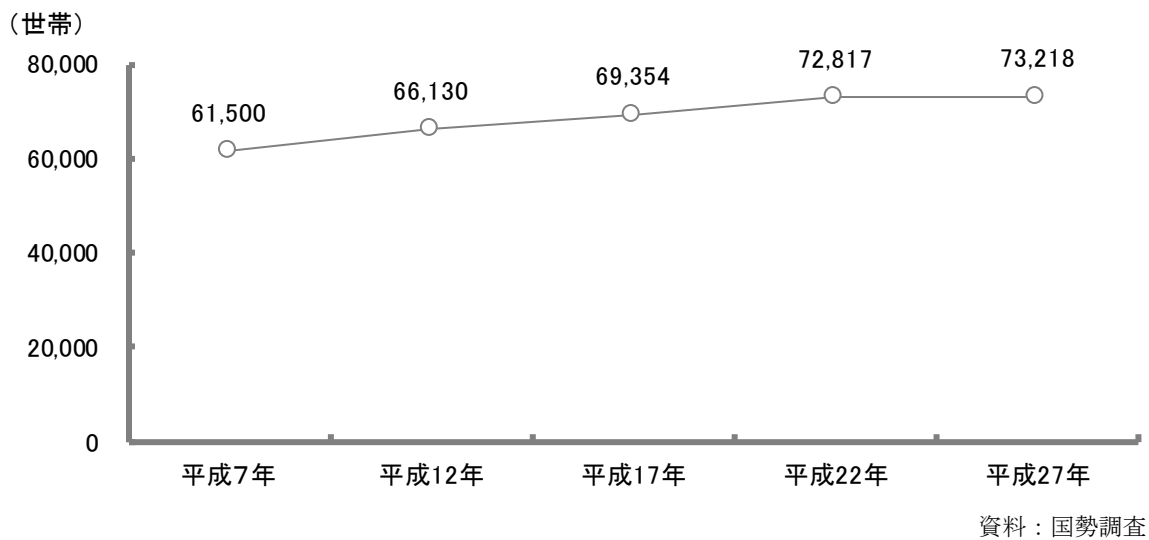
区分	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
宇治市	93.7	68.8	42.8	28.8
京都府	90.1	67.1	42.6	30.6
全国	89.3	63.6	39.2	28.6

2 世帯と就業の状況

(1) 世帯の状況

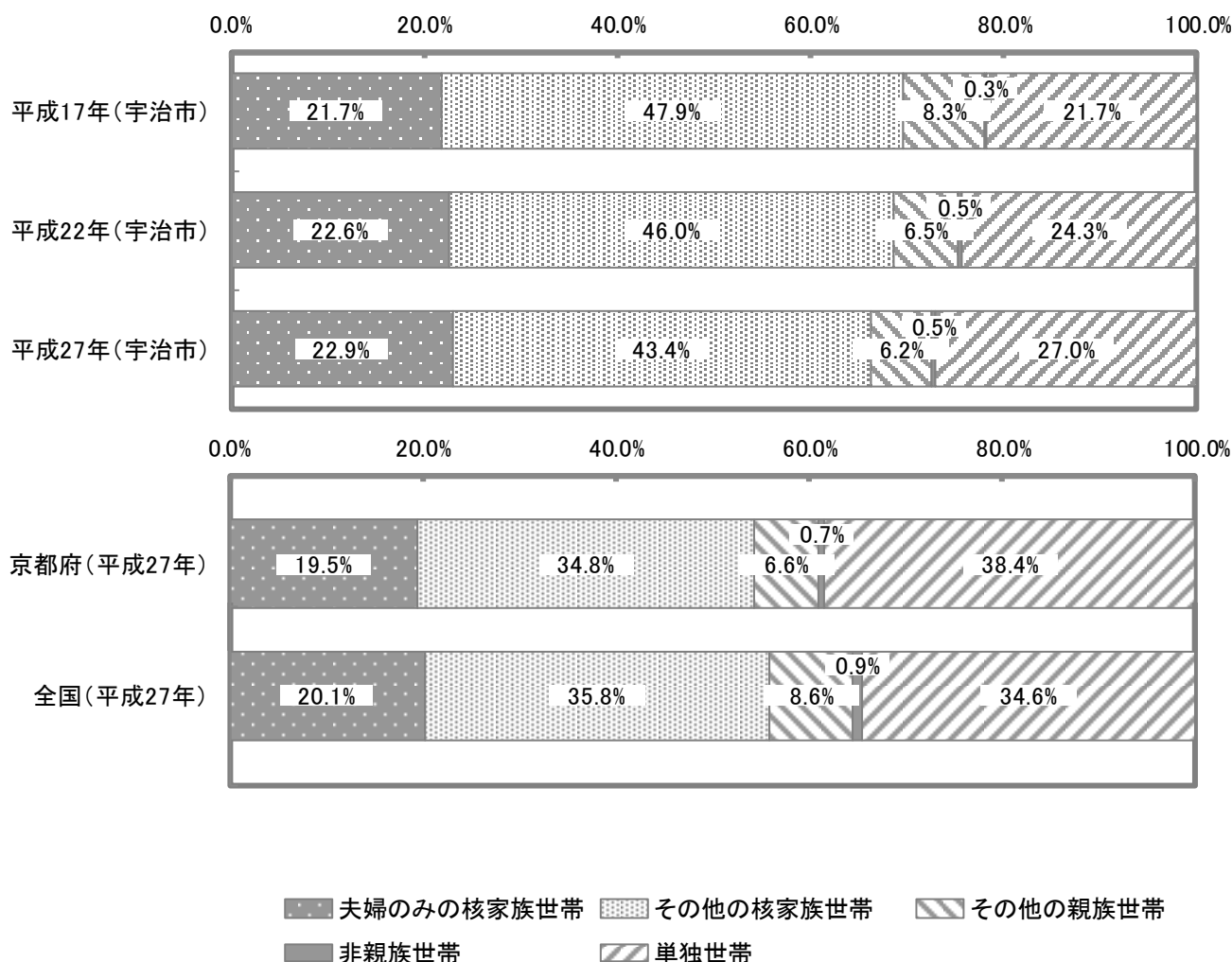
① 一般世帯数の推移（宇治市）

本市の一般世帯数は年々増加しており、平成27年には73,218世帯となっています。



② 一般世帯の家族類型

一般世帯について、家族類型をみると、本市では平成 17 年から平成 27 年にかけて夫婦のみの核家族世帯と単独世帯の割合が増加しています。平成 27 年の京都府や全国と比べると、本市は核家族世帯の割合が高くなっています。



資料：国勢調査

その他の核家族世帯：「夫婦と子どもの世帯」、「男親と子どもの世帯」、「女親と子どもの世帯」

その他の親族世帯：「夫婦と両親の世帯」、「夫婦とひとり親の世帯」、「夫婦、子どもと両親の世帯」、
 「夫婦、子どもとひとり親の世帯」、「夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）の世帯」、
 「夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）の世帯」、
 「夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）の世帯」、
 「夫婦、子ども、親と他の親族の世帯」、「兄弟姉妹のみの世帯」、「他に分類されない親族世帯」

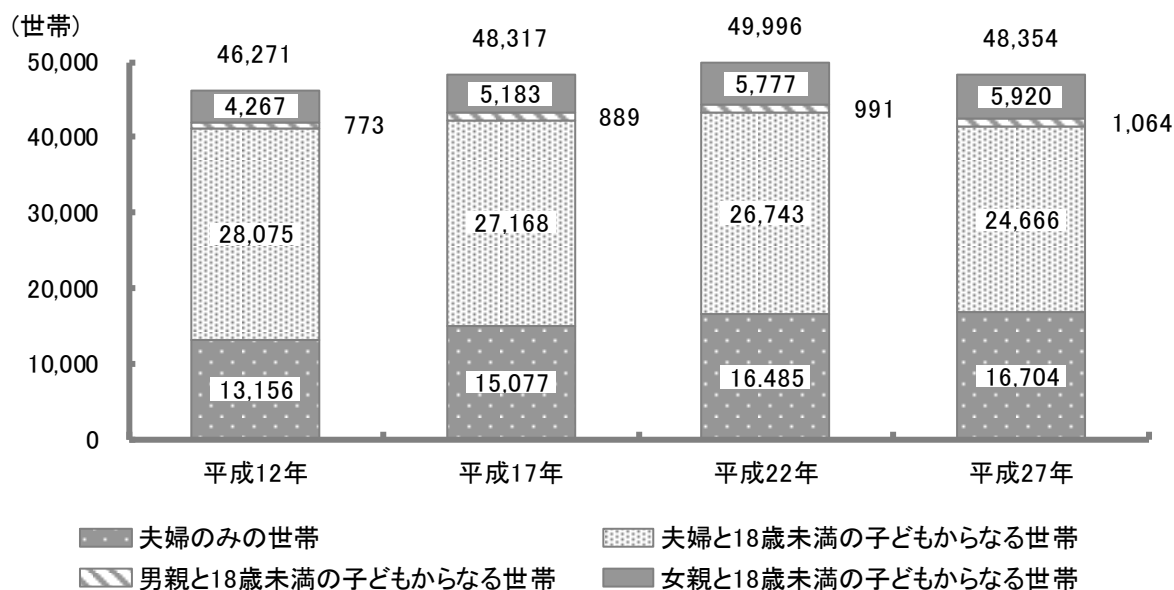
非親族世帯：「2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯」

単独世帯：「世帯人員が1人の世帯」

③ 核家族世帯の内訳（宇治市）

核家族世帯のうち、夫婦のみの世帯、男親と18歳未満の子どもからなる世帯、女親と18歳未満の子どもからなる世帯が年々増加しています。

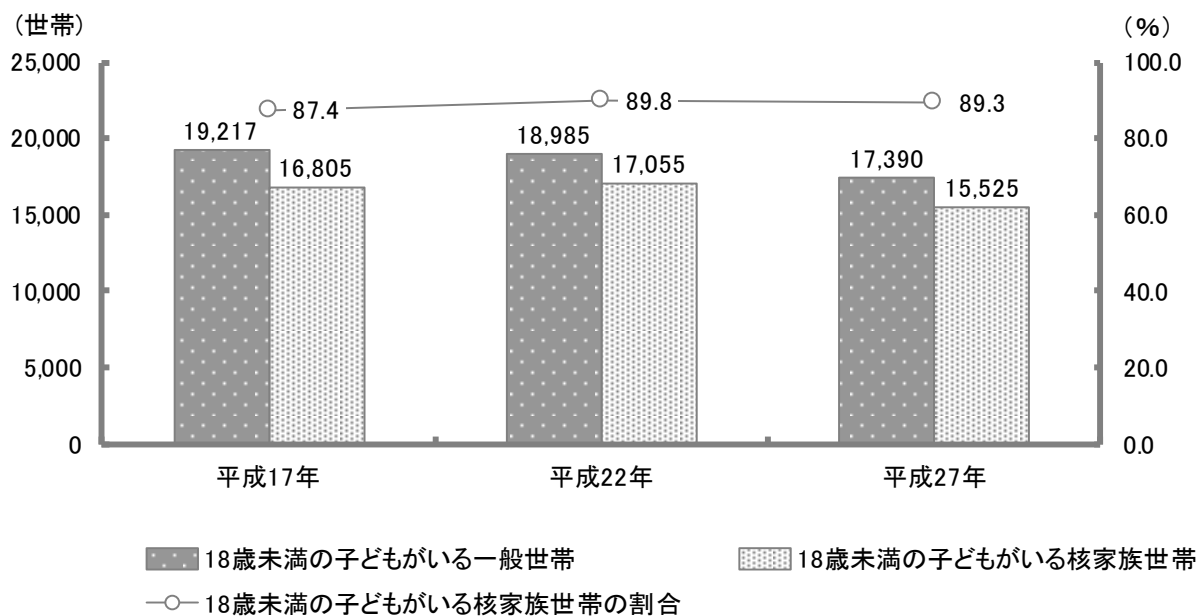
一方、夫婦と18歳未満の子どもからなる世帯は減少しています。



資料：国勢調査

④ 18歳未満の子どもがいる世帯の推移（宇治市）

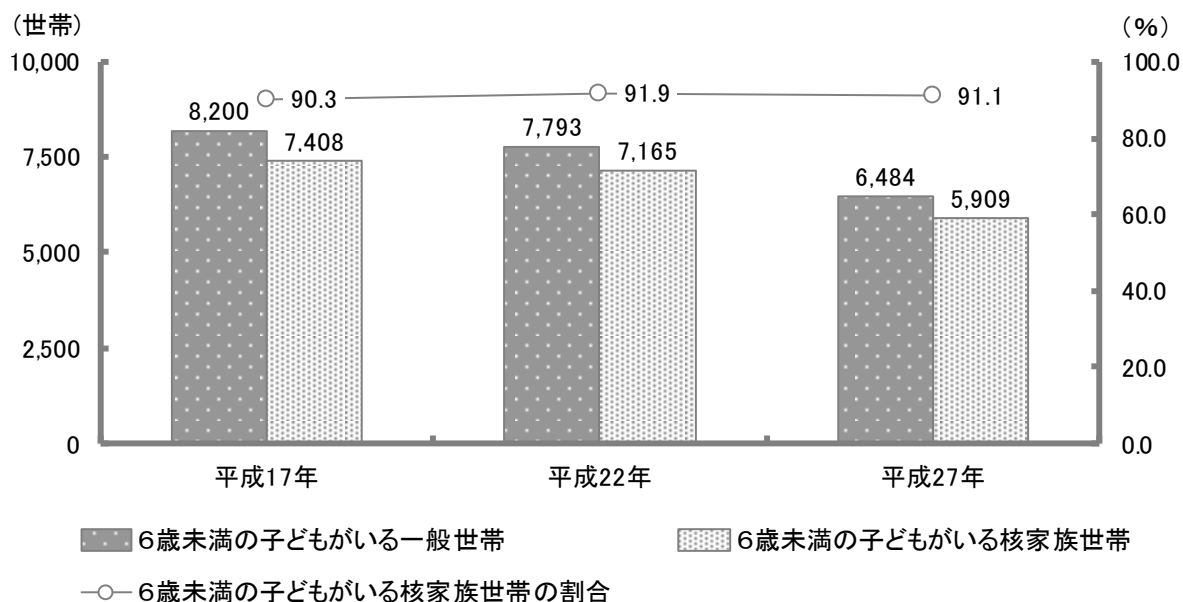
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯は減少しており、平成27年で17,390世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は増減を繰り返しています。



資料：国勢調査

⑤ 6歳未満の子どものいる世帯の推移（宇治市）

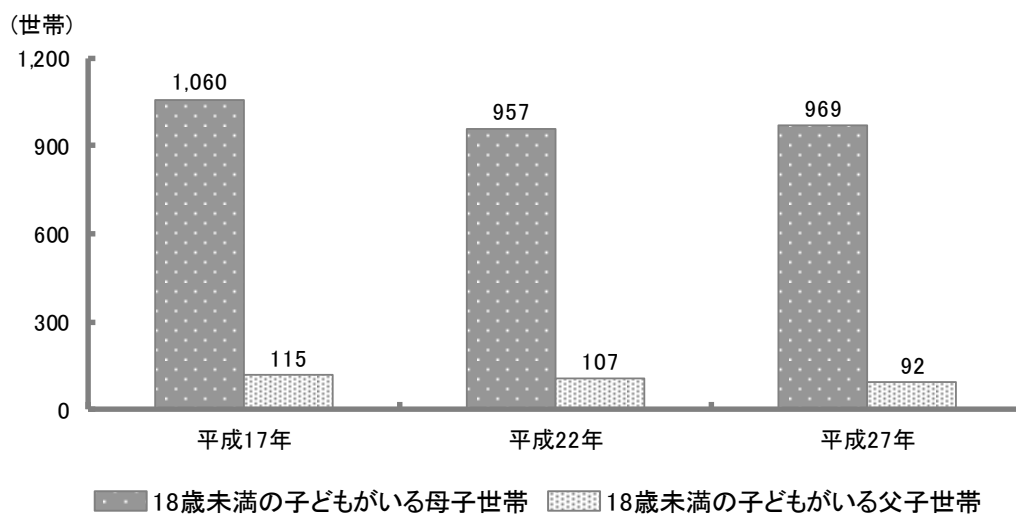
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で6,484世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は減少し、核家族世帯の割合は横ばい傾向となっています。



資料：国勢調査

⑥ 18歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移（宇治市）

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増減を繰り返しており、平成27年で969世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成17年に比べ減少しています。

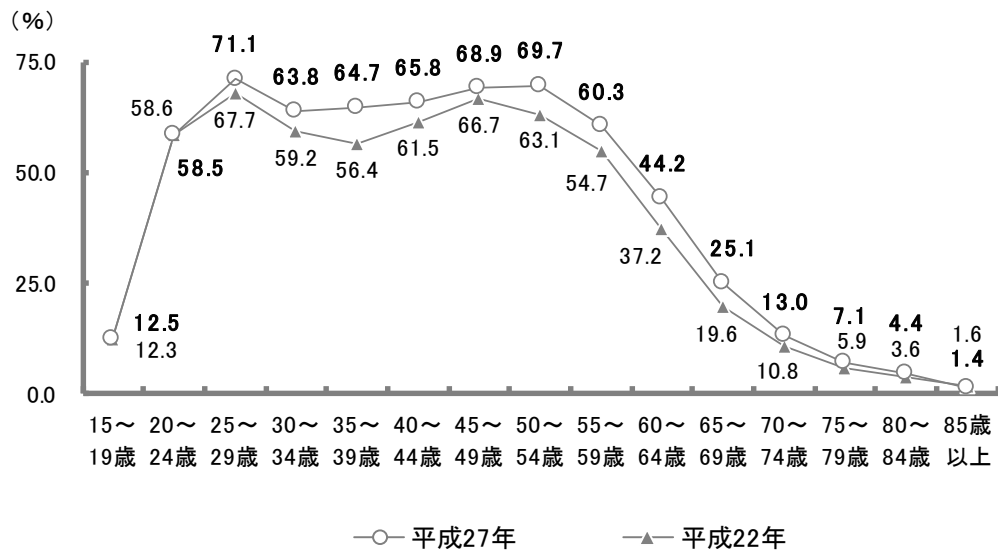


資料：国勢調査

(2) 就業の状況

① 女性の年齢別労働力率の推移（宇治市）

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いています。落ち込みの大きい 30～39 歳の労働率は平成 22 年に比べ平成 27 年で上昇し、近年では M 字カーブは緩やかになっています。



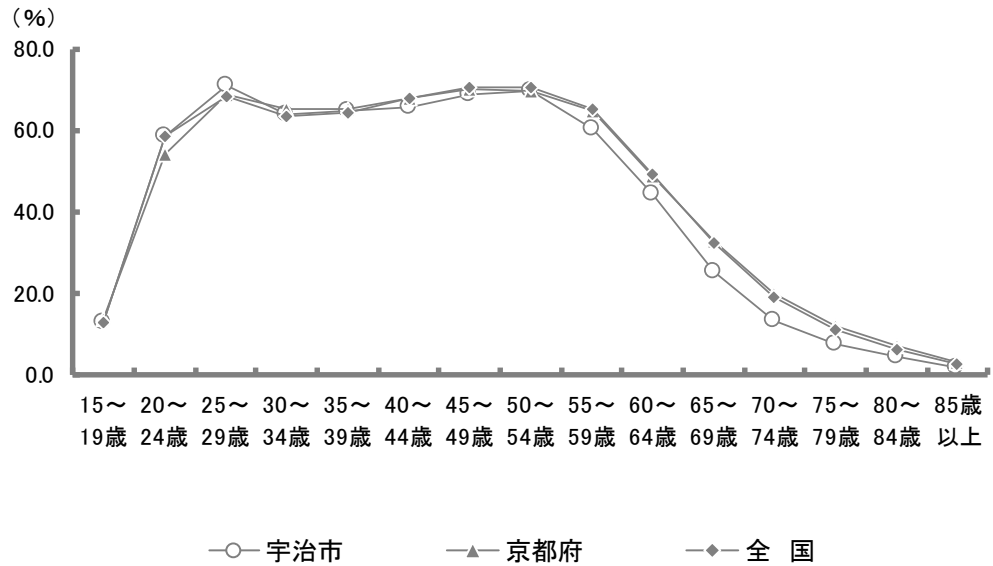
資料：国勢調査

単位：％

区分	平成 22 年	平成 27 年
15～19 歳	12.3	12.5
20～24 歳	58.6	58.5
25～29 歳	67.7	71.1
30～34 歳	59.2	63.8
35～39 歳	56.4	64.7
40～44 歳	61.5	65.8
45～49 歳	66.7	68.9
50～54 歳	63.1	69.7
55～59 歳	54.7	60.3
60～64 歳	37.2	44.2
65～69 歳	19.6	25.1
70～74 歳	10.8	13.0
75～79 歳	5.9	7.1
80～84 歳	3.6	4.4
85 歳以上	1.6	1.4

② 女性の年齢別労働力率の比較

本市の女性の年齢別労働力率は京都府、全国と同様のM字型曲線を描いています。



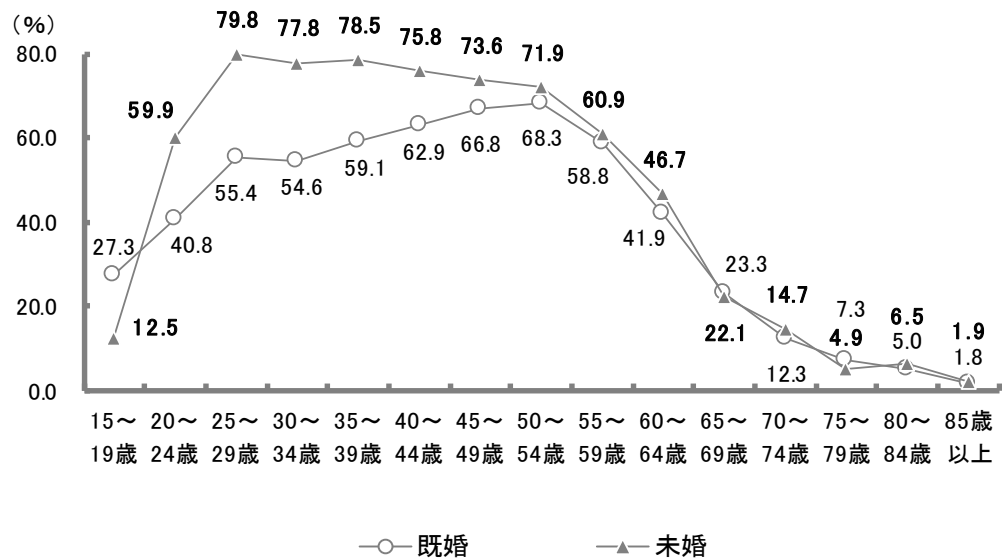
資料：国勢調査（平成 27 年）

単位：％

区分	宇治市	京都府	全国
15～19 歳	12.5	13.8	12.9
20～24 歳	58.5	54.1	58.6
25～29 歳	71.1	68.6	68.2
30～34 歳	63.8	65.3	63.3
35～39 歳	64.7	65.3	64.1
40～44 歳	65.8	68.0	67.9
45～49 歳	68.9	70.0	70.3
50～54 歳	69.7	69.7	70.3
55～59 歳	60.3	64.6	65.0
60～64 歳	44.2	48.6	49.1
65～69 歳	25.1	32.6	32.1
70～74 歳	13.0	19.8	18.9
75～79 歳	7.1	11.8	10.9
80～84 歳	4.4	6.9	5.9
85 歳以上	1.4	2.9	2.4

③ 女性の未婚・既婚の年齢別労働力率の比較（宇治市）

本市の平成 27 年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に 20 歳代から 40 歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成 27 年）

単位：％

区分	既婚	未婚
15～19 歳	27.3	12.5
20～24 歳	40.8	59.9
25～29 歳	55.4	79.8
30～34 歳	54.6	77.8
35～39 歳	59.1	78.5
40～44 歳	62.9	75.8
45～49 歳	66.8	73.6
50～54 歳	68.3	71.9
55～59 歳	58.8	60.9
60～64 歳	41.9	46.7
65～69 歳	23.3	22.1
70～74 歳	12.3	14.7
75～79 歳	7.3	4.9
80～84 歳	5.0	6.5
85 歳以上	1.8	1.9

3 子育て支援事業の状況

(1) 時間外保育事業（延長保育）

市内の保育所で、通常の利用時間以外に保育を行っています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所
利用者数	1,953 人	1,787 人	1,724 人	1,685 人

(2) 保育所一時預かり

市内の保育所で、保護者の病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、一時的に子どもを預かっています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
延べ利用者数	9,357 人	9,571 人	8,607 人	7,379 人

(3) 病児・病後児保育事業

子どもが病気などの際に、保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、病院などに付設された施設で一時的に子どもを預かる事業です。本市では、病児・病後児型は、現在宇治病院、浅妻医院、宇治徳洲会病院の3か所で実施しており、体調不良児対応型は、市内の保育所で実施しています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
病児・病後児型	実施箇所数	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	利用者数	1,782 人	2,031 人	2,069 人	1,613 人
体調不良児 対応型	実施箇所数	9 か所	10 か所	9 か所	10 か所
	利用者数	2,135 人	2,039 人	1,923 人	2,158 人

(4) ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）が会員として登録し、保育所などの送迎や預かりなどの相互援助活動を行う事業です。本市では、JR 宇治駅前市民交流プラザ ゆめりあ うじ内にセンターを開設しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
延べ利用者数	2,099 人	1,296 人	1,378 人	1,449 人

(5) 育成学級（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	23 か所	24 か所	24 か所	24 か所
利用者数	2,167 人	2,165 人	2,156 人	2,215 人

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイなど）

保護者の入院や出張、育児疲れなどの理由により、一時的に家庭で子育てが困難になった場合に、児童養護施設などで一定期間養育を行う事業です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
延べ利用者数	39 人	78 人	21 人	11 人

(7) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳）

就学前の子どもとその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	8 か所	8 か所	8 か所	9 か所
延べ利用者数	21,908 人	21,515 人	19,484 人	21,982 人

(8) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。本市では、平成24年度から実施しています。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	605件	519件	482件	478件

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言を行っています。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	2,321件	2,171件	2,023件	2,043件

(11) 妊婦健康診査

妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導などを行っています。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
母子健康手帳交付数	1,390件	1,353件	1,312件	1,157件

4 その他の状況

(1) 公園

公園の状況では、都市公園が 182 か所、その他の公園が 324 か所と、都市公園が全体の4割近くを占めています。都市公園の内訳をみると、街区公園が 151 か所で 83.0%、緑地・緑道が 24 か所で 13.2%を占めています。

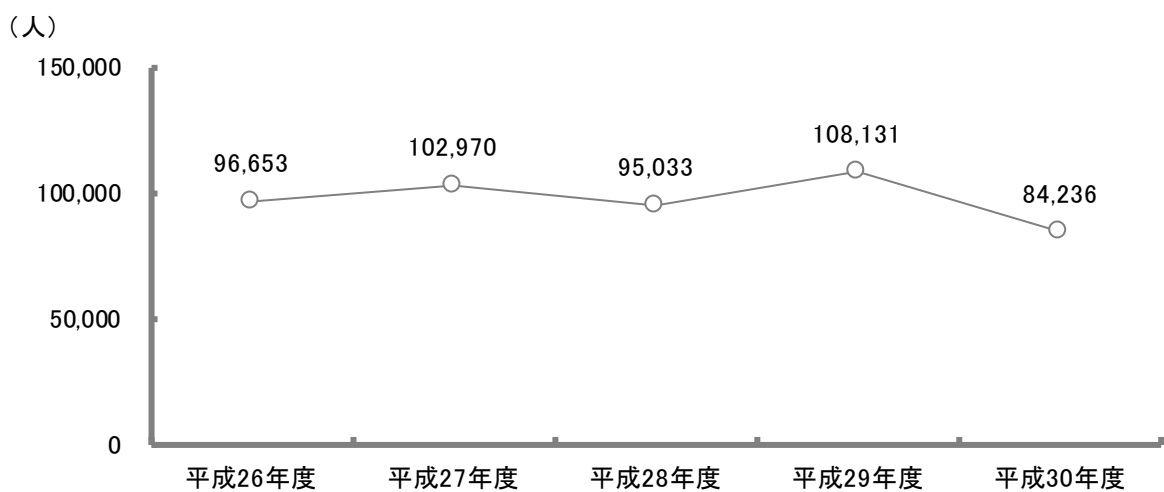
単位：か所

区分	総数	都市公園						その他の公園
		地区公園	近隣公園	総合公園	特殊公園	街区公園	緑地・緑道	
箇所数	506	3	1	1	2	151	24	324

資料：公園緑地課（平成 31 年 3 月末現在）

(2) 植物公園の利用者数の推移

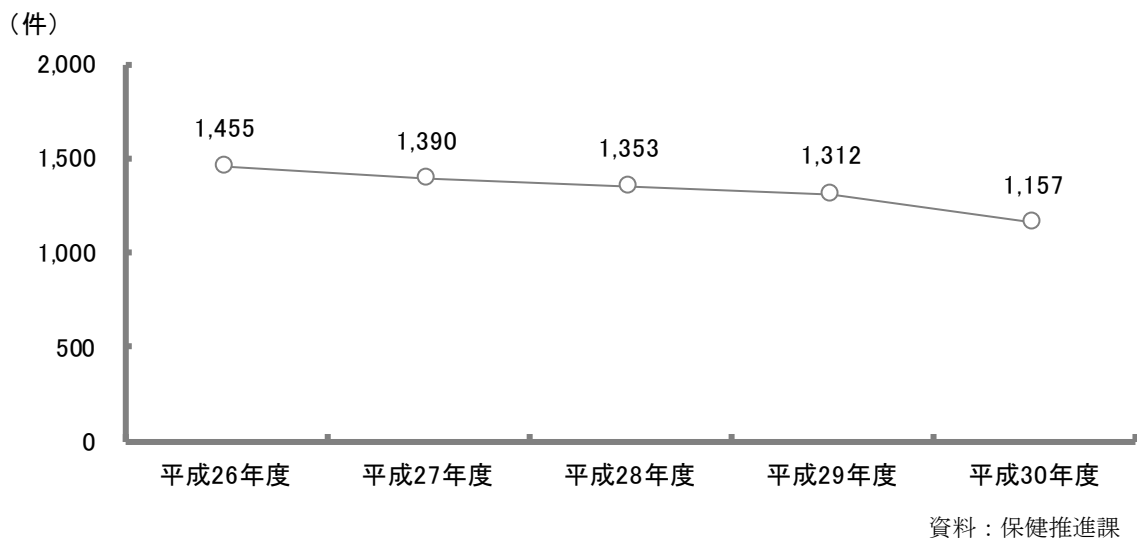
植物公園の利用者数の推移は、平成 26 年度以降、増減を繰り返しながら減少傾向となっており、平成 30 年度で 84,236 人となっています。



資料：公園緑地課

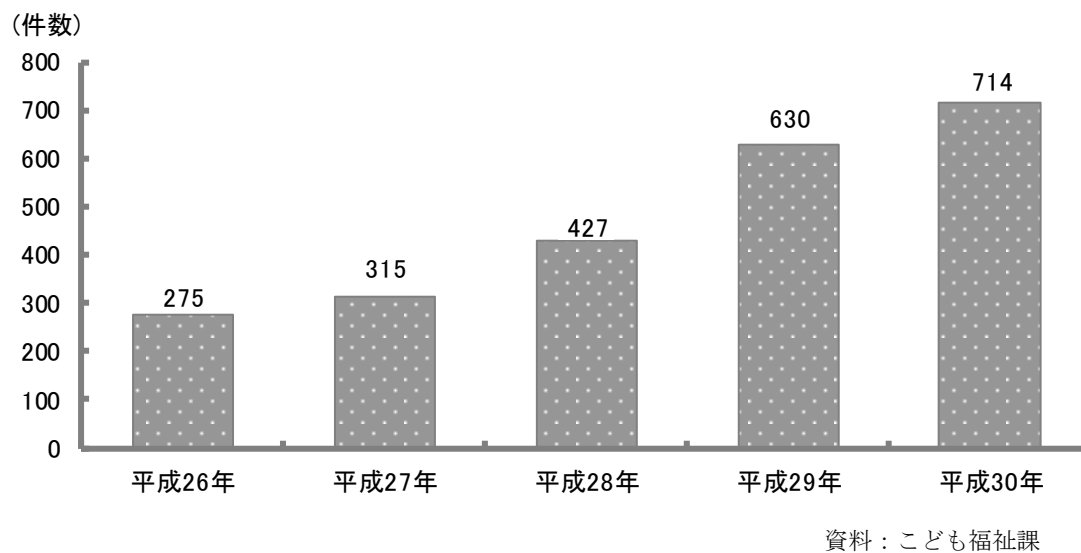
(3) 母子健康手帳交付状況

母子健康手帳交付数は年々減少しており、平成30年度で1157件となっています。



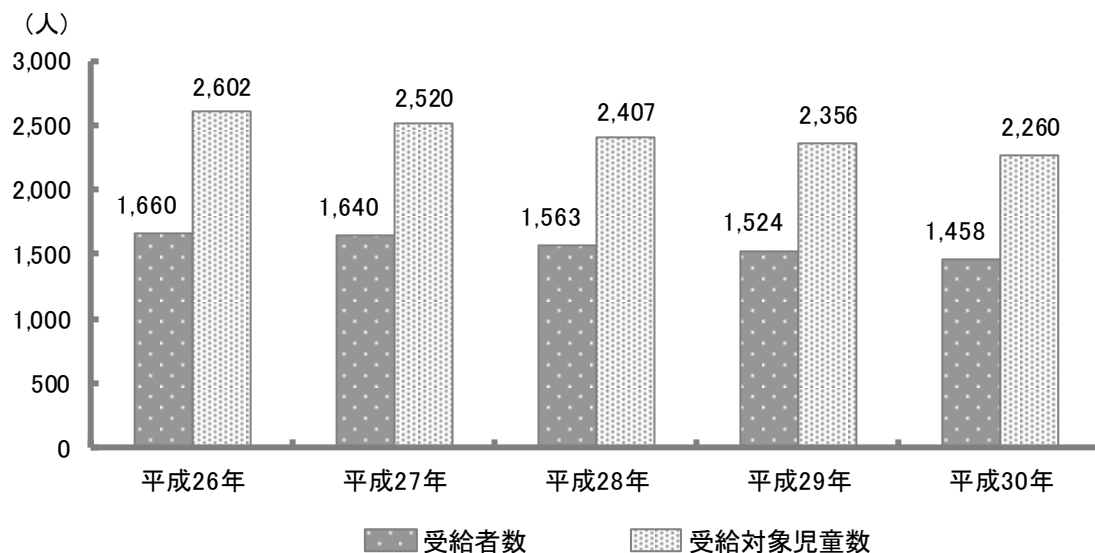
(4) 児童虐待対応件数の推移

本市の児童虐待通報件数は年々増加しており、平成30年で714人と過去5年間で約2.6倍の増加となっています。



(5) 児童扶養手当受給者数の推移

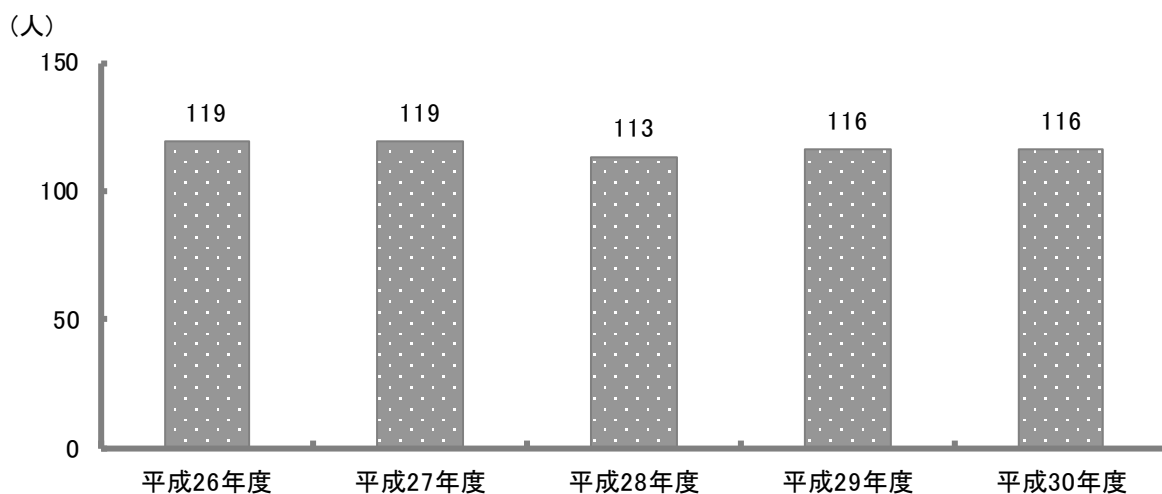
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々増加しており、平成 30 年で受給者数が 1,458 人、受給対象児童数が 2,260 人となっています。



資料：こども福祉課

(6) 身体障害者手帳の交付状況（18 歳未満）

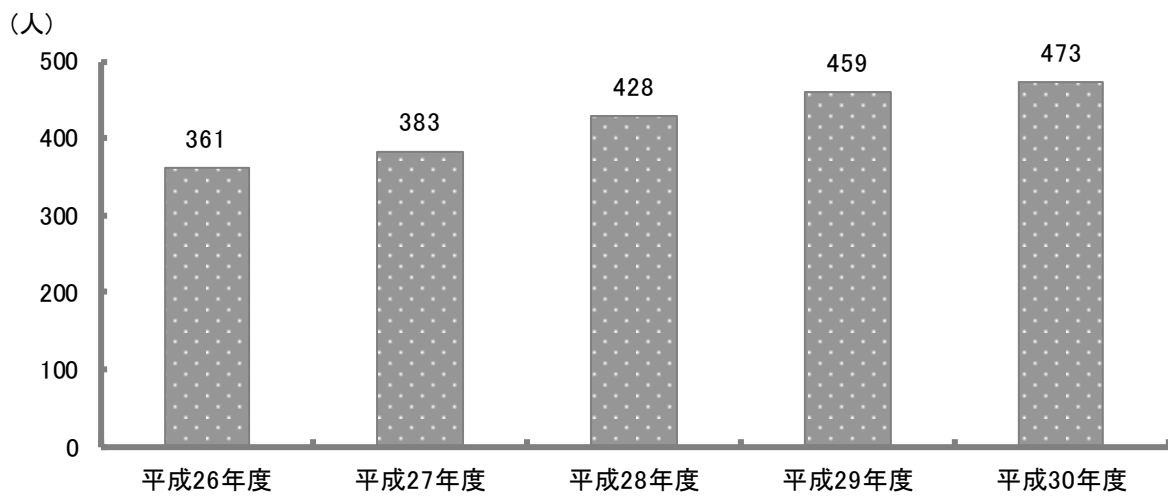
身体障害者手帳の交付状況は、平成 26 年度以降、横ばいで推移しています。



資料：障害福祉課

(7) 療育手帳の交付状況 (18 歳未満)

療育手帳の交付状況は、年々増加しており、平成 30 年度で 473 人となっています。



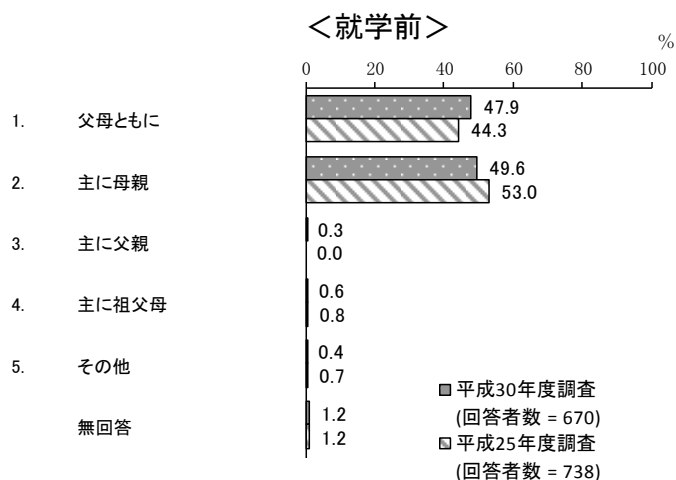
資料：障害福祉課

5 ニーズ調査の結果と分析

(1) 子育てを主に行っている人について・・・・・・・・

【就学前児童】

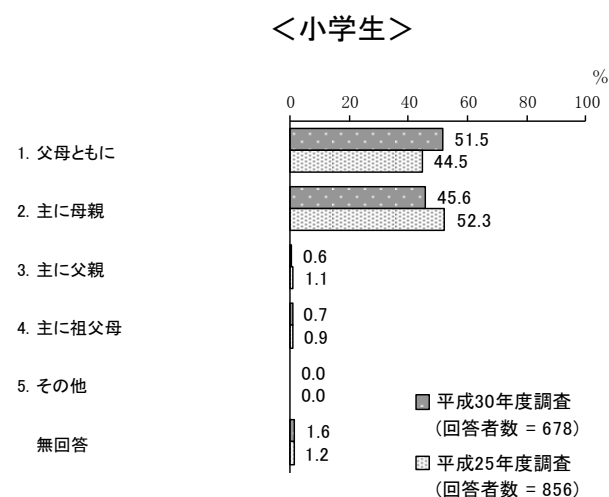
平成 30 年度調査では、「2.主に母親」の割合が49.6%と最も高く、次いで「1.父母ともに」の割合が47.9%となっています。



【小学生】

平成 30 年度調査では、「1.父母ともに」の割合が51.5%と最も高く、次いで「2.主に母親」の割合が45.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「1.父母ともに」の割合が 7.0 ポイント増加し、「2.主に母親」の割合が 6.7 ポイント減少しています。



(2) 母親の就労状況と就労希望について・・・・・・・・

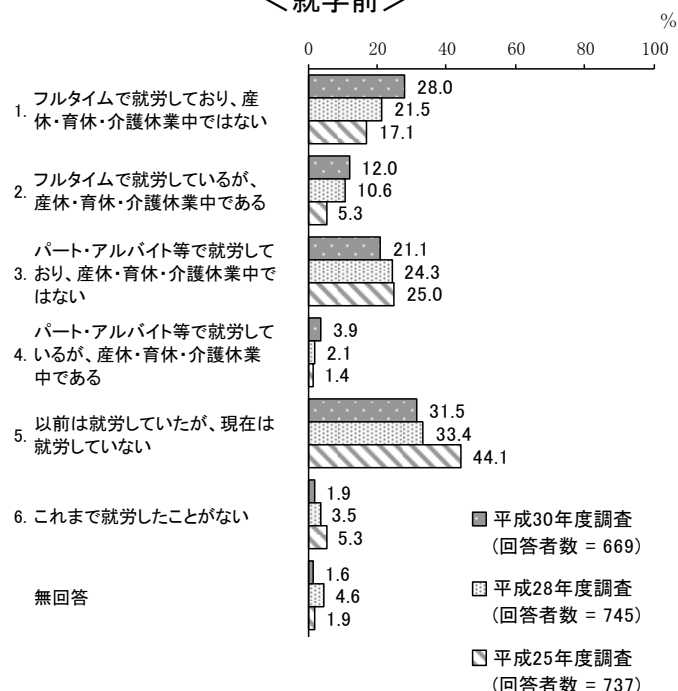
① 母親の現在の就労状況

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が31.5%と最も高く、次いで「1.フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が28.0%、
「3.パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が21.1%となっており、
「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が21.1%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「1.フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が10.9ポイント増加し、
「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が13.6ポイント減少しています。

<就学前>

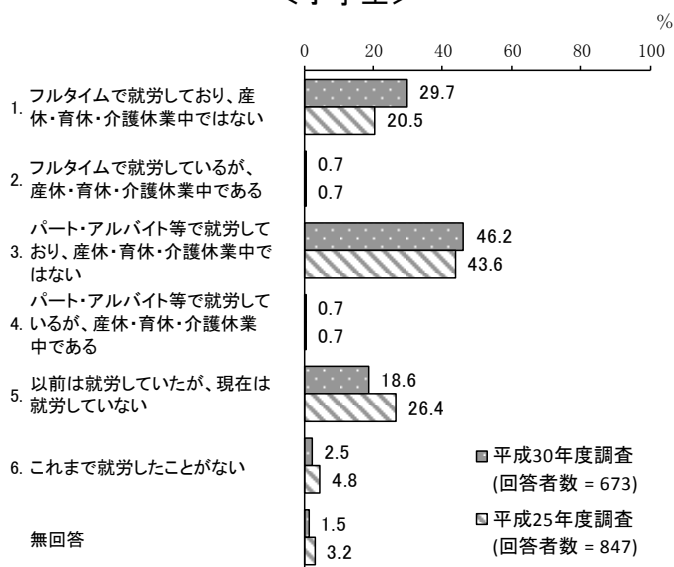


【小学生】

平成 30 年度調査では、「3.パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が46.2%と最も高く、次いで「1.フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が29.7%、
「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が18.6%となっており、
「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が18.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「1.フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が9.2ポイント増加し、
「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が7.8ポイント減少しています。

<小学生>



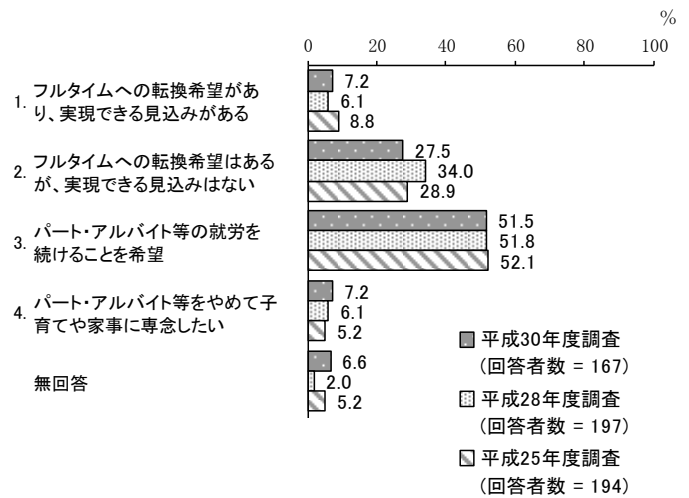
② 母親のフルタイムへの転換及び就労希望 〈現在パート・アルバイト等〉

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「3.パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が51.5%と最も高く、次いで「2.フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が27.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

＜就学前＞

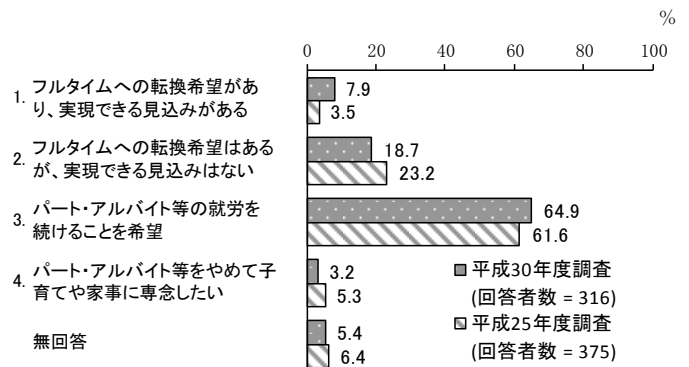


【小学生】

平成 30 年度調査では、「3.パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が64.9%と最も高く、次いで「2.フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が18.7%、「1.フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が7.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

＜小学生＞



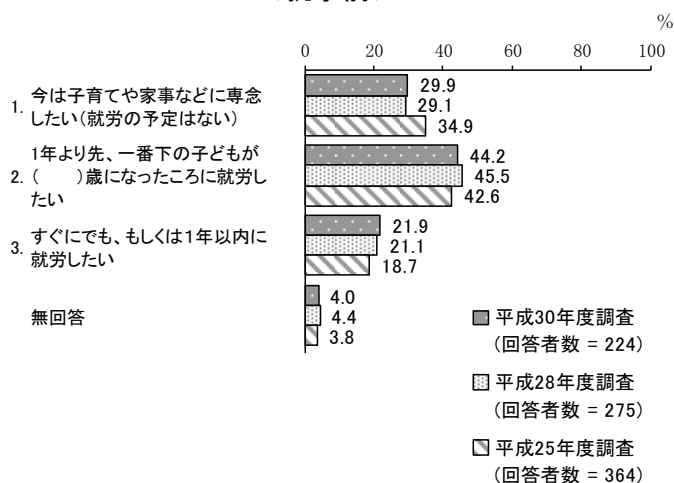
③母親のフルタイムへの転換及び就労希望 〈現在就労していない〉

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「2.1 年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が 44.2%と最も高く、次いで「1.今は子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合が 29.9%、「3.すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が 21.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「1.今は子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合が 5.0 ポイント減少しています。

＜就学前＞

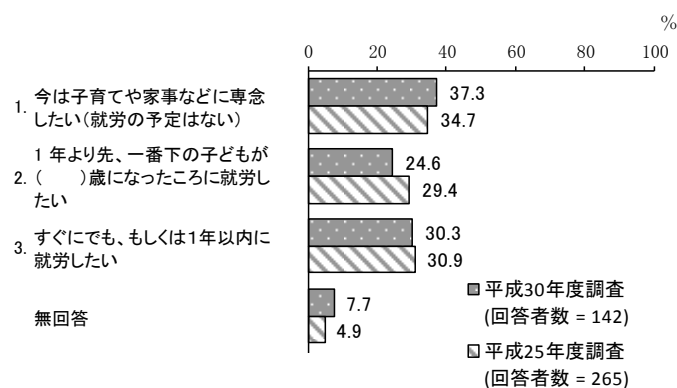


【小学生】

平成 30 年度では、「1.今は子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合が 37.3%と最も高く、次いで「3.すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が 30.3%、「1 年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が 24.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

＜小学生＞



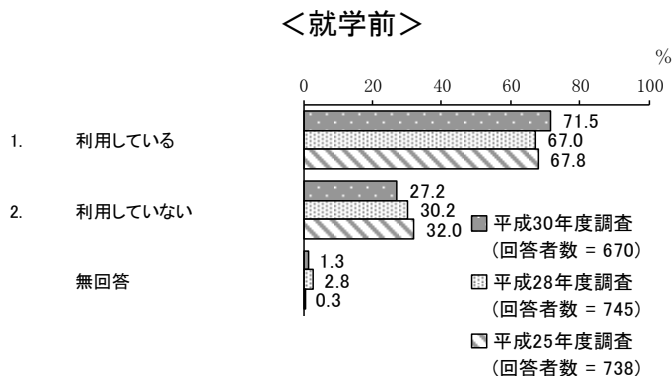
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望について・・・

① 利用している定期的な教育・保育の事業（利用の有無）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「1.利用している」の割合が71.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

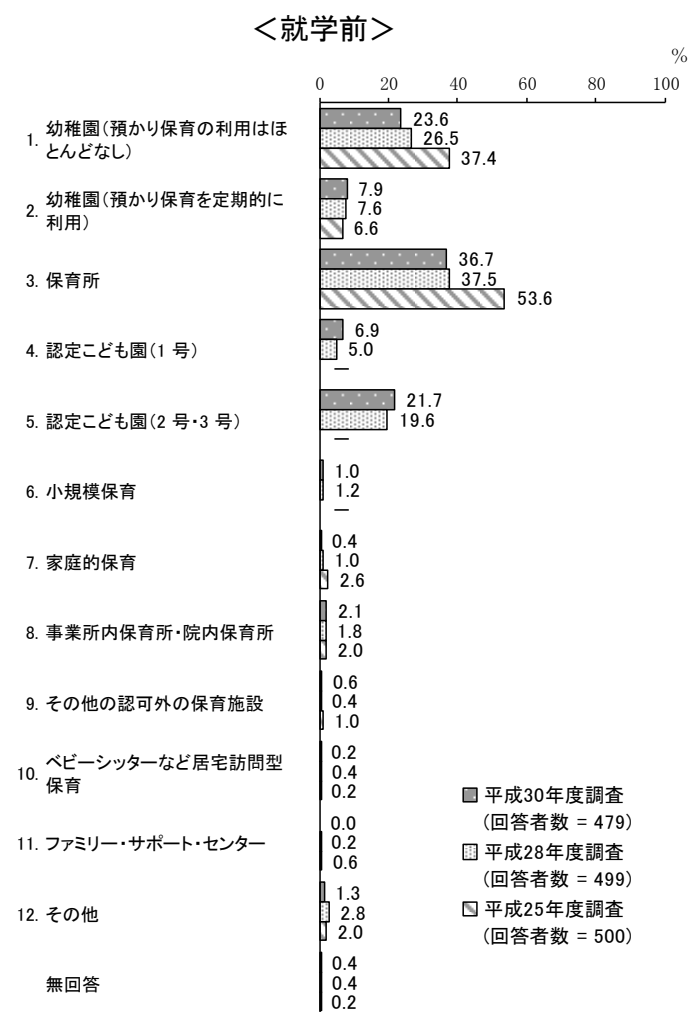


② 利用している定期的な教育・保育事業（利用している事業・複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「3.保育所」の割合が36.7%と最も高く、次いで「1.幼稚園(預かり保育の利用はほとんどなし)」の割合が23.6%、「5.認定こども園(2号・3号)」の割合が21.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「1.幼稚園(預かり保育の利用はほとんどなし)」、「3.保育所」の割合が、それぞれ13.8ポイント、16.9ポイント減少し、また新たに設問が追加された「4.認定こども園(1号)」、「5.認定こども園(2号・3号)」の割合が、合わせて28.6ポイント増加しています。

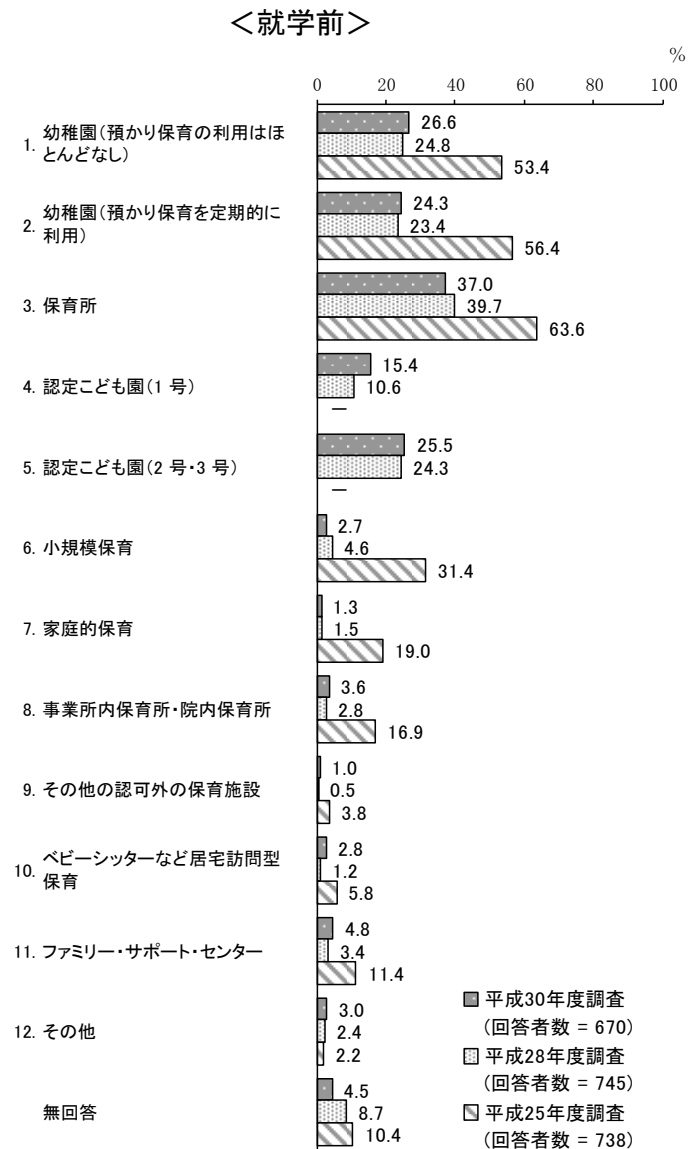


③ 定期的に利用したい教育・保育事業

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「3.保育所」の割合が37.0%と最も高く、次いで「1.幼稚園（預かり保育の利用はほとんどなし）」の割合が26.6%、「5.認定こども園（2号・3号）」の割合が25.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「2.幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」、「6.小規模保育」、「1.幼稚園（預かり保育の利用はほとんどなし）」、「3.保育所」、「7.家庭的保育」、「8.事業所内保育所・院内保育所」、「11.ファミリー・サポート・センター」の割合が、それぞれ32.1ポイント、28.7ポイント、26.8ポイント、26.6ポイント、17.7ポイント、13.3ポイント、6.6ポイント減少しています。



※平成 25 年調査には「4.認定こども園（1号）」、「5.認定こども園（2号・3号）」の選択肢はありませんでした。

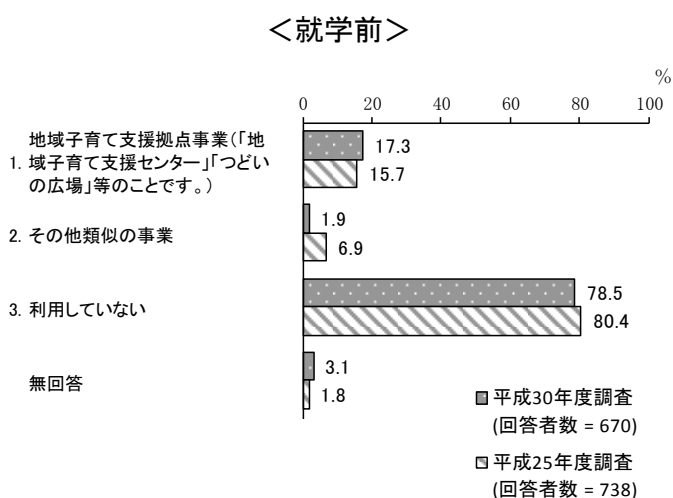
(4) 地域の子育て支援事業の利用状況と利用希望について・・・・・・・・

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況（複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「3.利用していない」の割合が 78.5%と最も高く、次いで「1.地域子育て支援拠点事業（「地域子育て支援センター」「つどいの広場」等のことです。）」の割合が 17.3%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

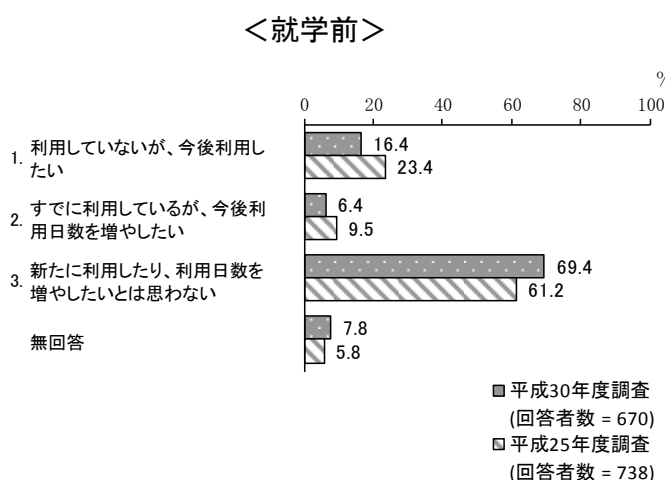


② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「3.新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 69.4%と最も高く、次いで「1.利用していないが、今後利用したい」の割合が 16.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「3.新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 8.2 ポイント増加し、「1.利用していないが、今後利用したい」の割合が 7.0 ポイント減少しています。



(5) 病気等の際の対応について・・・・・・・・

① 病気やケガでの幼稚園、保育所などの休みの有無

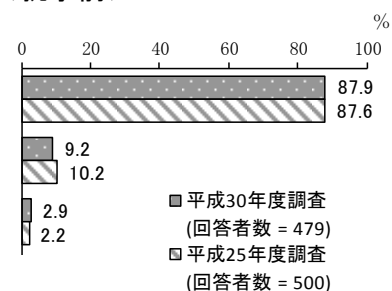
【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「1.あった」の割合が 87.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

- | | |
|----|------|
| 1. | あった |
| 2. | なかった |
| | 無回答 |

<就学前>



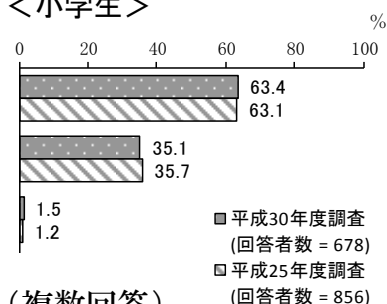
【小学生】

平成 30 年度調査では、「1.あった」の割合が 63.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

- | | |
|----|------|
| 1. | あった |
| 2. | なかった |
| | 無回答 |

<小学生>



② 病気やケガでの幼稚園、保育所などの休みの時の対応（複数回答）

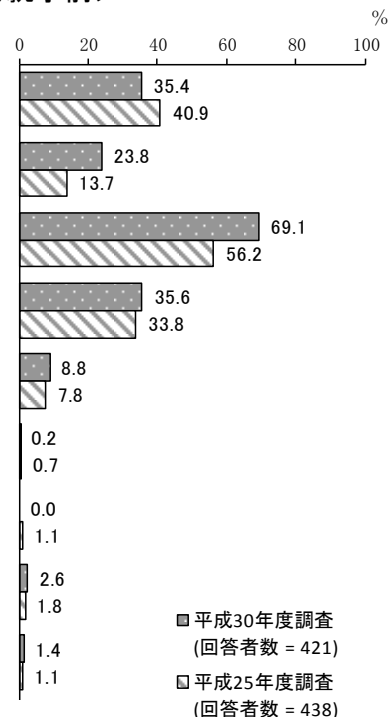
【就学前児童】

あった時の対応として、平成 30 年度調査では、「3.母親が休んだ」の割合が 69.1%と最も高く、次いで「4.（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 35.6%、「1.父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が 35.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「2.父親が休んだ」、「3.母親が休んだ」の割合が、それぞれ 10.1 ポイント、12.9 ポイント増加し、「1.父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が 5.5 ポイント減少しています。

- | | |
|----|--------------------------------------|
| 1. | 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた |
| 2. | 父親が休んだ |
| 3. | 母親が休んだ |
| 4. | （同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった |
| 5. | 病児・病後児保育事業を利用した |
| 6. | ベビーシッターを利用した |
| 7. | ファミリー・サポート・センターを利用した（地域住民が子どもを預かる事業） |
| 8. | その他 |
| | 無回答 |

<就学前>

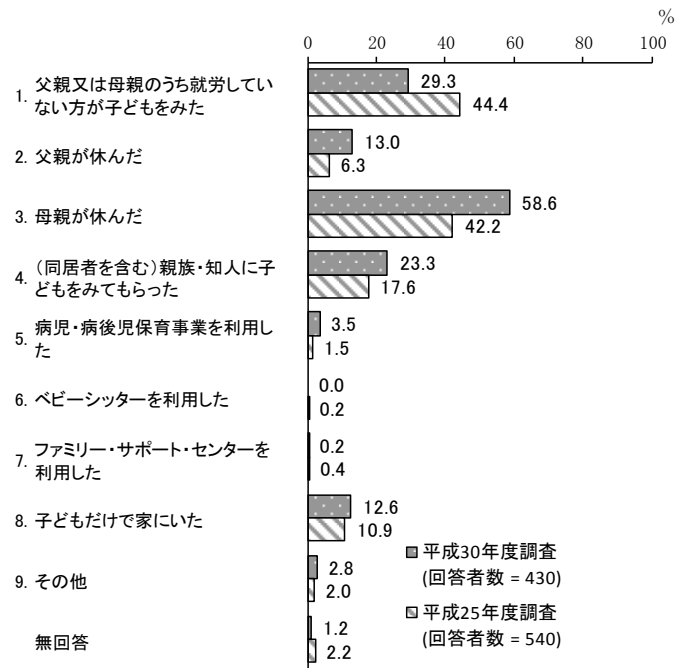


【小学生】

平成 30 年度調査では、「3.母親が休んだ」の割合が58.6%と最も高く、次いで「1.父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が29.3%、「4.（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が23.3%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「2.父親が休んだ」、「3.母親が休んだ」、「4.（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が、それぞれ6.7ポイント、16.4ポイント、5.7ポイント増加し、「1.父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が15.1ポイント減少しています。

<小学生>



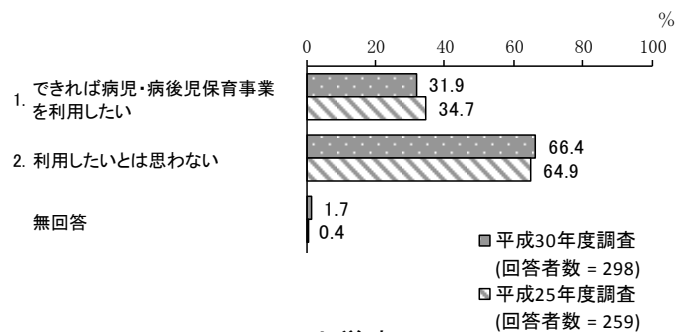
③ 病児・病後児保育事業の今後の利用希望

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「2.利用したいとは思わない」の割合が66.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

<就学前>

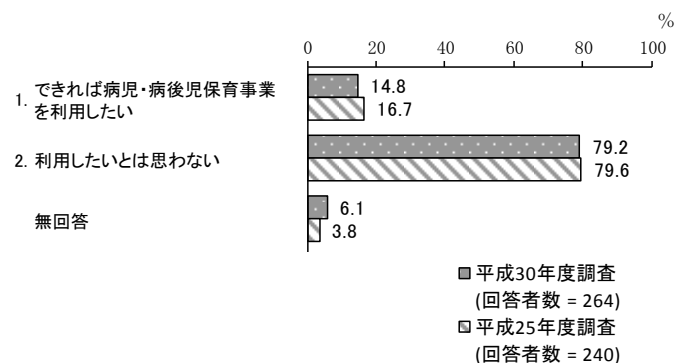


【小学生】

平成 30 年度調査では、「2.利用したいとは思わない」の割合が79.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

<小学生>



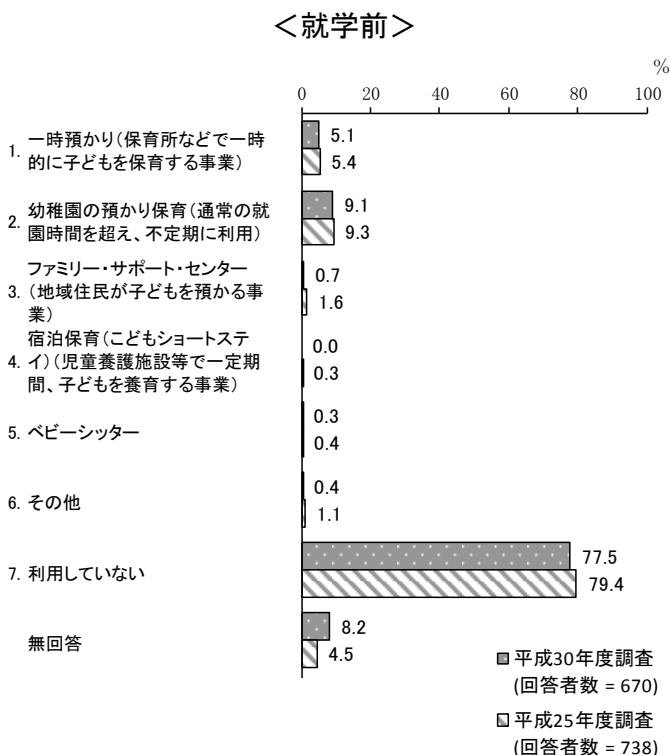
(6) 不定期の教育・保育利用や宿泊を伴う一時的な預かり等の利用について・・・・・・・・

① 不定期の教育・保育の利用状況（複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「7.利用していない」の割合が 77.5%と最も高く、次いで「2.幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を超え、不定期的に利用）」の割合が 9.1%、「1.一時預かり（保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」の割合が 5.1%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

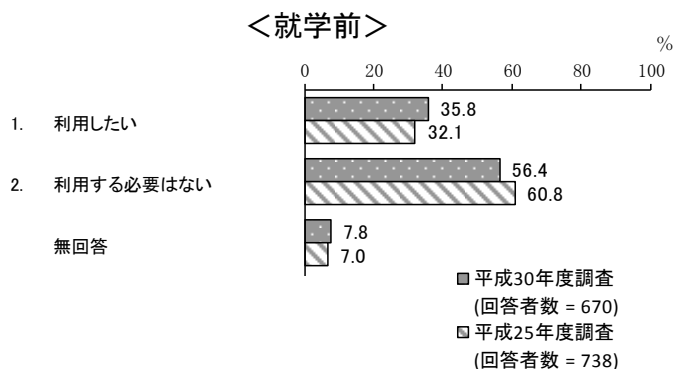


② 不定期の教育・保育の利用希望（複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「2.利用する必要はない」の割合が 56.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 宿泊を伴う一時的な預かり等の有無

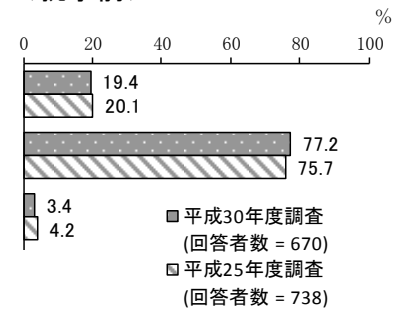
【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「2.なかった」の割合が 77.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

- | | |
|----|------|
| 1. | あった |
| 2. | なかった |
| | 無回答 |

<就学前>



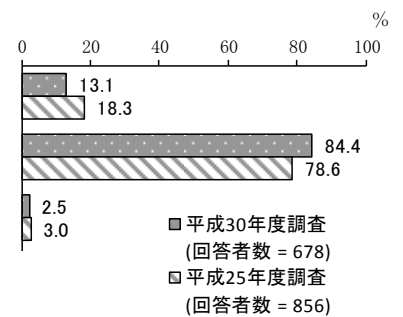
【小学生】

平成 30 年度調査では、「2.なかった」の割合が 84.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「2.なかった」の割合が 5.8 ポイント増加しています。

- | | |
|----|------|
| 1. | あった |
| 2. | なかった |
| | 無回答 |

<小学生>

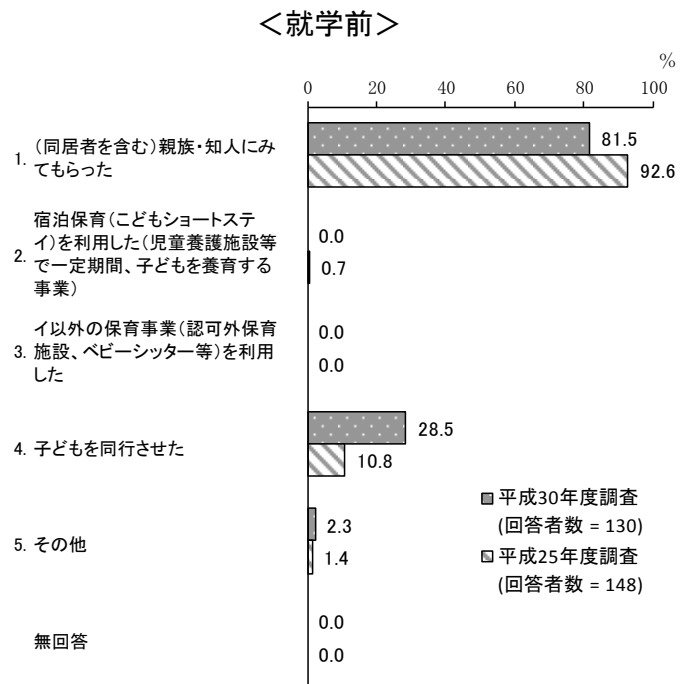


④ 宿泊を伴う一時的な預かりの時の対応（複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「1.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」の割合が 81.5%と最も高く、次いで「4. 子どもを同行させた」の割合が 28.5%となっています。

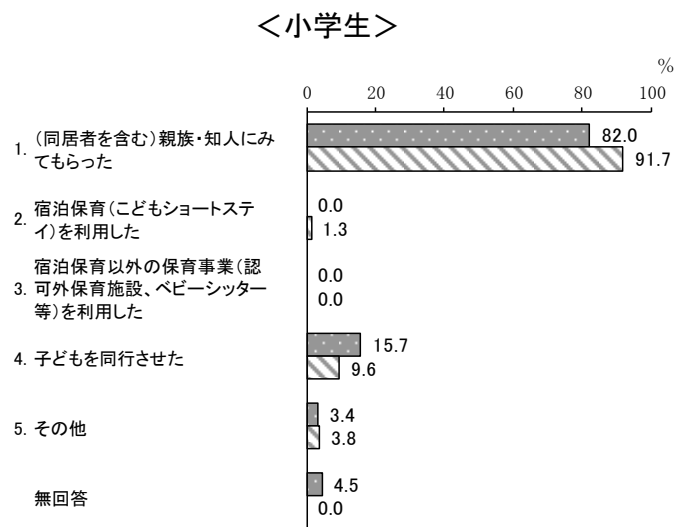
平成 25 年度調査と比較すると、「4. 子どもを同行させた」の割合が 17.7 ポイント増加し、「1.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」の割合が 11.1 ポイント減少しています。



【小学生】

平成 30 年度調査では、「1.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」の割合が 82.0%と最も高く、次いで「4. 子どもを同行させた」の割合が 15.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「4. 子どもを同行させた」の割合が 6.1 ポイント増加し、「1.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」の割合が 9.7 ポイント減少しています。



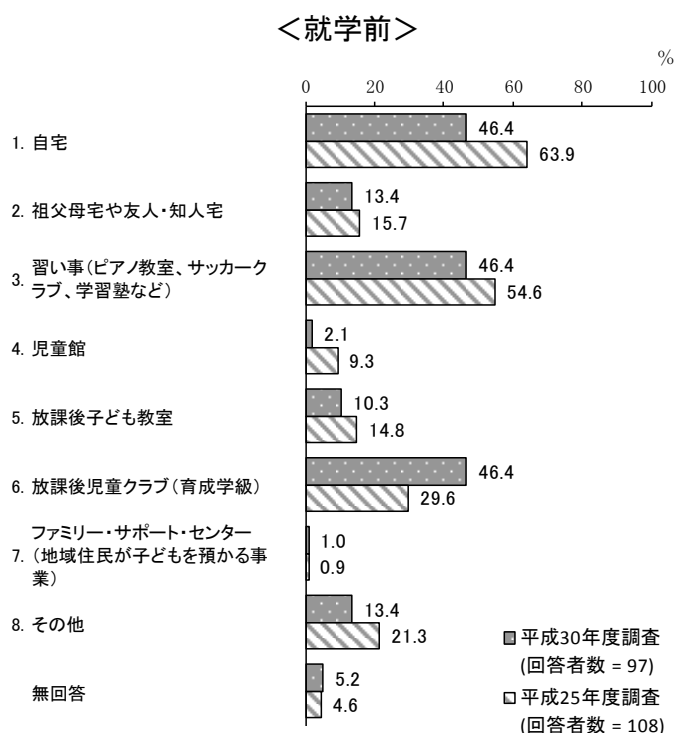
(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方について・・・・・・・・

① 就学前児童の小学校就学後の放課後（低学年）に過ごさせたい場所（複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「1.自宅」、「3.習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「6.放課後児童クラブ（育成学級）」の割合が 46.4%と最も高くなっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「6.放課後児童クラブ（育成学級）」の割合が 16.8 ポイント増加し、「1.自宅」、「3.習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「4.児童館」の割合が、それぞれ 17.5 ポイント、8.2 ポイント、7.2 ポイント減少しています。

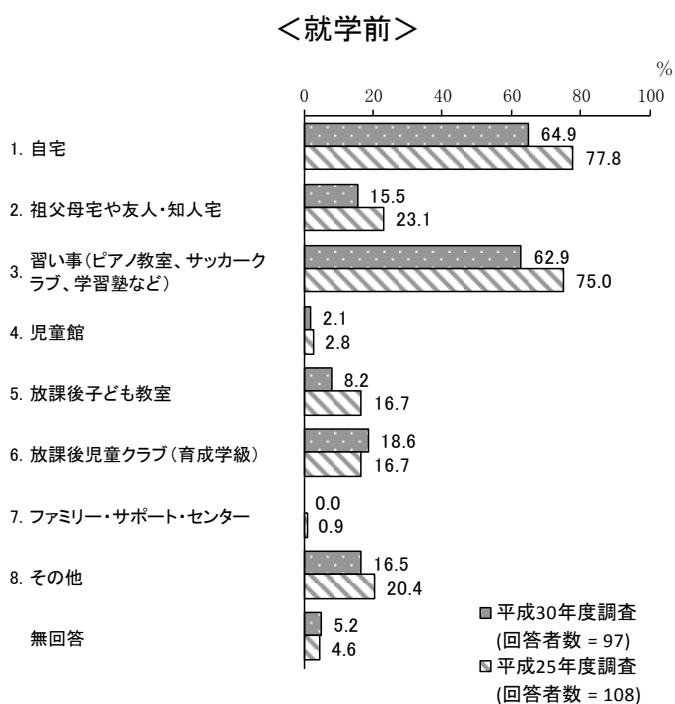


②就学前児童の小学校就学後の放課後（高学年）に過ごさせたい場所（複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「1.自宅」の割合が 64.9%と最も高く、次いで「3.習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 62.9%、「6.放課後児童クラブ（育成学級）」の割合が 18.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「1.自宅」、「3.習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「5.放課後子ども教室」、「2.祖父母宅や友人・知人宅」の割合が、それぞれ 12.9 ポイント、12.1 ポイント、8.5 ポイント、7.6 ポイント減少しています。



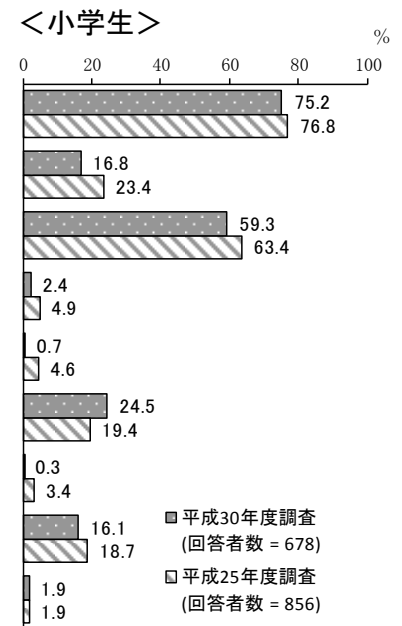
③ 小学生の放課後に過ごす場所（複数回答）

【小学生】

平成 30 年度調査では、「1.自宅」の割合が 75.2%と最も高く、次いで「3.習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 59.3%、「6.放課後児童クラブ（育成学級）」の割合が 24.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「6.放課後児童クラブ（育成学級）」の割合が 5.1 ポイント増加し、「2.祖父母宅や友人・知人宅」の割合 6.6 ポイントが減少しています。

1. 自宅
2. 祖父母宅や友人・知人宅
3. 習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)
4. 児童館
5. 放課後子ども教室
6. 放課後児童クラブ(育成学級)
7. ファミリー・サポート・センター
8. その他
- 無回答



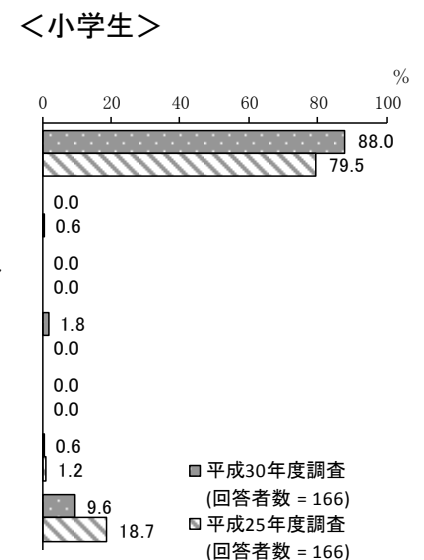
④ 放課後児童クラブ（育成学級）を利用している理由

【小学生】

平成 30 年度調査では、「1.現在就労している」の割合が 88.0%と最も高くなっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「1.現在就労している」の割合が 8.5 ポイント増加しています。

1. 現在就労している
2. 就労予定がある／求職中である
3. 家族・親族などを介護しなければならない
4. 病気や障害がある
5. 学生である
6. その他
- 無回答

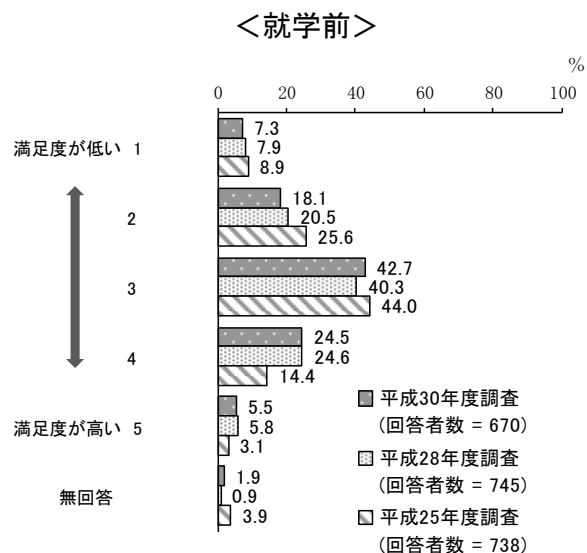


(8) 子育ての環境や支援への満足度について・・・・・・・・

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「3」の割合が 42.7%と最も高く、次いで「4」の割合が 24.5%、「2」の割合が 18.1%となっています。

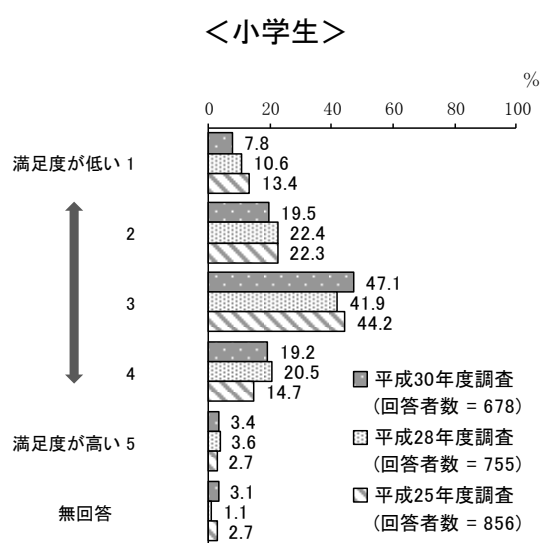
平成 25 年度調査と比較すると、「4」の割合が 10.1 ポイント増加し、「2」の割合が 7.5 ポイント減少しています。



【小学生】

平成 30 年度調査では、「3」の割合が 47.1%と最も高く、次いで「2」の割合が 19.5%、「4」の割合が 19.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



(9) 子育てをする上での相談相手の状況について

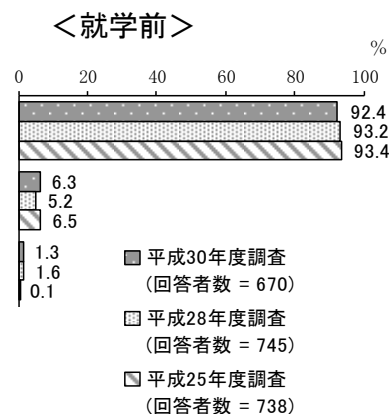
①気軽に相談できる人・場所の有無

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「1.いる／ある」の割合が 92.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

1. いる／ある
2. いない／ない
- 無回答

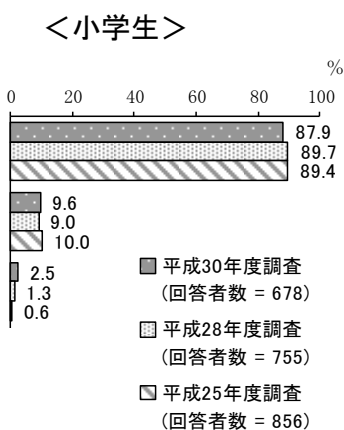


【小学生】

平成 30 年度調査では、「1.いる／ある」の割合が 87.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

1. いる／ある
2. いない／ない
- 無回答

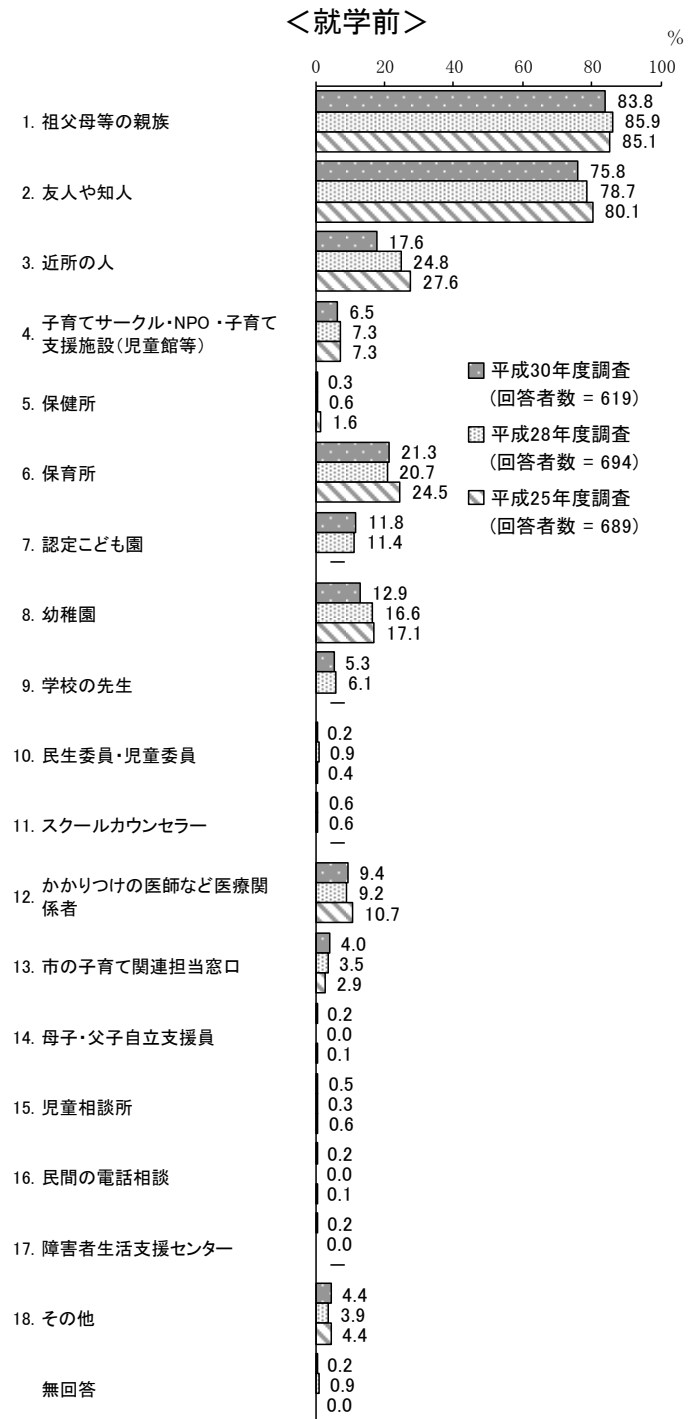


②気軽に相談できる相手（複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「1.祖父母等の親族」の割合が 83.8%と最も高く、次いで「2.友人や知人」の割合が 75.8%、「6.保育所」の割合が 21.3%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「3.近所の人」の割合が 10.0 ポイント減少しています。



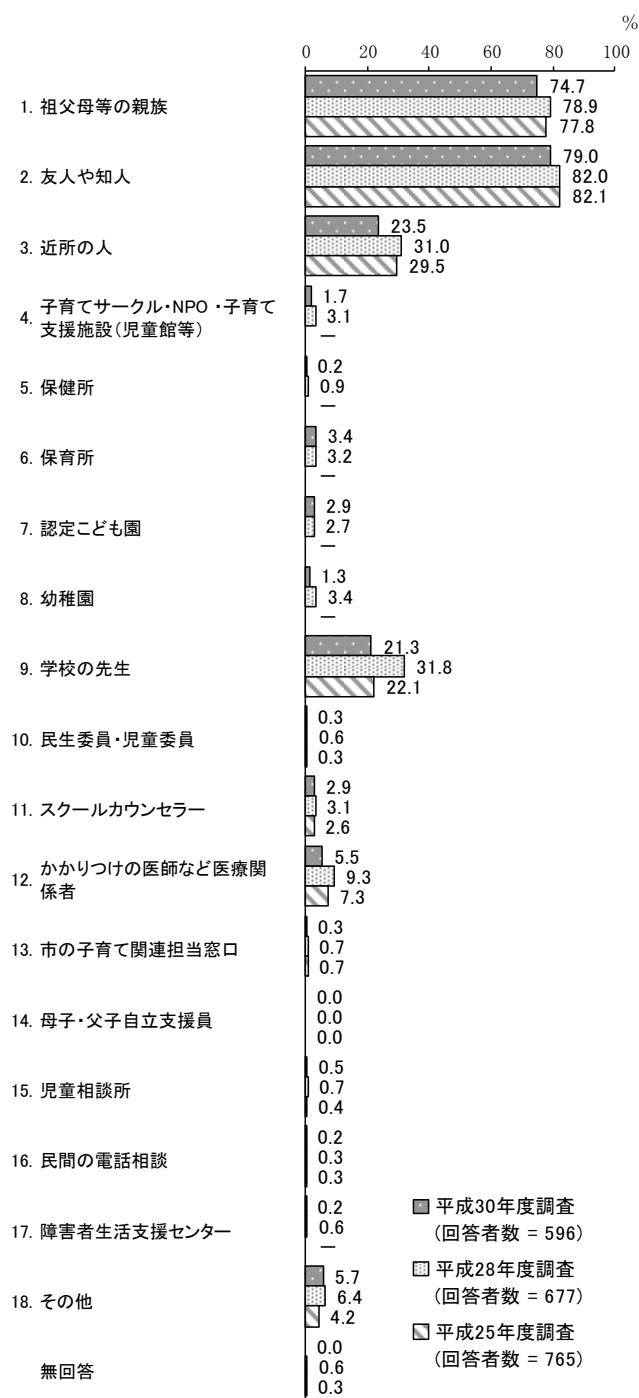
※平成 25 年度調査には「認定こども園」「学校の先生」「スクールカウンセラー」「障害者生活支援センター」の選択肢はありませんでした。

【小学生】

平成 30 年度調査では、「2.友人や知人」の割合が79.0%と最も高く、次いで「1.祖父母等の親族」の割合が74.7%、「3.近所の人」の割合が23.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「3.近所の人」の割合が 6.0 ポイント減少しています。

<小学生>



※平成 25 年度調査には「子育てサークル・NPO ・子育て支援施設（児童館等）」「保健所」「保育所」「認定こども園」「幼稚園」「障害者生活支援センター」の選択肢はありませんでした。

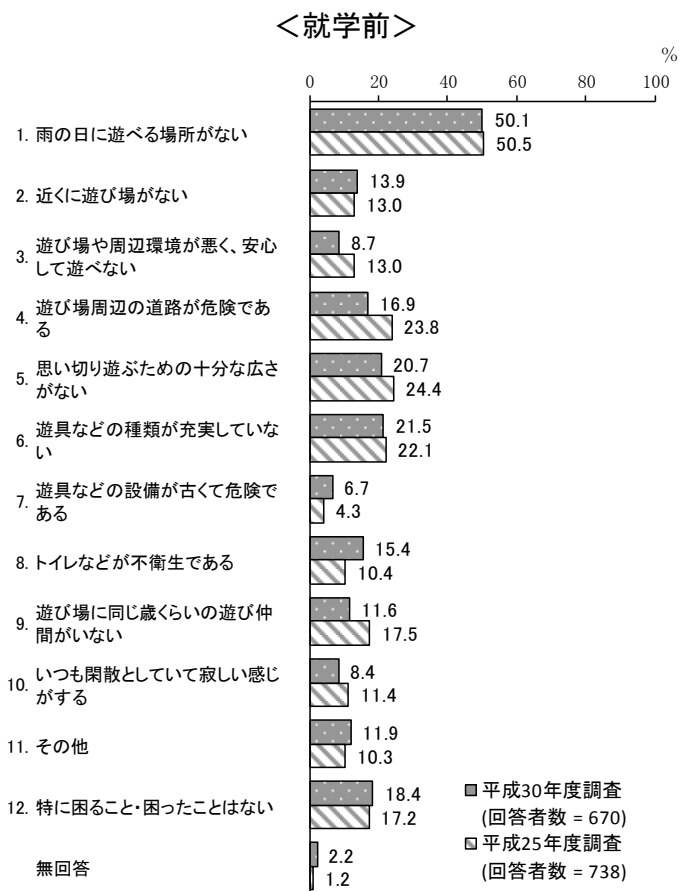
(10) 子育てしやすい環境について・・・・・・・・

① 子どもの遊び場で困ること・困ったこと（複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「1.雨の日に遊べる場所がない」の割合が 50.1%と最も高く、次いで「6.遊具などの種類が充実していない」の割合が 21.5%、「5.思い切り遊ぶための十分な広さがない」の割合が 20.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「4.遊び場周辺の道路が危険である」、「9.遊び場に同じ歳くらいの遊び仲間がない」の割合が、それぞれ 6.9 ポイント、5.9 ポイント減少しています。

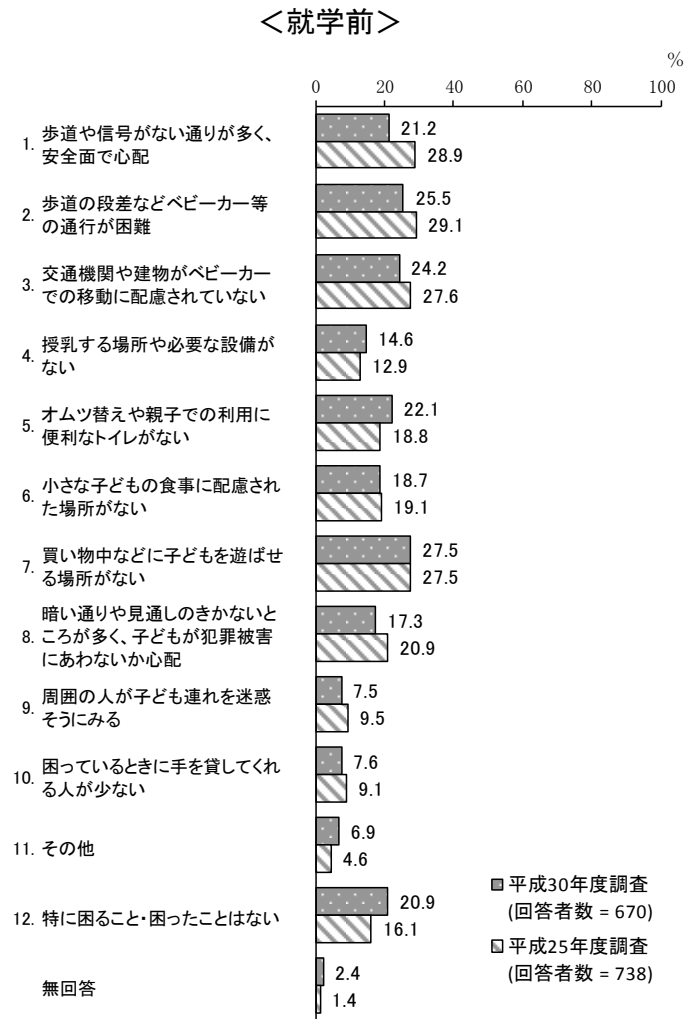


② 子どもと外出する際に、困ること・困ったこと（複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「7.買い物中などに子どもを遊ばせる場所がない」の割合が 27.5%と最も高く、次いで「2.歩道の段差などベビーカー等の通行が困難」の割合が 25.5%、「3.交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」の割合が 24.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「1.歩道や信号がない通りが多く、安全面で心配」の割合が 7.7 ポイント減少しています。



(11) 地域における交流などの状況について

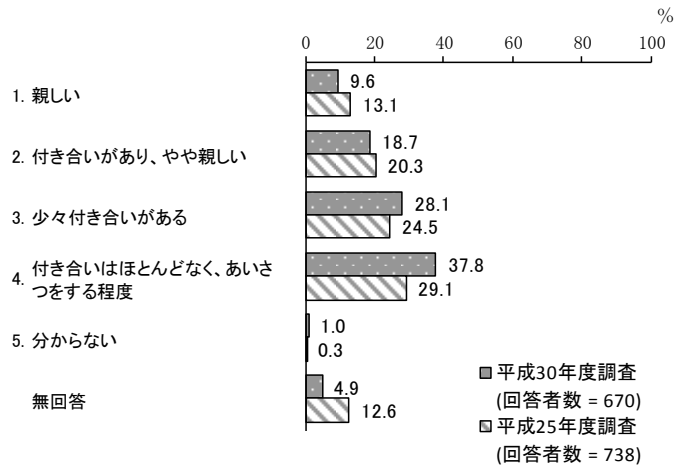
① 近所や地域との付き合いの状況

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「4.付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が37.8%と最も高く、次いで「3.少々付き合いがある」の割合が28.1%、「2.付き合いがあり、やや親しい」の割合が18.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「4.付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が 8.7 ポイント増加しています。

<就学前>

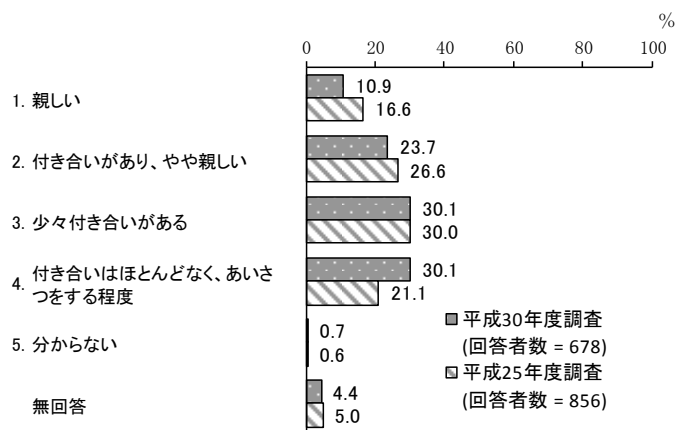


【小学生】

平成 30 年度調査では、「3.少々付き合いがある」、「4.付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が、いずれも30.1%と最も高く、次いで「2.付き合いがあり、やや親しい」の割合が23.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「4.付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」の割合が 9.0 ポイント増加し、「1.親しい」の割合が 5.7 ポイント減少しています。

<小学生>



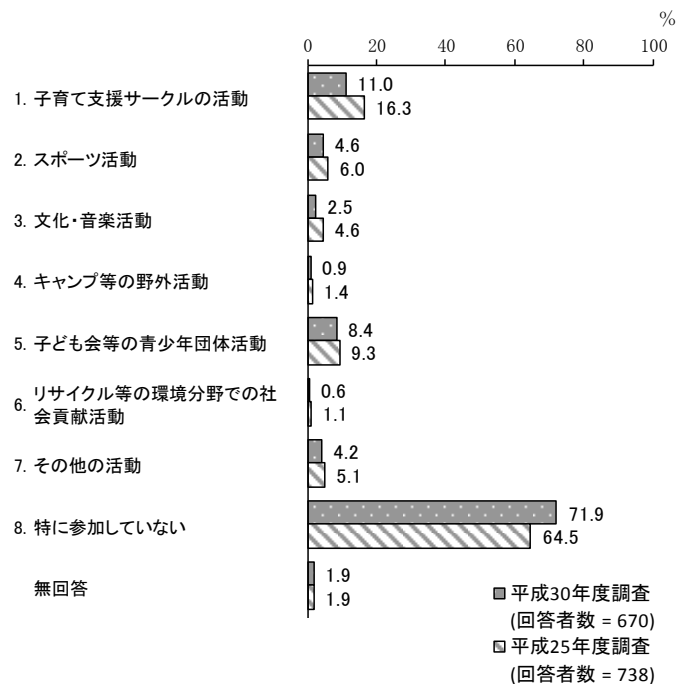
② 子どもの地域での催しへの参加状況（複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「8.特に参加していない」の割合が 71.9%と最も高く、次いで「1.子育て支援サークルの活動」の割合が 11.0%、「5. 子ども会等の青少年団体活動」の割合が 8.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「8.特に参加していない」の割合が 7.4 ポイント増加し、「1.子育て支援サークルの活動」の割合が 5.3 ポイント減少しています。

<就学前>

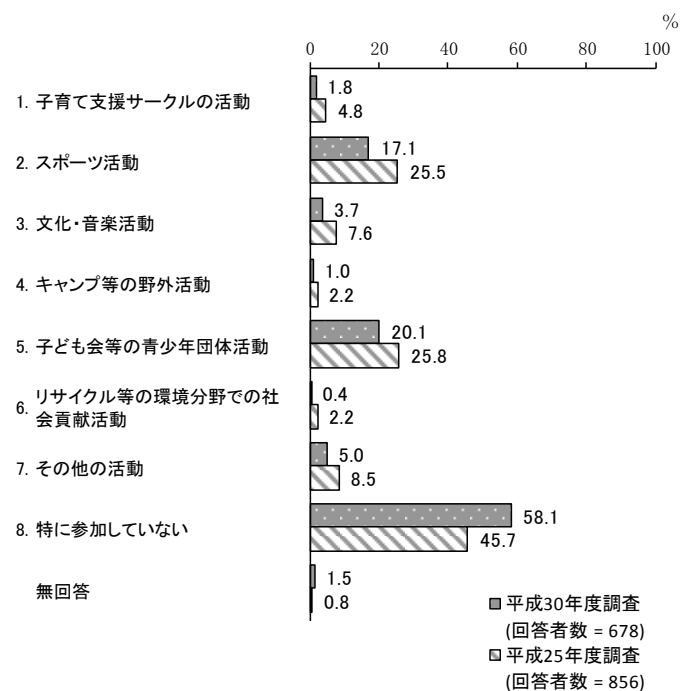


【小学生】

平成 30 年度調査では、「8.特に参加していない」の割合が 58.1%と最も高く、次いで「5.子ども会等の青少年団体活動」の割合が 20.1%、「2.スポーツ活動」の割合が 17.1%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「8.特に参加していない」の割合が 12.4 ポイント増加しています。

<小学生>



(12) 仕事と子育ての両立について

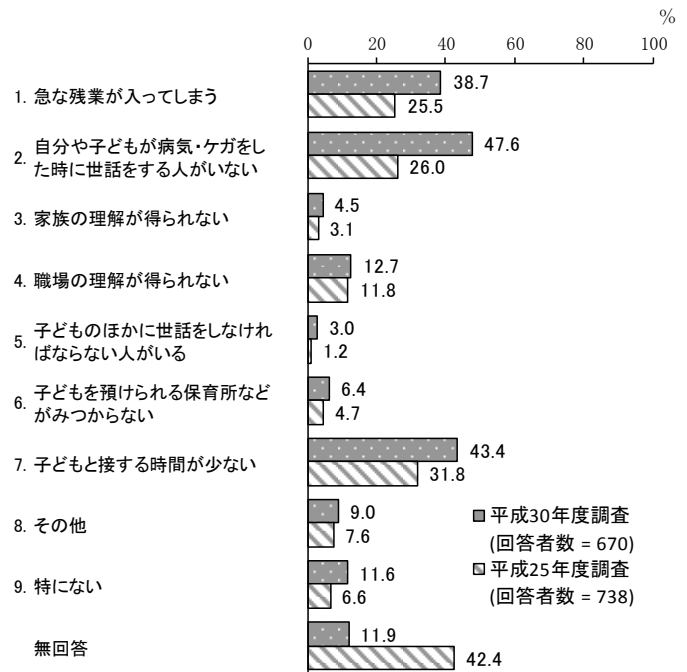
① 仕事と子育ての両立で大変だと感じていること（複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「2.自分や子どもが病気・ケガをした時に世話をする人がいない」の割合が 47.6%と最も高く、次いで「7.子どもと接する時間が少ない」の割合が 43.4%、「1.急な残業が入ってしまう」の割合が 38.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「2.自分や子どもが病気・ケガをした時に世話をする人がいない」、「1.急な残業が入ってしまう」、「7.子どもと接する時間が少ない」、「9.特にない」の割合が、それぞれ 21.6 ポイント、13.2 ポイント、11.6 ポイント、5.0 ポイント増加しています。

<就学前>

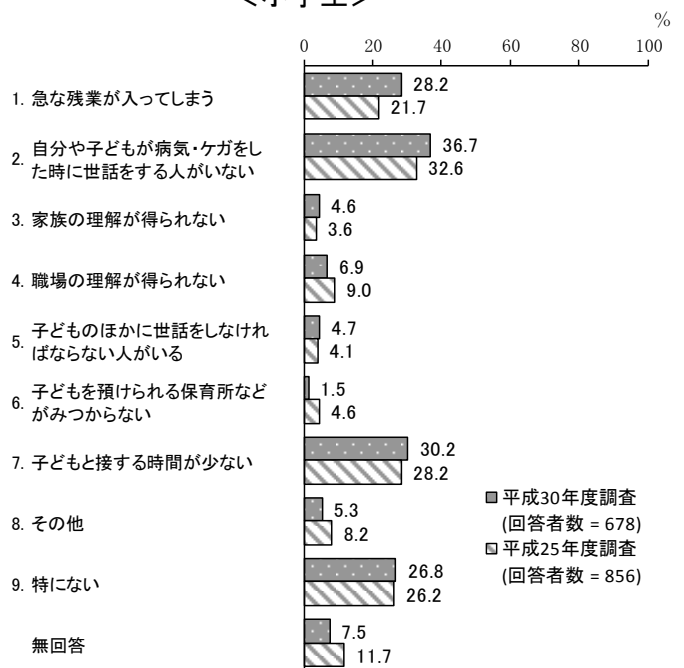


【小学生】

平成 30 年度調査では、「2.自分や子どもが病気・ケガをした時に世話をする人がいない」の割合が 36.7%と最も高く、次いで「7.子どもと接する時間が少ない」の割合が 30.2%、「1.急な残業が入ってしまう」の割合が 28.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「1.急な残業が入ってしまう」の割合が 6.5 ポイント増加しています。

<小学生>

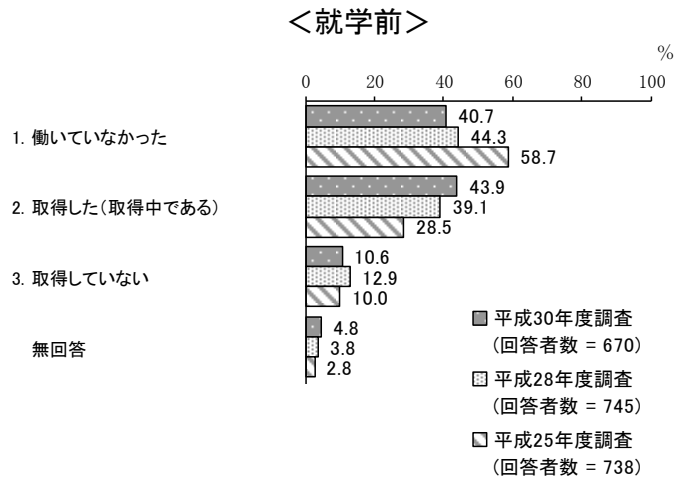


② 母親の育児休業の取得状況

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「2.取得した（取得中である）」の割合が 43.9%と最も高く、次いで「1.働いていなかった」の割合が 40.7%、「3.取得していない」の割合が 10.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「2.取得した（取得中である）」の割合が 15.4 ポイント増加し、「1.働いていなかった」の割合が 18.0 ポイント減少しています。

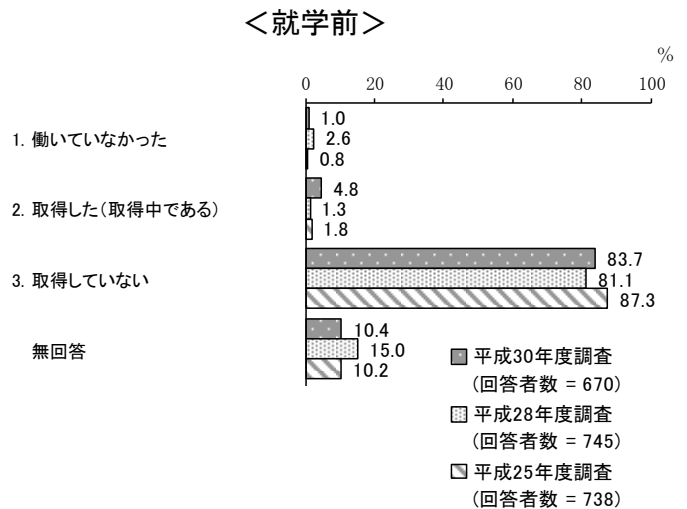


③ 父親の育児休業の取得状況

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「3.取得していない」の割合が 83.7%と最も高くなっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



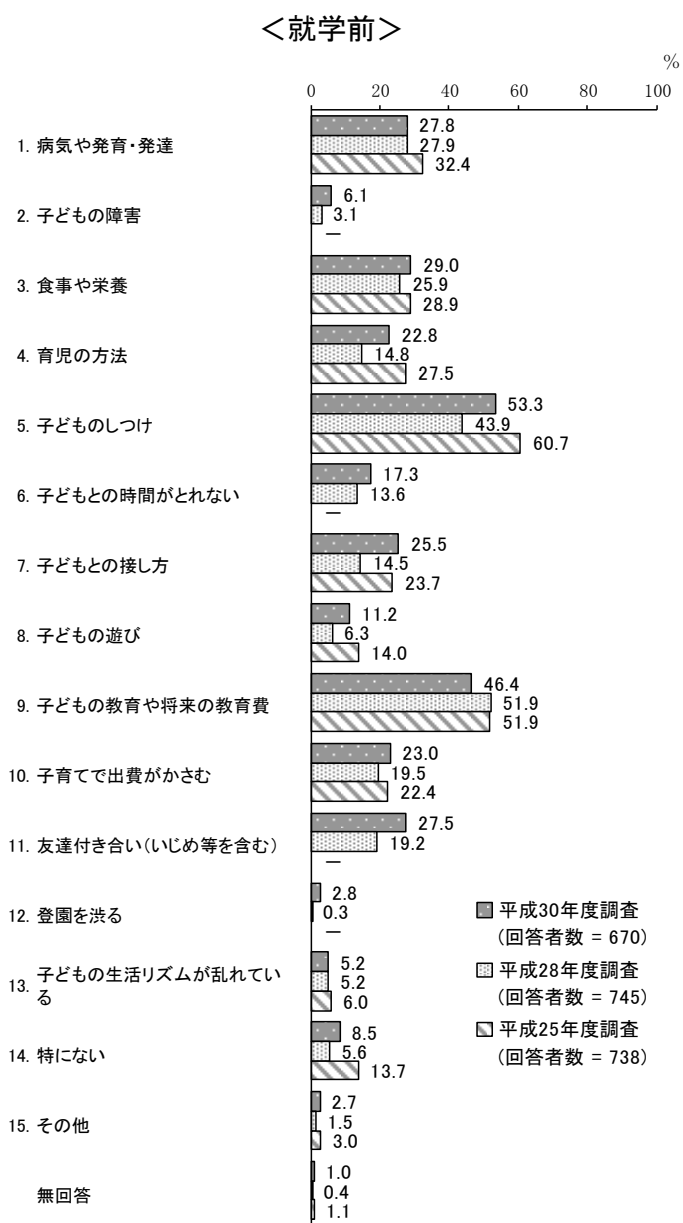
(13) 子育てに関して、日頃悩んでいること、不安に感じることに ついて・・・・・・・・

① 子どものことで日頃悩んでいること、不安に感じること（複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「5.子どものしつけ」の割合が 53.3%と最も高く、次いで「9.子どもの教育や将来の教育費」の割合が 46.4%、「3.食事や栄養」の割合が 29.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「5.子どものしつけ」、「9.子どもの教育や将来の教育費」の割合が、それぞれ 7.4 ポイント、5.5 ポイント減少しています。

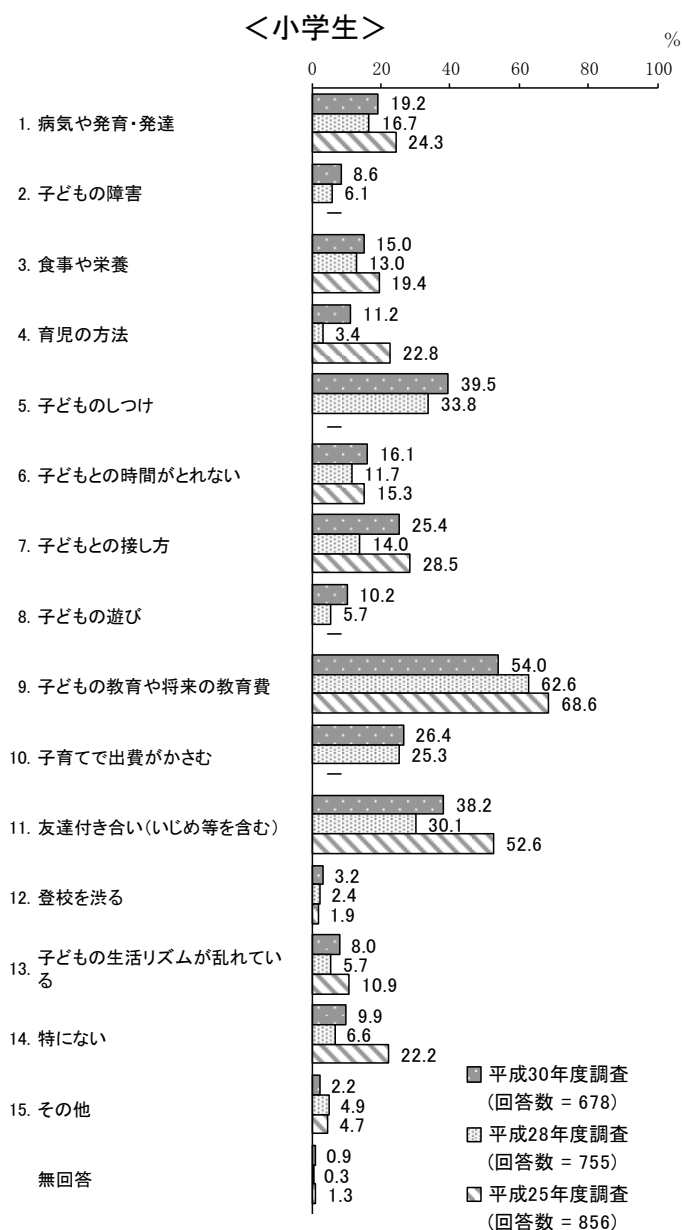


※平成 25 年度調査には「子どもの障害」「子どもとの時間がとれない」「友達付き合い (いじめ等を含む)」「登園を渋る」の選択肢はありませんでした。

【小学生】

平成 30 年度調査では、「9.子どもの教育や将来の教育費」の割合が 54.0%と最も高く、次いで「5.子どものしつけ」の割合が 39.5%、「11.友達付き合い（いじめ等を含む）」の割合が 38.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「9.子どもの教育や将来の教育費」、「11.友達付き合い（いじめ等を含む）」、「4.育児の方法」、「1.病気や発育・発達」の割合が、それぞれ 14.6 ポイント、14.4 ポイント、11.6 ポイント、5.1 ポイント減少しています。



※平成 25 年度調査には「子どもの障害」「子どものしつけ」「子どもの遊び」「子育てで出費がかさむ」の選択肢はありませんでした。

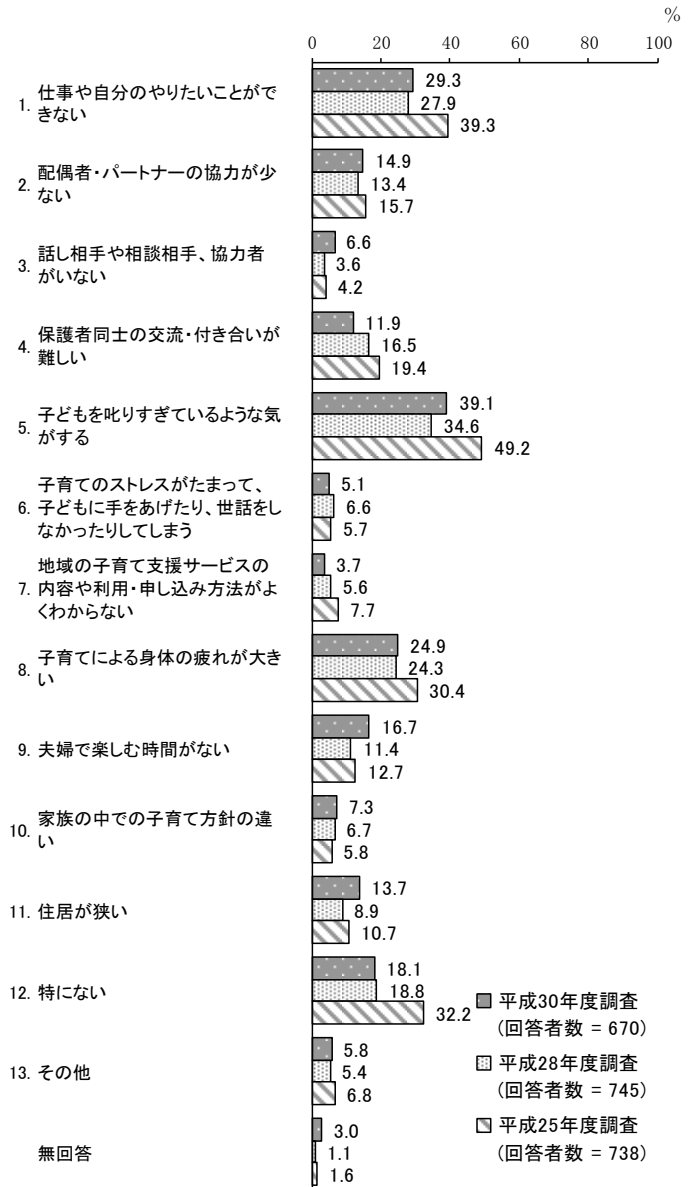
②保護者のことで日頃悩んでいること、不安に感じること（複数回答）

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「5.子どもを叱りすぎているような気がする」の割合が 39.1%と最も高く、次いで「1.仕事や自分のやりたいことができない」の割合が 29.3%、「8.子育てによる身体の疲れが大きい」の割合が 24.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「12.特にない」「5.子どもを叱りすぎているような気がする」「1.仕事や自分のやりたいことができない」「4.保護者同士の交流・付き合いが難しい」「8.子育てによる身体の疲れが大きい」がそれぞれ 14.1 ポイント、10.1 ポイント、10.0 ポイント、7.5 ポイント、5.5 ポイント減少しています。

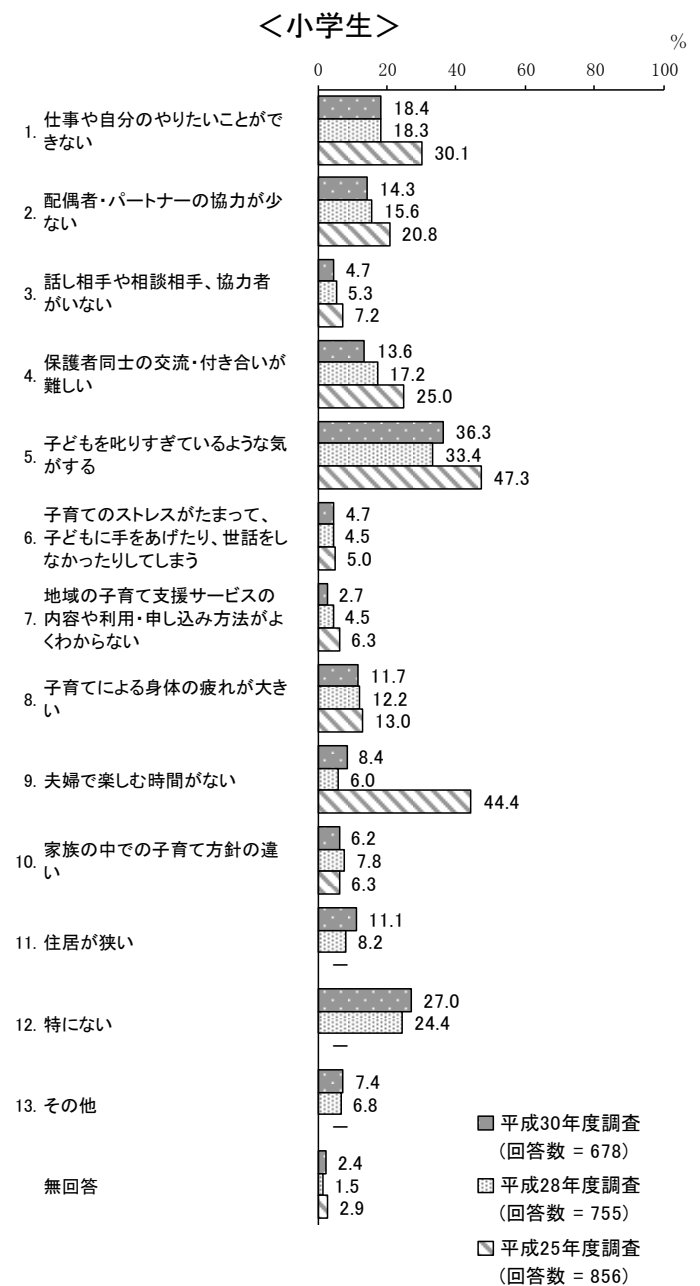
＜就学前＞



【小学生】

平成 30 年度調査では、「5.子どもを叱りすぎているような気がする」の割合が 36.3%と最も高く、次いで「12.特
にない」の割合が 27.0%、「1.仕事や
自分のやりたいことができない」の割合
が 18.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「1.
仕事や自分のやりたいことができない」、
「2.配偶者・パートナーの協力が少な
い」、「4.保護者同士の交流・付き合いが
難しい」、「5.子どもを叱りすぎているよ
うな気がする」の割合が、それぞれ 11.7
ポイント、6.5ポイント、11.4ポイン
ト、11.0ポイント減少しています。

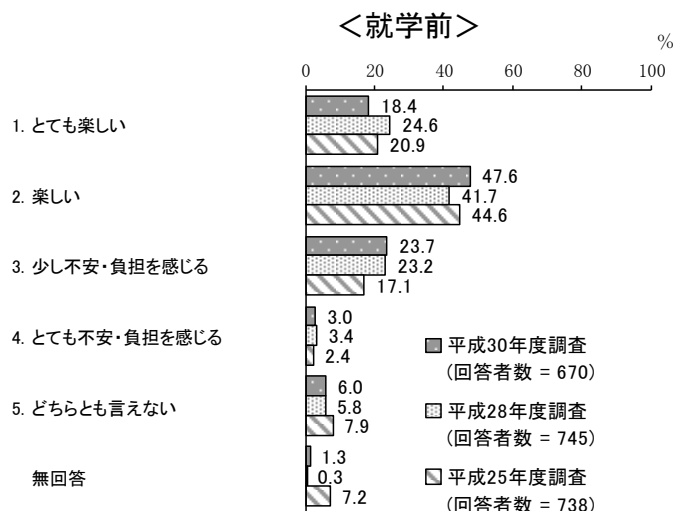


(14) 子育てについての気持ち・・・・・・・・

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「2.楽しい」の割合が 47.6%と高く、次いで「3.少し不安・負担を感じる」の割合が 23.7%、「1.とても楽しい」の割合が 18.4%となっています。

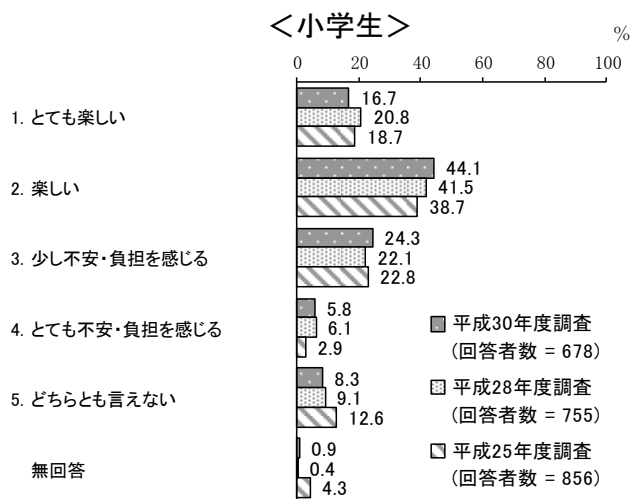
平成 25 年度調査と比較すると、「3.少し不安・負担を感じる」の割合が 6.6ポイント増加しています。



【小学生】

平成 30 年度調査では、「1.とても楽しい」と「2.楽しい」をあわせた“楽しい”の割合が 60.8%、「3.少し不安・負担を感じる」と「4.とても不安・負担を感じる」をあわせた“不安・負担を感じる”の割合が 30.1%、「5.どちらとも言えない」の割合が 8.3%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「2.楽しい」の割合が 5.4 ポイント増加しています。

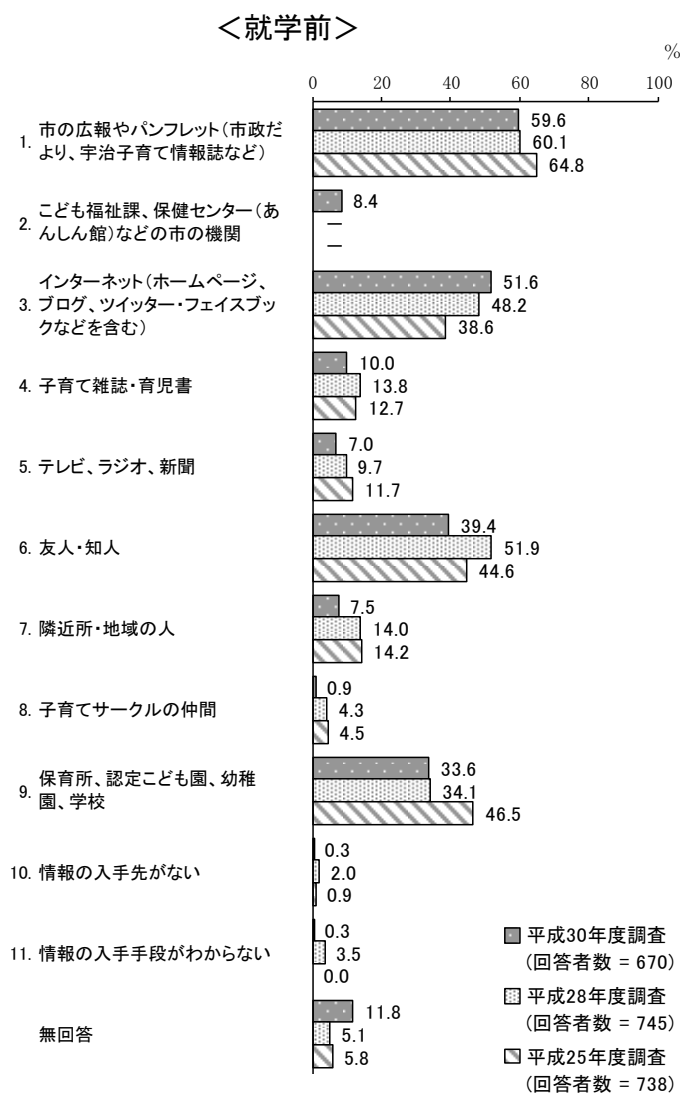


(15) 子育てに必要な施策などの情報の入手方法・・・・・・・・

【就学前児童】

平成 30 年度調査では、「1.市の広報やパンフレット（市政だより、宇治子育て情報誌など）」の割合が 59.6%と最も高く、次いで「3.インターネット（ホームページ、ブログ、ツイッター・フェイスブックなどを含む）」の割合が 51.6%、「6.友人・知人」の割合が 39.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「3.インターネット（ホームページ、ブログ、ツイッター・フェイスブックなどを含む）」、「2.こども福祉課、保健センター（あんしん館）などの市の機関」の割合が、それぞれ 13.0 ポイント、8.4 ポイント増加し、「9.保育所、認定こども園、幼稚園、学校」、「7.隣近所・地域の人」、「6.友人・知人」、「1.市の広報やパンフレット（市政だより、宇治子育て情報誌など）」の割合が、それぞれ 12.9 ポイント、6.7 ポイント、5.2 ポイント、5.2 ポイント減少しています。



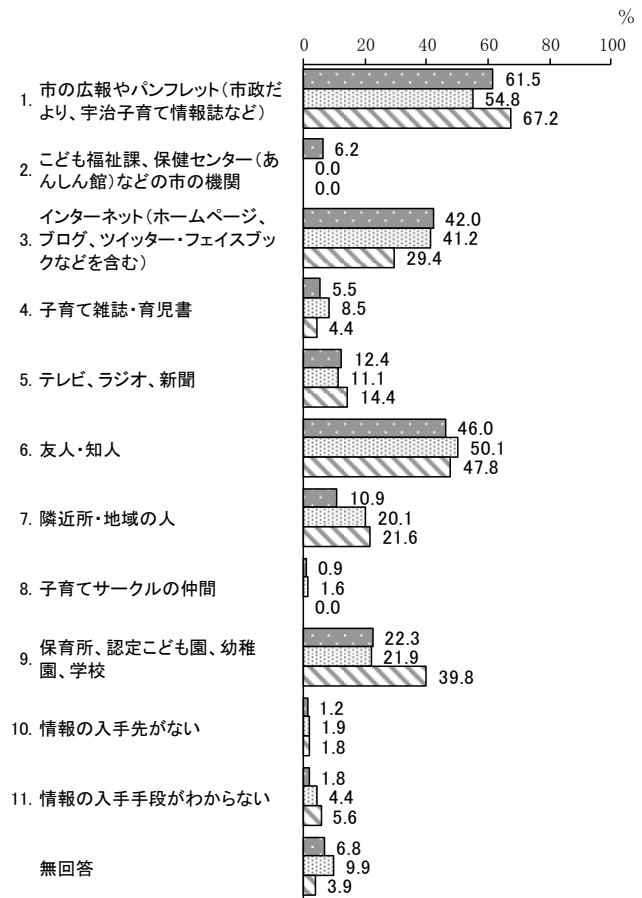
※平成 25 年度調査、平成 28 年度調査には「こども福祉課、保健センター（あんしん館）などの市の機関」の選択肢はありませんでした。

【小学生】

平成 30 年度調査では、「1.市の広報やパンフレット（市政だより、宇治子育て情報誌など）」の割合が 61.5%と最も高く、次いで「6.友人・知人」の割合が 46.0%、「3.インターネット（ホームページ、ブログ、ツイッター・フェイスブックなどを含む）」の割合が 42.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「2.こども福祉課、保健センター（あんしん館）などの市の機関」、「3.インターネット（ホームページ、ブログ、ツイッター・フェイスブックなどを含む）」の割合が、それぞれ 6.2 ポイント、12.6 ポイント増加し、「1.市の広報やパンフレット（市政だより、宇治子育て情報誌など）」、「7.隣近所・地域の人」、「9.保育所、認定こども園、幼稚園、学校」の割合が、それぞれ 5.7 ポイント、10.7 ポイント、17.5 ポイント減少しています。

<小学生>



6 「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の成果と課題

基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

主な取組として、保育所等への保健師・栄養士・障害児保育指導員等による助言・指導の実施や、予防接種法に基づく予防接種の周知・啓発、妊婦全員との面談の実施、乳幼児への食育推進、乳幼児相談、発達相談、小中一貫教育の推進など様々な取組を継続して進めてきました。また、父子手帳の交付や、産後ケア事業による育児不安の解消など、新たな取組も行っており、平成30年4月には子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠から子育てまで切れ目のない総合的な支援を進める体制づくりにも取り組んできました。さらに、食育の観点から児童の栄養面に配慮した適塩の取り組みを進めるなど子どもの健やかな成長・発達への支援に努めてきました。

第2期計画に向けては、子どもの健やかな成長・発達への支援をさらに進めるため、子育て講座、子育て相談窓口等のさらなる周知をはじめ、ハイリスク妊婦への対応について、児童虐待の未然防止の観点からも、医療機関との連携強化に努めていきます。また、子どもを取り巻くインターネット環境の複雑化に伴い、SNS 等によるいじめ対策についても検討を進める必要があります。さらに、子どもの安全安心を確保する観点から、通学路における防犯を含めた安全対策にも取り組む必要があります。

一方で、これまでの施策を引き続き実施するにあたっては、「児童の権利に関する条約」や「人権三法」の趣旨をふまえて対応していくとともに、関係機関との連携については、個人情報保護にも十分配慮しつつ、そのあり方を引き続き検討していく必要があります。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進

主な取組として、有料広告事業を活用した「宇治子育て情報誌」や「LINE」などを活用した子育て情報の発信、子育て支援拠点での子育て相談や、市役所1階市民交流ロビーで開設している「来庁者子育て支援コーナー」における子どもの一時預かり及び子育て相談の実施、市役所トイレにおむつ交換台や乳幼児チェアの設置による設備の充実、さらに市独自の制度として乳幼児医療の拡大などによる経済的負担の軽減など安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組んできました。

就学前児童の保護者のニーズ調査において、「子育ての環境や支援への満足度」は、5段階評価で足度の高い5又は4と回答した割合が、平成25年調査の17.5%から平成30年度調査の30%、また、小学生の保護者についても、平成25年度調査の17.4%から平成30年調査の22.6%と、いずれも増加しており、この間の取り組みの成果が満足度の向上に寄与していると考えられます。

第2期計画に向けては、妊娠、出産、産後、子育ての不安を解消し、安心して子どもを生み育てることができるよう体制整備を行い、支援が必要な家庭に対し、医療・保健・福祉・教育などの関係機関と本市による連携した切れ目のない支援を行うことが必要です。また、子育て施策に関する更なる情報提供の充実を図るとともに、新たな課題に対応した相談体制の確立が求められています。

基本目標 3 地域で子育て支援ができる環境づくりの推進

主な取組として、子育て家庭の保護者とその子どもが気軽に集い、相互に交流を図ることができ、子育てに関する相談や情報提供などを行う地域子育て支援拠点を市内全 10 中学校区における整備が完了し、利用者数は平成 30 年度に延べ 5 万人を突破しました。

さらに、認定こども園等での園庭開放の実施、ファミリー・サポート・センターの相互援助活動による子育て支援、各公民館における子ども向けのイベントの開催、乳幼児の時期から絵本に親しむための図書館でのおはなし会の充実など、地域で子育て支援ができる様々な取り組みを進めてきました。

第 2 期計画に向けては、子どもが身近な地域で安心・安全な環境で育つために、地域子育て支援拠点の充実をはじめ、地域での交流、地域の見守りなど地域資源を活かした子育て環境の充実を図るとともに、地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域による相互連携をさらに強化していくことや、子育てを通じたコミュニティ形成への支援などが必要となっています。一方で、子育てサークルの数は減少傾向にあることから、備品等の貸出、保育士・保健師の派遣など、サークル支援に引き続き取り組む必要があります。

また、地域の子育ての相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業においては、特に「援助会員（子育て等のお手伝いをしたい人）」の新規登録数が伸び悩んでおり、「依頼会員（子育て等の手助けをしてほしい人）」の希望に沿った利用ができるような人材確保を図るなど、今後も引き続き地域の子育て支援の環境づくりに取り組んでいく必要があります。

基本目標 4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

主な取組として、保育所・認定こども園等の定員拡大、育成学級の定員拡大及び利用対象の小学校 6 年生への拡大、乳幼児健康支援一時預かり事業の実施場所の 1 か所新規拡大及び利用対象を小学校 6 年生への拡大など、共働き家庭の子育て支援を行ってきました。さらに、保育所における病児保育（体調不良児対応型）の実施園の増加や、市立幼稚園での預かり保育の実施、放課後子ども教室の実施、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発活動など、保護者が仕事と子育てを両立できる環境づくりに取り組んできました。

ニーズ調査では、子育てを主に行っている人は、「父母ともに」の割合が約 50%で、平成 25 年度の調査結果よりも増加しており、子育てを行う父親の割合は増加傾向にあると言えます。しかし、育児休業を取得した割合は、母親が約 40%となっているものの、父親は約 5%となっており、育児・介護休業法の改正等、法律の整備は進んでいる一方で、父親の育児休業の取得が依然として難しい状況も見受けられます。また、小学生になった際に放課後児童クラブ（育成学級）の利用を希望する割合は 40%を超えています。

第 2 期計画に向けては、近年の女性の就労率の上昇による学童保育のニーズや令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化による今後の保育ニーズへの影響を引き続き注視するとともに、保育の受け皿と保育人材の確保とともに教育・保育のさらなる質の向上に取り組んでいきます。一方で、事業所等への働き方改革についての働きかけや父親への子育てへの参画を促進することも求められています。

基本目標 5 配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進

主な取組として、宇治市要保護児童対策地域協議会の代表者会議・調整会議・連携会議等による児童虐待に関する情報共有のほか、18歳未満の児童がいる家庭を対象とした専門相談員によるこども家庭相談、地域子育て支援拠点や来庁者子育て支援コーナーでの相談対応、それぞれの相談窓口と関係機関との連携、妊娠期からの相談体制の充実によるハイリスク妊婦の把握、ひとり親家庭に対する相談対応や各種制度の実施、障害のある児童に対する各種給付事業の実施など、配慮を要する児童のいる家庭への支援に取り組んできました。また、児童扶養手当の多子加算額の倍増、全部支給の所得制限の引き上げなど、ひとり親家庭への経済的支援の拡充に加え、府と連携した里親制度の普及・啓発活動の充実や、民間事業者による放課後デイサービス事業を拡大しました。さらに、平成29年度にはこども家庭相談と児童相談所とが児童虐待案件の共有化に取り組むとともに、こども家庭相談を市役所本庁へ移転し、関係機関との連携強化や人員体制の強化を行うなど、配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組を進めてきました。

第2期計画に向けては、配慮を必要とする家庭に対して、相談対応の充実や児童虐待防止の取り組みをさらに進めるため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を一層強化し、要保護児童対策地域協議会における活動の充実や児童虐待予防の広報・啓発に今後も努め、子どもの虐待相談への対応を引き続き強化する体制を構築する必要があります。

また、発達に課題のある子どもへの支援として、各種健診や相談等を通じて、障害の早期発見・早期支援の充実に取り組んでいくとともに、ひとり親家庭に対しては、相談等を通じて自立に向けた支援を強化していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的視点

宇治市の子育て支援は、子育てを担う父母等の「家庭」のみではなく、「子ども」自身の利益を最優先に考えるとともに、行政だけではなく、「地域」とともに取り組んでいく考え方を、今後も継続していきます。本計画では、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」における基本的視点を踏襲し、「子どもの視点」・「家庭の視点」・「地域社会の視点」をもとに、現事業計画の成果と課題をふまえて第2期事業計画を展開していきます。

(1) 「子どもの視点」に立った支援

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていく必要があります。「子どもの視点」に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

(2) 「家庭の視点」に立った支援

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、「家庭の視点」に立ち、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行います。

(3) 「地域社会の視点」に立った支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

「地域社会の視点」に立ち、地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

2 基本理念

本計画では、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」（前計画）を引き継ぎ、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの宇治市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。

あす 次代を生きる子どもたちの夢と笑顔を育むまち 宇治

3 基本目標

基本理念の実現を目指し、以下の5つの基本目標を設定します。

基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

■施策の方向性

- (1) 子どもの人権を大切にする取組の充実
- (2) たくましく、心豊かに育つ環境づくり
- (3) 健やかなからだところの育ちへの支援
- (4) とともに育ち合う家庭づくり

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援に向けた環境づくりの推進

さまざまな子育て不安や負担感の軽減をはじめ、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への切れ目のない支援に取り組むとともに、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備など、引き続き安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

相談・情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実や地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。

■施策の方向性

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援の推進
- (2) 子育ての相談や適切な情報提供のための支援
- (3) 安心して外出できるまちづくりの推進
- (4) 子育ての経済的負担への支援の充実
- (5) いつでも、どこでものびのび遊べる場づくり

基本目標 3 地域で子育て支援ができる環境づくりの推進

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

■施策の方向性

- (1) 家庭と子どもたちを応援する地域づくり
- (2) 地域とともに子育てを支援する環境づくり
- (3) 子どもたちのふれあいの機会づくり
- (4) まちじゅうが学びと遊びの機会づくり
- (5) 親同士が交流できる機会づくり

基本目標 4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

■施策の方向性

- (1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- (2) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

基本目標 5 配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進

障害のある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

■施策の方向性

- (1) 児童虐待への対応の充実
- (2) ひとり親家庭への支援の充実
- (3) 障害のある児童等への施策の充実

4 施策の体系

本計画は、基本理念を実現するため、5つの基本目標で構成されています。

【基本理念】

あす
次代を生きる子どもたちの夢と笑顔を育むまち 宇治

基本目標 1

子どもの健やかな成長・発達への支援の充実・・・・・・・・・・P. 65

(1) 子どもの人権を大切にする取組の充実

- ① 子どものための相談・支援体制の充実
- ② 子どもの人権に関する普及と啓発

(2) たくましく、心豊かに育つ環境づくり

- ① 就学前教育（保育）の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 教育・保育の施設整備
- ④ 青少年の健全育成の推進

(3) 健やかなからだところの育ちへの支援

- ① 学童期・思春期における保健対策の充実
- ② 有害環境対策
- ③ 子育て期の親への支援

(4) とともに育ち合う家庭づくり

- ① 次代を担う子どもへの啓発活動の推進
- ② 家庭の子育て・教育力の強化
- ③ DV（ドメスティックバイオレンス）の根絶と対応

基本目標 2

安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援に向けた環境づくりの推進・・P. 74

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

- ① 妊産婦等への支援
- ② 乳幼児健診及びフォロー体制の推進
- ③ 医療機関等との連携の強化
- ④ 子育て世代包括支援センターの充実

(2) 子育ての相談や適切な情報提供のための支援

- ① 子育て支援サービスや市民活動の広報の充実
- ② 身近な相談窓口の充実
- ③ 子育てを支援する職員等の養成

(3) 安心して外出できるまちづくりの推進

- ① 交通環境の改善
- ② 交通安全対策の推進
- ③ 公共的空間における設備の充実
- ④ 防犯対策

(4) 子育ての経済的負担への支援の充実

- ① 子育て家庭の負担軽減の促進
- ② 公営住宅等の居住環境の整備

(5) いつでも、どこでものびのび遊べる場づくり

- ① 公園・緑地等の環境整備
- ② 親子で遊べる場の確保
- ③ 自由に遊べる場の確保

基本目標 3

地域で子育て支援ができる環境づくりの推進 P. 84

(1) 家庭と子どもたちを応援する 地域づくり	① 子ども・子育てにおける地域への啓発 ② 民生児童委員活動の充実 ③ 各種団体活動への支援 ④ 身近な施設の有効活用
(2) 地域とともに子育てを支援する 環境づくり	① ファミリー・サポート・センターの充実 ② 市民活動等による多様な子育て支援事業 の推進 ③ 地域ぐるみの次世代育成
(3) 子どもたちのふれあいの機会 づくり	① 地域活動における交流の促進 ② 生涯学習活動における交流の促進
(4) まちじゅうが学びと遊びの機会 づくり	① 体験と交流の学習機会の促進 ② スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動 の促進 ③ 青少年センターや図書館等の充実 ④ 子どものまちづくりへの参加の促進 ⑤ 学びや遊びの情報提供の充実
(5) 親同士が交流できる機会づくり	① 子育てサークルの育成・支援の推進 ② 親子の交流の場づくりの促進 ③ 市民活動のネットワーク化の促進 ④ 地域子育て支援拠点の充実

基本目標 4

仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進 P. 93

(1) 仕事と子育ての両立のための 基盤整備	① 多様な保育サービスの提供 ② 柔軟な保育施設の運営 ③ 総合的な放課後児童対策
(2) 仕事と生活の調和の実現の ための働き方の見直し	① ワーク・ライフ・バランスの実現への 取り組みの推進 ② 子育て家庭への就労支援の促進 ③ 固定的な性別役割分担意識の 解消の推進

基本目標 5

配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進 P. 98

(1) 児童虐待への対応の充実	① 虐待防止のための体制の強化 ② 虐待防止のための啓発の強化
(2) ひとり親家庭への支援の充実	① ひとり親家庭の相談等の充実 ② ひとり親家庭への経済的支援の充実
(3) 障害のある児童等への施策の 充実	① 障害のある児童等への支援の促進 ② 障害のある児童等の保育・放課後対策等 の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの健やかな成長・発達への支援の充実

施策の方向性：(1) 子どもの人権を大切にする取組の充実

「児童の権利に関する条約」が定められた後も、体罰や子ども同士のいじめなど、子どもの人権を侵害する事件は社会的な問題となっています。

このような状況をふまえて、子どもの人権侵害の防止や、侵害を受けた子どもへの相談・支援体制といった子どもの権利を擁護する体制を構築していきます。

また、子どもの人権を尊重する意識の向上を図るため、市民や関係機関職員等への啓発を進めます。

① 子どものための相談・支援体制の充実

子どもへの体罰やいじめなど、子どもの人権を侵害するさまざまな要因に対応し、子どもが安心して、健やかに育つことができるよう、相談支援の充実や問題事象の早期発見・対応に努めます。

具体的施策	内容
身近で多様な相談窓口の充実	子どもが、親や教師に相談できないことも含めて気軽に相談できる窓口として「こども家庭相談」等を充実させ、より相談しやすい手法を検討するとともに、周知啓発を図ります。
問題事象の早期発見・対応	家庭・地域・関係機関等と連携を図り、いじめや深刻な悩み等、子どもがひとりて抱え込む問題をいち早く発見し、迅速に対応していきます。
職員や教員の相談対応力の向上	子どもの相談を受ける職員や教員が、より適切に対応できるよう、日頃からの研修や臨床心理士等専門の人材との連携によって資質や専門性の向上に努めます。
被害に遭った子どもの心のケアの推進	天災、犯罪、虐待等の被害にあった子どもに対し、京都府と連携して適切なケアに努めます。
いじめ防止対策の充実	「宇治市いじめ防止基本方針」に基づき、市内の関係機関・団体との連携の強化や、市民への広報啓発活動の推進、いじめの予防や早期発見を図るための児童生徒への「心の教育」や教職員研修、家庭・地域と連携して子どもを守る取り組みや SNS 等の正しい利用の啓発など、いじめ防止対策の充実を図ります。

② 子どもの人権に関する普及と啓発

子どもの人権を尊重する意識が家庭や関係者だけでなく、まち全体で共有されるよう、市民に対し、子どもの人権とノーマライゼーション、人権三法の趣旨の普及及び啓発を進めるとともに、関係機関職員などの研修の充実を図ります。

具体的施策	内容
市民啓発の推進	市民が参加する生涯学習の機会や、市政だよりや市のホームページ等の広報を通じて子どもの人権や人権三法の趣旨に対する正しい理解を深めるための啓発を行います。 また、今後さらに親の働き方が多様化していくことも考えられるため、市民のみならず、企業や関係団体への周知・啓発にも努めます。
関係機関職員等の研修の充実と意識向上	子どもの人権を守るために、子どもに関わるさまざまな関係機関の職員に対する研修機会等を充実し、子どもの人権を考えた支援ができるよう、子どもの人権に関する意識の向上に努めます。
ノーマライゼーションの普及・啓発の推進	一人ひとりを認め合い、ともに支え合うまちづくりを進めるため、障害のある人などとの相互理解を深め、ともに生きる社会をめざすノーマライゼーションの理念の普及・啓発を行います。

施策の方向性：（２）たくましく、心豊かに育つ環境づくり

子どもたちに基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身につけさせるため、教育・保育の体制の一層の充実を図ることが重要です。特に、自ら課題を発見し解決する問題解決能力、他者とのコミュニケーション能力、物事への論理的な考察力などの育成を重視することが求められます。

乳幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自立心を高める取り組みを推進するとともに、「生きる力」をはぐくんでいくことが重要です。

そのため、乳幼児が初めて家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる経験を確保し、子どもの育ちを保障していくことが課題となっています。幼稚園・保育所・認定こども園が連携した質の高い就学前教育・保育の充実を図るとともに、学校教育の充実だけではなく、生涯学習も含めた子どもの健全育成の推進を図ります。

① 就学前教育・保育の充実

子どもが社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、心豊かに成長していくことができるよう、教員や保育士の連携強化や資質向上を図りつつ、自主性や豊かな社会性をはぐくむための教育・保育内容を充実していきます。

具体的施策	内容
教育・保育内容の充実 【国指定事業】	幼稚園、保育所、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活のなかで身につけ、人間形成の基礎を培っていけるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。また、幼稚園、保育所、認定こども園において人権を大切にすることを育てる教育・保育を推進します。
教員・保育士等の連携や情報交換 【国指定事業】	合同での研修会や交流会を実施するなど、幼稚園、保育所、認定こども園における教員・保育士等の連携の強化を図るとともに、情報交換の場の提供に努めます。
教員・保育士等の資質向上 【国指定事業】	教員・保育士等の資質向上をめざすため、教育・保育に関する研修等を実施します。

【国指定事業】・・・国が基本指針で示した事業であり、市町村の計画に記載が義務付けられているものです。

② 学校教育の充実

子どもたちが「生きる力」として、自立心を養い、たくましく、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携しながら、教育の充実を図ります。また、教育環境をはじめ、不登校児童生徒自立支援教室の運営や支援員によるアウトリーチなど、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、環境面の充実を図ります。

具体的施策	内容
家庭・地域との連携推進	家庭、地域と連携して信頼される学校づくりを進めていくために、あらゆる機会を通して、小中一貫教育の成果や課題、学習達成度の状況等を含めた学校情報を家庭や地域に積極的に発信します。 また、家庭や地域と学校教育の積極的な連携を進めます。
小中一貫教育の推進	子どもたち（児童・生徒）の「確かな学力」の充実・向上と豊かな人間性や社会性をはぐくむ小中一貫教育を推進します。
新しい教育環境の整備	子どもや地域の実態を見据え、新たな課題に対応できるよう、教材や学校図書館をはじめとした教育環境の整備を進めます。
ひきこもりや不登校への支援	家庭、学校と連携しながら、不登校児童生徒自立支援教室の運営や支援員によるアウトリーチなどを通して学校復帰への支援に努めます。

③ 教育・保育の施設整備

子どもたちが安心して生活できる環境を整えるために必要な整備を計画的に進めるとともに、地域と協力し、子どもが安心して放課後等を過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

具体的施策	内容
施設、設備の整備・充実 【国指定事業】	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等について、子どもたちが昼間の時間や放課後を安全に、安心して過ごす生活の場所という認識に立って施設整備を計画的に進めます。
安全管理のための取り組み	子どもが安心して過ごすことができるよう、通学路の安全確保や施設への不審者の侵入防止等、引き続き安全対策に努めます。
施設の開放と有効活用及び放課後等の居場所づくり	子どもをはじめ、広く市民が利用できるよう、適切な安全管理のもとに施設を開放します。また、地域のさまざまな市民等が協力し、放課後子ども教室を含めた休日や放課後等の居場所づくりを進められるように支援します。

④ 青少年の健全育成の推進

現在、スマートフォンや SNS などの普及により、青少年に有害な情報が身近にあることが社会的な問題となっています。そのため、青少年や子どもの健全育成に対する啓発を行うとともに、青少年にとって有害となる情報から子どもを守るための対応を図ります。一方、民間団体との連携も視野に入れながら、生涯学習などの機会をつくり、青少年が人間性や社会性をはぐくむための教育を推進します。

具体的施策	内容
家庭や地域への啓発	青少年のいる家庭や地域に対して、社会的背景、青少年の意識や行動などを的確に捉えて見守ることができるよう、啓発します。
有害環境対策の推進	青少年にとって有害な、性や暴力等に関する過激な情報については関係機関、地域と連携・協力して、関係業界に自主的措置を働きかけます。
社会における教育	青少年の人間性や社会性をはぐくむため、異世代間交流や、地域の行事など、さまざまな機会において、教育を行います。
民間団体や地域等との連携	健全な青少年を育成するため、民間団体や地域等と連携して見守り活動等に取り組みます。

施策の方向性：（３）健やかなからだところの育ちへの支援

思春期になると、安易な性行為に走ったり、喫煙・飲酒をする子どもが増加傾向にあるとみられ、加えて全国的にも子どもの薬物使用が増加しているといわれています。

また、商業施設や自動販売機で売られている有害図書や、街中の看板・チラシ、SNS など、子どもを取り巻く危険性は複雑化・多様化しています。

これらの有害環境への対策等を行いながら、子どもが健やかに心身ともに成長していくことができるよう支援していきます。

また、子育て期の親の生活習慣の改善や健康についての意識向上を図ることなどにより、子どもが健やかに成長していけるよう支援していきます。

① 学童期・思春期における保健対策の充実

大人になる過渡期にある子どもたちの健やかな成長を支援するため、保健師などと小・中学校の養護教諭の連携強化をはじめ、食育や性教育の推進、喫煙・飲酒対策、薬物対策など、子どもたちへの健康被害をなくすことができるよう、学童期や思春期における保健対策の充実を図ります。

具体的施策	内容
就学前対応と小学校の連携	保健師等と小・中学校の養護教諭との日常的な連携体制を確立し、学校保健の充実に努めます。
食育の推進	子どもの豊かな人間性をはぐくみながら、健康の増進を図るため、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める教育とともに、調理などの生活体験や農業体験などを通じた食に関する多様な学習機会を提供します。
性教育の推進	生命の大切さなどを含めた体系的な性教育を推進します。
喫煙・飲酒対策	タバコやアルコールの害についての啓発及び指導を進めます。 また、家庭や地域においても、タバコやアルコールの害についての啓発を図り、子どもを家庭や地域で守っていく環境づくりを進めていきます。
薬物対策	覚醒剤や薬物乱用の害について、関係団体と協力しながら啓発を行います。 また、家庭や地域においても、覚醒剤や薬物乱用の害についての啓発を図り、子どもを家庭や地域で守っていく環境づくりを進めていきます。

② 有害環境対策

子どもの成長において有害となる雑誌や本などの販売についての自主規制や、有害広告などの防止に取り組み、子どもの成長を支える健全な地域づくりを進めます。

具体的施策	内容
有害図書などの販売についての自主規制	市内の書店、コンビニエンスストア等に対して有害図書を子どもが立ち読みできない対策を講じるよう協力を要請します。
有害広告等の防止	有害なビラの配布防止や看板の設置防止につながるよう、地域での見守りを支援します。
インターネット、SNS 等の閲覧防止対策の啓発	インターネット、SNS 等への有害環境対策として、フィルター機能などの防止策の啓発に努めます。

③ 子育て期の親への支援

子育て期の親の生活習慣の改善や健康についての意識向上、親同士の交流を通じた子育てに対する不安等の解消を図ることで、子どもが心身ともに健やかに成長していくことができるよう支援していきます。

具体的施策	内容
健康教室等の参加促進と内容の充実	子育て期の保護者に対する健康教室や健康診査の参加促進を図ります。また、教室等への参加を機に、他の保護者とコミュニケーションが図れるよう、内容等の充実を図ります。
生活習慣改善のための指導	子育て期の保護者の健康や生活リズム、運動習慣等の生活習慣について、乳幼児健診時等における指導や啓発に努めます。
食育の推進	子育て期の親に対して、食を通じた家庭内のコミュニケーションや健康についての意識の向上、適塩などの食生活改善を啓発します。
メンタルケアの充実	子育てにおけるストレスや悩みの解消のため、各種事業を通じて相談を行うとともに親同士の交流を支援し、こころのケアの充実を図ります。

(4) とともに育ち合う家庭づくり

さまざまな情報の氾濫等によって、子どもを生み育てることのすばらしさが認識されにくい面もあり、また子育てをどのように行っていくのかがわからないまま、親となるケースが懸念されます。

これから親になっていく人たちが、結婚や子どもを生み育てることに行き過ぎた不安や負担感を抱かず、夢をもてるよう、これからも啓発を進めることが大切です。また、子育てを行っている親がもてる力を発揮し、ともに喜びや楽しみを感じ、分かち合いながら子育てを行っていくよう、家庭の子育て力、教育力を強化する支援やそのための地域環境づくりを進めます。

① 次代を担う子どもへの啓発活動の推進

今後、子どもたちが、結婚や家庭生活、子育てについての正しい意識や関心を持ち、夢を抱けるよう、パンフレットや体験活動などを通じた啓発活動を推進します。

具体的施策	内容
思春期、青年期への子育て・家庭に関する啓発	子どもたちが、結婚や家庭生活、子育てに関する正しい意識を醸成できるよう、講座を開催するとともに、各種パンフレットを配布するなど啓発活動を行います。
思春期、青年期に子どもにふれあう機会の充実	子どもたちが、赤ちゃんとふれあう経験をすることにより、子どもに親しみを持ち、将来自分が家庭をもって子どもを育てる夢を描き、その心構えができるよう、保育体験や赤ちゃんととの交流事業を推進します。

② 家庭の子育て・教育力の強化

子育ての不安などの解消や、家庭で協力して子育てに取り組むことができるよう、子育て講座などの開催や親同士の交流活動を促進するとともに、家庭の教育力の向上や、家庭教育に関する啓発に取り組みます。

具体的施策	内容
家庭教育の啓発	子育ての基本は家庭にあるとの認識を保護者にもってもらい、家庭内での子どもの役割分担やしつけ等がおろそかにならないように、家庭教育の啓発に努めます。
家庭での教育力を高める支援	子どもの育ちに合わせた家庭教育のための講座などを開催するとともに、子どもたちが家庭で話しやすい環境づくりを行えるよう、子どもを通じて家庭に働きかけます。
子育て講座などの開催	子育てについての講座やセミナーなどを開催し、子育ての不安などの解消を図るとともに、家庭においてどのような子育てをめざすのかをイメージしながら、両親、祖父母などが協力して子育てができるように支援します。
親同士の交流活動への参加促進と環境づくり	子育てサークル等の情報提供の充実などにより、親同士の交流活動を促進し、交流を通じてともに育ち合える子育て環境づくりを支援します。

③ DV（ドメスティックバイオレンス）の根絶と対応

子どもの成長にとって、よりよい家庭環境がつくられるよう、DVに関する市民啓発をはじめ、DVに対する相談支援を充実するなど、解決に向けた取り組みを推進します。

具体的施策	内容
DVの根絶	DVの根絶に向けた取り組みを進めます。
相談窓口の充実	DV被害に関する相談について、「女性のための相談」「男性のための相談」等により迅速・的確に対応するとともに、相談から被害者保護等に関わる関係機関の連携を進めます。また、相談窓口について、広報紙やホームページ、リーフレット、公共施設・民間施設への相談カード設置等により周知を図ります。
DVについての市民への啓発	DVの根絶に向けてセミナーや街頭啓発などを行います。
DVについての教育の充実	子どものDVに対する理解向上のため、学校における人権教育などの教育・学習機会の充実を図ります。

基本目標２ 安心して子どもを生み育てられる切れ目のない支援に向けた環境づくりの推進

施策の方向性：（１）妊娠期からの切れ目のない支援の推進

近年の子育て家庭の生活習慣は、保護者の健康に対する意識の低下やライフスタイルの変化、就労状況などによって乱れがちとなっています。また、家庭内の喫煙習慣、不規則で偏った内容の食生活、乳幼児の就寝時間の乱れなどの結果、生活習慣病が低年齢化するなど、子どもの健康状態に大きな影響を及ぼしています。加えて、環境の変化などによるものと思われるアレルギー疾患の増加や、運動不足などによる子どもの体力の低下といった身体の問題も生じています。

さらに、不妊によるこころの悩み、妊娠期の不安、親の孤立化や育て方への不安、子どもが他の子どもとふれあう機会が少なくなってきたことなどが原因で、こころにさまざまな問題が生じています。

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、安心して生み育てられる環境づくりを推進します。

① 妊産婦等への支援

母親が安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えることができるよう、母子健康手帳の交付・活用をはじめ、相談や情報交換できる機会の拡充、父親をはじめとした市民への啓発の推進、個別訪問などの各種母子保健施策の推進などを図ります。

具体的施策	内容
母子健康手帳、父子手帳の交付・活用	妊婦との最初の出会いである母子健康手帳交付の機会を有効に活用し、父母ともに子育てをするという意識の醸成と、保健施策の内容・活用の方法の啓発とともに、安心して出産や子育てを迎えられるよう、保健師による妊婦全員の面談、支援プランの作成、ネウボラセットの配付を継続して実施します。
マタニティ講座の充実	妊娠期の不安を解消し、妊婦同士の交流機会ともなるマタニティ講座への参加促進と講座内容の充実をめざします。また、妊婦と配偶者の双方を対象とした妊娠期の保健指導を充実します。
交流機会の拡充	妊婦だけではなく、産後の母親も含めた交流ができ、気軽に相談や情報交換ができる機会を充実します。
父親をはじめとした市民への啓発事業の推進	妊婦の配偶者に対し、妊娠について知り、父親としての自覚を高めるための啓発を進めるとともに、市民へのマタニティマークの普及・啓発に努めます。
個別訪問等による支援	ハイリスク妊婦・産婦・新生児等への訪問指導事業を充実させ、きめ細かい指導・助言をめざします。また、家事などの支援についても充実を図ります。
ハイリスク妊婦等への支援の充実	妊婦が悩みや不安を相談できるよう、電話や窓口、面接等相談体制の充実に努めるとともに、安心して出産を迎えることができるよう支援を行います。

具体的施策	内容
ハイリスク妊婦への医療機関との連携による対応	何らかの問題の兆候をみせたり、すでに問題が生じているハイリスク妊婦への対応とフォローのため、医療機関との連携を強化します。
妊婦への食育の推進	妊婦の健康と胎児の健やかな発育を図るため、パパママ教室や個別相談などを通じて、栄養のバランスの大切さなどを指導する食育を推進します。
妊婦及び家庭や地域への喫煙対策	妊産婦と家族に関するタバコの害と禁煙に向けた啓発を行います。 また、地域においても、タバコの害と禁煙についての啓発を図り、妊産婦等を地域で守っていく環境づくりを進めます。
不妊治療等への支援	不妊治療及び不育治療について、医療費助成等によって支援します。
産後の母親等への支援	産後に家族等の援助が受けられず支援を必要とする母子に対し、心身のケアや育児サポートを行います。

② 乳幼児健診及びフォロー体制の推進

子どもの健やかな発達・発育を支援するため、乳幼児健診や予防接種、健康教室や幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などを通じた食育、個別相談などの各種事業を推進します。

具体的施策	内容
乳幼児健診の充実	子どもの発達段階に応じた乳幼児健診・乳幼児視覚検診及び歯科健診について、今後も受診を促すとともに、一層の充実を図ります。
健診後のフォローの充実	保健所、医療機関、療育機関等との連携や発達相談、フォロー教室、個別訪問、個別相談等によって健診後のフォローをきめ細かに進めます。
予防接種の推進	予防接種事業を啓発し、接種率向上に努めます。また、骨髄移植等の医療行為により抗体を失った人への予防接種の再接種費の助成を行います。
発育・発達を支援する教室の充実	乳幼児の健やかな発育・発達を支援し、親子のふれあいを豊かにはぐくむため、保護者に対し子育て支援や健康づくりに向けて各種教室の内容充実にも努めます。
乳幼児への食育の推進	乳幼児の健康の増進を図るため、健康教室や幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点などを通じて、保護者や子ども自身へ、栄養のバランスを考え規則正しく食べることの大切さについての意識を高める食育を推進します。
個別相談の充実	保健師、栄養士、発達相談員、看護師、歯科衛生士などが専門的立場で発育・発達・子育て等についての適切なアドバイスを行う個別相談及び定期的面談の充実を図ります。
個別訪問の充実【国指定事業】	新生児、乳児期における訪問をはじめ、乳幼児健診の未受診児や要支援児等、保護者のニーズに応じた個別訪問を充実させます。

③ 医療機関等との連携の強化

医療体制の確立や充実が求められているなか、保健所との連携をはじめ、救急医療体制や夜間診療の充実、休日診療の運営など、子どもが安心して地域で育つことができるよう、医療体制の充実を図ります。

具体的施策	内容
定期的な会議、情報交換などによる連携	医療機関と市との連携を強化するため、会議や研修会を積極的に設けます。
保健所との連携	経過観察や支援が必要な乳幼児へのフォロー、思春期の子どもや親への保健指導や不妊相談・助成等について保健所との連携を一層強化します。
救急医療体制の充実	医療機関、消防署との協議・調整に努め、救急医療体制の充実を図ります。
夜間診療の充実	医療機関との協議・調整等に努め、夜間診療の充実を働きかけます。
休日診療の運営	休日急病診療所を引き続き運営します。

④ 子育て世代包括支援センターの充実

妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を提供する体制の充実を図り、各機関との連携を一層強化していきます。

具体的施策	内容
子育て支援職員の養成や配置	職員に子育て支援に関する広範な研修を実施し、子育て支援に関する施策について基本的な知識を習得し、市民サービスの向上等を図る職員を養成します。また、保育所等就学前児童の預け先に関する保護者の相談に応じ、保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつける職員を配置します。
関係機関との連携	子育て支援に関わる関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を提供する体制の充実を図ります。

施策の方向性：（２）子育ての相談や適切な情報提供のための支援

子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援として、子育てに関する相談や適切な情報提供が重要となります。

子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、印刷物だけでなく、様々な媒体を活用し、常に新しい情報を発信していきます。

① 子育て支援サービスや市民活動の広報の充実

子育ての孤立化や育児不安の軽減を図るため、窓口や広報紙、パンフレット、インターネット、SNS などを活用して各種子育て支援サービスに関する情報を総合的に提供するとともに、市民活動に関する情報収集と広報への支援などを行います。

具体的施策	内容
子育て支援サービスの情報提供	市内及び京都府において利用できるさまざまな子育て支援サービスに関する情報を、窓口や広報紙、パンフレット、インターネット、SNS 等によって総合的に提供します。また、乳幼児健診や健康教室、子育て学習機会、学校からの連絡などの機会に、子育て支援サービスに関する情報を提供するように努めます。
情報メディア活用のための学習機会の提供	子どもをもつ親が多様な情報メディアを活用した情報収集などを適切に行えとともに、親子の情報モラルが向上するよう、学習機会の提供に努めます。
民間事業所や市民活動などの情報収集と広報への支援	民間事業所や子育てサークル、民生児童委員協議会などが実施している事業や活動などの情報を収集し、行政が行っている事業とともに広報していくよう努めます。

② 身近な相談窓口の充実

子育てに関して不安なことや困ったことなどを気軽に話したり、身近に相談することができるよう、地域子育て支援拠点をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園等での子育て相談、メールを活用した子育て相談などを充実させ、ケースやニーズに合わせて相談に応じることができる多様な相談窓口の設置に努めます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点等における相談窓口の充実【国指定事業】	地域子育て支援拠点で気軽に子育てに関する相談ができるよう、今後も相談窓口や相談機能の充実を図ります。また、子育ての悩みや家庭内の問題等に対応する「こども家庭相談」の充実に努めます。
幼稚園、保育所、認定こども園等での子育て相談の充実	幼稚園、保育所、認定こども園等で、より一層気軽に子育てに関する相談ができるよう努めます。
多様な方法による相談事業の実施	メールを活用するとともに、多様な方法により、子育て相談を充実します。また、民間事業所などが実施している相談事業に対しても、市民に周知啓発していきます。
利用者支援事業の実施【国指定事業】	子ども・子育て支援新制度における子育て支援施策や地域の多様な子育て資源を、利用者が円滑に利用できるよう、専門の職員を配置して、利用者支援事業を実施します。

施策の方向性：（３）安心して外出できるまちづくりの推進

子どもやベビーカーなどで乳幼児を連れた保護者は、エレベーターやエスカレーターのない施設、使用しづらいトイレ、道路上における段差や安全上の課題などの交通・生活環境に不安や負担を感じており、日常生活においてさまざまな面で利用しやすい道路や交通機関などの環境づくりが求められています。

子どもや子どもを連れた保護者、さらにはすべての人にとって安全で使いやすく、安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設や交通環境の整備、まちづくりを今後も継続して進めます。

また、子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図ります。

① 交通環境の改善

交通環境の改善に向けて、道路の歩道設置や、道路、通路などの拡幅や段差の解消などの「交通バリアフリー」の推進を計画的に進めます。また、妊産婦や乳幼児を連れた人への理解や配慮を深める「心のバリアフリー」の推進を図ります。

具体的施策	内容
道路における歩道設置と安全確保	市道の改良や国や京都府への要望によって、段階的に、段差の解消やガードレールの設置等、安全な歩道の整備を進めます。
人にやさしい道路整備	子どもや高齢者及び障害者に配慮した安全で快適な道路整備を進めます。
「交通バリアフリー」の推進	「宇治市交通バリアフリー全体構想」に基づき、関係機関と連携を図りながら、鉄道駅や周辺道路などをはじめとした「交通バリアフリー」を進めます。
「心のバリアフリー」の推進	妊産婦や乳幼児を連れた人、ベビーカーの安全な使用や使用者への理解・配慮を深める「心のバリアフリー」の推進を図ります。

② 交通安全対策の推進

子どもたちを交通事故などの危険から守るため、交通安全対策事業による通学路などの道路の危険箇所の改良や交通安全施設の整備をはじめ、幼稚園や保育所などにおける交通安全教室を通じた啓発を行います。また、車や自転車を運転する大人たちに、運転マナーについての啓発・指導を行います。

具体的施策	内容
交通安全対策事業の推進	子ども連れでも、子どもひとりでも安心して外出することができるように、通学路など道路の危険箇所の改良や交通安全施設の設置、段差の解消など道路における安全性の確保に努めます。
迷惑駐車・放置自転車対策	警察署等と協力しながら、公道上における迷惑駐車・放置自転車対策に取り組めます。
交通安全教室の充実	警察署と協力しながら、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、学校等において交通安全教室を開催します。
運転マナーについての啓発・指導	通学路での徐行や通り抜け抑制など、ドライバーに対して、通学路の安全確保のための啓発・指導を進めるとともに、安全確認や一時停止などの交通ルール遵守についても推進します。
チャイルドシートの着用推進	チャイルドシート着用推進のための啓発に努めます。
自転車の安全な利用の推進	子どもが自転車に乗る際のヘルメットの着用や、幼児用座席におけるシートベルトの着用の啓発に取り組むとともに、自転車運転免許教室の実施による自転車利用のマナーや交通ルールの普及を推進していきます。

③ 公共的空間における設備の充実

誰もが使いやすい公共施設をめざし、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、整備を進めるとともに、育児・授乳室などの設置を進め、子育てバリアフリーを推進します。

具体的施策	内容
ユニバーサルデザインの施設整備の推進	公共施設の整備にあたっては積極的にユニバーサルデザインの考えを取り入れるとともに、民間施設についてもユニバーサルデザインの普及のための啓発に取り組めます。
育児・授乳室、育児設備の設置の推進	子ども連れであっても、公共施設を気軽に利用できるよう、各施設の状況に応じて授乳室、育児設備などの整備を推進します。
子ども連れの来庁者に向けた取り組みの充実	子ども連れで市役所を訪れて相談・申請・申告等をする市民のために、子どもを一時的に預かるサービスを実施するなどの取り組みを充実します。

④ 防犯対策

子どもたちが安全に安心して地域で生活していけるよう、地域防犯の強化や公共施設の安全管理体制の充実、「こども 110 番のいえ」の充実など、地域ぐるみで子どもを守る取り組みを進めます。また、子ども自身が防犯に対する意識を高められるよう、子どもへの防犯教育に取り組みます。

具体的施策	内容
子どもや市民を犯罪から守る地域防犯強化	子どもを犯罪から守るため、地域が参加・協力し合い、見回りや子どもへの声かけ、集団登下校時の誘導などを積極的に行う地域防犯組織に対して、必要な支援や専門的指導を進めます。
公共施設の安全管理体制の強化	幼稚園、保育所、認定こども園、育成学級、学校や公園など、子どもが利用する施設の安全管理体制の強化に地域と取り組むとともに、引き続き緊急通報システム等による安全対策に努めます。
職員や教員への防犯訓練及び研修	子どもを犯罪から守るため、子どもが利用する施設の職員や教員への防犯訓練及び研修に取り組みます。
「こども 110 番のいえ」の充実	「こども 110 番のいえ」を増やすことを警察署に要望します。また、協力市民や事業所に対するいざというときの対処方法の指導等も要請します。
子どもへの防犯教育	学校において子どもに対し、不審者を想定した避難訓練等を行います。
スマートフォン等を通じた犯罪への対策	スマートフォン、インターネット、SNS等を通じて子どもを狙う犯罪などについて、子どもに学校等で防犯に関する授業の開催や防犯指導を行います。

施策の方向性：（４）子育ての経済的負担への支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、現在行っている施策をより一層充実させるととも、新たな支援の方策を検討します。

① 子育て家庭の負担軽減の促進

子育て家庭の経済的な負担を軽減することができるよう、各種施策の充実に努めます。また、国の動向を見据えつつ、制度などの変更があった場合は、迅速な対応に努めます。

具体的施策	内容
子育て家庭の医療費負担の軽減	子育て支援医療費支給については、今後も継続実施していきますが、子育て世帯が等しく制度を享受できるように、子どもの医療費無料化制度の創設を国に対して要望します。
施設利用料の軽減	子ども連れの公共施設利用者について利用料の軽減を検討します。
各種制度活用に向けた情報提供	各種制度の活用に向けて、対象者への情報提供を行います。
保育料負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、引き続き保育料負担の軽減に向けた取り組みを進めます。
教育費負担の軽減	各家庭の収入状況などに応じ、就学援助や奨学資金貸付などによる教育費負担の軽減に向けた取り組みを進めます。

② 公営住宅等の居住環境の整備

子育て世帯にとって子育てしやすい居住環境を確保できるよう、特定優良賃貸住宅などの促進をはじめ、ユニバーサルデザインに基づきながら、公営住宅などの改良・整備を進めます。

具体的施策	内容
特定優良賃貸住宅等の促進	子育て中の親が良質な住宅を確保できるように、特定優良賃貸住宅等の利用に向けた取り組みを進めていきます。
公営住宅等の改良・整備	公営住宅におけるユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、老朽箇所等の適切な改修を図り、安全で快適性の高い住環境の整備を図ります。

施策の方向性：（５）いつでも、どこでものびのび遊べる場づくり

本市には、植物公園やアクトパル宇治、太陽が丘など、拠点となるレクリエーション施設のほか、地域と協力して管理している公園施設が徒歩圏にあり、こうした自然などを活用した遊びの場が多くあるといえますが、さらに子どもとその保護者が、身近な地域で安心して遊べる場や機会を充実していくことが求められています。

また、近年、子どもが巻き込まれる事故・事件が多発していることから、遊び場の安全面に対する意識が高まっています。

こうした状況をふまえ、子どもがのびのびと遊べる場の確保とともに、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して子どもを遊ばせることができる場の充実を進めるため、地域の集会所や公園などの積極的な活用を今後も進める一方、関係団体や関連する機関、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。

① 公園・緑地等の環境整備

子どもたちをはじめ、親たちにとっても憩いの場となるよう、公園、遊園の充実をはじめ、緑などの自然に接することができる、うるおいのある環境づくりに努めます。

具体的施策	内容
公園、遊園の充実	子どもが安全に遊び、親も安心して見守ることができるとともに、世代間交流の場として、誰もが集える公園・遊園を整備します。
自然に接する遊び場の充実	遊びながら自然に接することができるよう「自然環境を利用する」など工夫した公園や緑地の整備に努めます。
緑化啓発の推進	身近で花や緑に親しめる地域づくりのため、子どもの参加も視野に入れた緑化啓発活動を推進します。

② 親子で遊べる場の確保

子どもとその保護者が安心して、気軽に楽しく遊んだりすることができるよう、幼稚園や保育所、認定こども園をはじめ、公共施設や民間施設などの既存施設を有効活用し、身近でかつ、雨の日にも遊ぶことができるような場の確保に努めます。

具体的施策	内容
身近な親子で遊べる場所の確保	親子が身近な地域において、空家や、集会所、空き店舗等を活用し、気軽に楽しく遊べる場を確保します。
雨の日に遊べる場所の確保	空家や、集会所、空き店舗等を活用して、雨の日でも親子が気軽に楽しく遊べる場を確保します。
幼稚園、保育所、認定こども園の有効活用	親子が楽しく遊べる場として、幼稚園、保育所、認定こども園の有効活用に努めます。
民間施設の有効活用	親子が気軽に楽しく遊べる場として、空き家や空き店舗等の民間施設の有効活用に努めます。

③ 自由に遊べる場の確保

子どもたちが安心して、自由にのびのびと遊んだり、ふれあうことができるよう、遊び場の整備をはじめ、児童施設の整備や施設の安全管理などに努めます。

具体的施策	内容
子どもが自由に遊べる場の確保	子どもの創造力を活かし、子どもならではの遊び方が自由にできる場所の整備を促進します。
児童施設の整備	公園以外の場において、子どもの遊び場の確保と整備に努めます。
公共施設へのプレイコーナー等設置	公共施設において、子ども連れで訪れた際に利用できるプレイコーナー等の整備を推進します。
施設の安全管理	子どもが遊びに利用する施設・設備の安全を確保します。

基本目標 3 地域で子育て支援ができる環境づくりの推進

施策の方向性：(1) 家庭と子どもたちを応援する地域づくり

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる力の低下がみられ、その再生が求められています。そのためには、子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや親と接し、防犯や見守り、親の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。

こうした状況をふまえ、今後も地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

① 子ども・子育てにおける地域への啓発

地域において子育てを応援することができるよう、身近な地域での声かけを行うことを働きかけるとともに、地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めます。

具体的施策	内容
身近な地域での声かけの促進	地域ぐるみで子どもを育てる意識を高めるとともに、地域防犯を進めるため、隣近所等において、日頃から挨拶などの声かけ運動を行うよう町内会・自治会や各家庭に働きかけます。 また、地域活動や行事への参加等による地域交流を促進します。
子育て家庭支援についての講習	関係機関同士の連携を深めるための講習会やセミナー等を開催し、地域ぐるみで子どもを育てる意識の向上や、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

② 民生児童委員活動の充実

地域における福祉の担い手やリーダーとなる民生児童委員に対する研修等を行い、活動の充実を図ります。

具体的施策	内容
民生児童委員の活動に対する支援	民生児童委員による相談や「赤ちゃん訪問」「子育てサロン」開催等の子育て支援活動の充実のため、民生児童委員に対して研修機会や情報提供の支援を行うとともに、民生児童委員の子育て支援活動の周知に努めます。

③ 各種団体活動への支援

地域ぐるみで子育て支援を進めていくため、地域活動の担い手である町内会・自治会や青少年健全育成協議会など、各種団体への研修などを通じて支援に努めます。

具体的施策	内容
各種団体への研修などの支援	地域における町内会・自治会活動や子ども会、PTA、青少年健全育成協議会などの各種団体の活動支援に努めます。

④ 身近な施設の有効活用

身近な地域の交流の場となるよう、公共施設や民間施設などを有効活用し、子どもたちの遊び場や、地域交流の場などの確保に努めます。

具体的施策	内容
地域資源の活用による遊び場などの確保	子どもが身近な地域で安全に遊んだり、地域交流ができるように、地域にある空家や公民館、集会所、空き店舗等の有効活用を進めていきます。
民間施設の有効活用	子どもが遊ぶことのできる場として、空き店舗などの施設を活用するための支援を各事業所や商工団体に行っていきます。

施策の方向性：（２）地域とともに子育てを支援する環境づくり

地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、ファミリー・サポート・センターの活動内容の充実に向けた取り組みをはじめ、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

① ファミリー・サポート・センターの充実

ファミリー・サポート・センターの充実に向けて、今後もさらなる会員の拡充や会員活動への支援、活動内容の多様化に努めます。

具体的施策	内容
会員拡充促進【国指定事業】	活動内容や利用方法などの周知を図るとともに、子育てを援助する援助会員の資質の向上や会員数を増やす取り組みを充実します。
会員活動への支援【国指定事業】	救急救命講習など、会員のための研修機会の充実を図ります。また、地域で子育て家庭を見守ることにつながるよう、子育て等のお手伝いをしたい人（援助会員）の意識向上に努めます。
活動内容の多様化の促進【国指定事業】	ニーズについて十分な把握に努め、活動内容の改善や拡充とともに、アドバイスなどの活動支援に努めます。

② 市民活動等による多様な子育て支援事業の推進

子育てサークルや NPO などによる市民団体主体の子育て支援事業を支援するとともに、関係機関等との連携を図りながら地域における多様な子育て支援事業の推進に努めます。

具体的施策	内容
子育てサークルや NPO 等による子育て支援事業の支援	子育てサークルや NPO などの市民団体自らが主体となって、積極的に子育て支援活動を行えるよう、交流事業などの事業委託や活動支援を進め、広報・周知にも努めます。
地域での子育て支援活動の充実	地域や企業、大学等の民間組織と連携しながら地域特性を活かした新しい子育て支援の充実に努めます。

③ 地域ぐるみの次世代育成

地域ぐるみで子どもを育てることができるよう、地域福祉の考え方や本計画の趣旨を啓発し、理念と取り組みを広く市民に周知します。また、ボランティアなど、地域で子どもを育てる人材の育成や活動支援にも努めます。

具体的施策	内容
地域福祉及び子ども・子育て支援についての市民啓発	地域ぐるみで子どもを育てる風土づくりに努めるとともに、地域福祉や子ども・子育て支援の推進について、その理念や取り組みなどを広く市民に周知するため、パンフレット配布や講座開催などによる啓発を進めます。
ボランティアの育成	指導力を発揮できる活動リーダーや意欲をもって活動に参加する市民など、地域に存在する人材の有効活用を図るために、子育て支援ボランティアの育成に取り組みます。
地域で子どもを育てる活動の促進	隣近所の人々が協力し合い、地域ぐるみで子どもを育てる声かけや見守り等の活動を促進します。

施策の方向性：（３）子どもたちのふれあいの機会づくり

少子化や核家族などの進行により、子ども同士の交流の機会も減少し、かつてのように他者との交流を通じて社会性をはぐくむ機会が少なくなっています。

こうした子どもの豊かな人間性をはぐくむためには、学校で学ぶことだけでなく、地域活動や生涯学習など、さまざまな活動を行うことができる機会や場が必要となっています。

地域に住む子どもたちをはじめ、地域に住む大人たちも参加できる異年齢や世代間交流の機会などを充実し、子どもたちが他者の個性や考え方を理解する力をはぐくむことができる環境づくりを進めます。

① 地域活動における交流の促進

子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむため、子ども同士の交流活動や世代間交流が活発に行われるよう、活動を支援します。

具体的施策	内容
子どもたちの地域活動への支援	子ども同士が身近な地域で交流し、自ら考え行動することができるような地域の活動や行事を支援します。
子ども同士の交流活動の支援	年齢や生活環境の異なる子どもたちが交流できるよう支援します。
子どもと大人の世代間交流活動の促進	地域の各種事業へ地域が一体となって積極的に参加し、交流を深めることができるよう、高齢者との交流機会の充実等、異世代間の交流活動を促進していきます。

② 生涯学習活動における交流の促進

世代間交流が活発に行われるよう、生涯学習関連施設における交流事業を推進します。

具体的施策	内容
生涯学習関連施設における交流事業の推進	生涯学習関連施設における世代を超えた交流活動を推進します。

施策の方向性：（４）まちじゅうが学びと遊びの機会づくり

子どもたちにとって学びと遊びは、創造性や自主性を身につける貴重な体験です。また、子どもたちが自らの可能性を広げるうえでは、子どものときからさまざまなことを経験することが望まれます。このため、本市にある宇治川をはじめとする美しい自然や歴史的遺産などの市民共通の資源を活かし、自然体験活動や社会体験活動、スポーツや文化芸術活動などのさまざまな地域活動を通じて、子どもたちの愛郷心や情操を養うことに努めます。

また、子どもたちの積極的な活動を支援するため、さまざまな地域活動について、情報提供の充実を図ります。

① 体験と交流の学習機会の促進

本市における重要文化的景観である宇治川周辺などの自然、歴史文化などの資源を生かし、子どもたちが地域の自然や文化にふれながら、心豊かに育つことができるよう、自然体験学習や環境学習、福祉ボランティア学習などを推進します。

具体的施策	内容
自然体験学習の推進	重要文化的景観である宇治川周辺等、市内の豊かな自然に親しみ学ぶことによって、人間と自然との関わりについての理解を深められる自然体験学習の機会を充実します。
環境学習の推進	子ども環境学習会、各種イベントなどの体験学習会、ゴミに関する環境学習などの取り組みを通じて、地球温暖化やゴミ問題等の環境問題に対する意識を高め、理解を促す環境学習の機会を充実します。
福祉ボランティア学習の推進	高齢者や障害者介護などの体験を通じて、福祉への理解を深める福祉ボランティア活動等の体験学習の機会を充実します。
職場体験学習の推進	子どもたちが商店、会社等の仕事を体験することによって、社会の仕組み等の理解が深まるよう、企業等と連携を図りながら、職場体験学習の機会を充実します。
指導者の発掘と育成	子どもたちの体験学習や交流活動を指導できる経験豊かな指導者の発掘と育成に努めます。
市内の資源を有効活用した安全な遊び場・学習の場の確保	市内の空家や公民館、集会所、空き店舗等の資源を活用し、地域のボランティア等による、子どもが安心して遊んだり、学習することのできる場の確保に努めます。

② スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動の促進

子どもたちが心身ともに健やかに、たくましく成長することができるよう、スポーツ・レクリエーション機会や文化・芸術にふれる機会の充実をはじめ、伝統行事への参加を促進します。

具体的施策	内容
スポーツ・レクリエーション機会の充実	子どもがそれぞれの年齢や体力に応じて楽しめるよう、スポーツ・レクリエーションの交流機会を充実します。
文化・芸術にふれる機会の充実	子どもが、「源氏物語」の舞台であった本市の歴史文化をはじめ、さまざまな地域の文化・芸術に親しみ、理解を深める機会を充実します。
伝統行事への参加	本市の伝統行事への子どもの参加を促進することによって、本市の伝統文化への理解を深める機会を充実します。
指導者の発掘と育成	子どものスポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動を指導できる経験豊かな指導者の発掘と育成に努めます。
大会やイベントの開催	子どもや大人が協力しながら運営できる、市民が主体となったスポーツ・レクリエーション大会、文化祭等の開催支援に努めます。

③ 青少年センターや図書館等の充実

子どもたちが学校での学習だけでなく、生涯を通じて学ぶことを身につけられるよう、青少年センターや図書館、生涯学習センター、公民館などの地域の社会資源を活用した事業を充実させ、学びの場の拡充を図ります。

具体的施策	内容
青少年センター事業の充実	子どもの身近な地域での生涯学習活動の場となるよう、青少年センター事業の充実努めます。
図書館事業の充実	子どもの自主的な学習活動や読書活動を支援し、子どもが読書に親しむ機会を提供するため、ニーズに応じた総合的な図書館サービスの充実努めます。
生涯学習センター事業の充実	生涯学習活動の拠点としての機能や各種事業の充実努めます。
公民館事業の充実	子どもや大人の身近な地域での生涯学習活動の場となるよう、公民館事業の充実努めます。

④ 子どものまちづくりへの参加の促進

これからのまちの将来を担う子どもたちの創造力や意見を宇治のまちづくりに活かすことができるよう、また宇治のまちやまちづくりに関心をもってもらえるよう、ポスターや標語の募集など、子どもがまちづくりに参加できる機会を今後も拡充します。

具体的施策	内容
子どもが参加・企画する取り組みへの支援	子どもが自分の住む宇治のまちのまちづくりを意識するきっかけになるよう、中高生が主体的に行うイベントづくりの支援や、ボランティア体験の機会を提供します。
ポスターや標語等の募集	子どもの意見やアイデアを活かしたポスターや標語等を募集することにより、子どものまちづくりに対する意識の向上を図ります。

⑤ 学びや遊びの情報提供の充実

子どもたちが関心のある体験活動や各行事などに参加し、興味・関心をもつことができるよう、学びや遊びなどに関する活動について、情報提供の充実を図ります。

具体的施策	内容
学びや遊びについての情報提供	子どもが積極的に参加しやすい活動の情報収集を行うとともに、子どもの積極的な活動を支援するため、子どもが参加する学びや遊びについての情報を提供します。
生涯学習関連施設における事業の情報提供	子どもたちが積極的に参加しやすい学習活動の研究・検討を行うとともに、生涯学習関連施設が行う、行事や活動状況についての広報を充実します。
地域での活動や団体活動の広報への支援	公共施設内のスペースの活用等によって、各地域の行事や団体サークルが行う広報活動を支援します。

(5) 親同士が交流できる機会づくり

核家族化などによって、地域のつながりが希薄化しつつあり、子育て中の親が相談相手もなく孤立化し、育児ノイローゼや虐待につながるケースもみられます。

このような状況をふまえて、子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、子育てサークルを支援するとともに、子育てサークルに属していない家庭も気軽に参加し、日常的に交流ができるような環境づくりに努めます。

また、地域子育て支援拠点の機能を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。

① 子育てサークルの育成・支援の推進

子育て中の親同士が交流し、相談や情報提供を行うとともに、子育てへの不安を軽減・解消できるよう、子育てサークルの育成をはじめ、子育てサークルのネットワーク化を図ります。

具体的施策	内容
子育てサークルの育成	子育て家庭の仲間づくりを促す子育てサークルについて、集会所等地域の資源を活用した活動拠点の確保や周知など、サークル活動を行ううえでの課題を解消し、サークル数の増加に努めます。
子育てサークルのネットワーク化	子育てサークルのネットワーク化を図り、各サークル間の情報交換等、活動の活性化、充実に向けた取り組みを進めます。

② 親子の交流の場づくりの促進

親子が一緒に交流できるよう、地域子育て支援拠点での親子の集いや仲間づくりの機会の充実、園庭の開放など、親子が気軽に集うことができる環境づくりに努めます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点を中心とした親子の集いなどの充実【国指定事業】	地域子育て支援拠点を中心として、親子の広場や育児教室等を充実するとともに、地域が自主的に運営する子育てサークル等を支援し、子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、相互に交流を図れる居場所を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
仲間づくりの機会の充実と周知啓発	子育てサークル等に属していない家庭でも気軽に参加し、仲間づくりの場となる事業を企画、実施することで、子育て家庭の孤立化防止に努めます。また、より多くの家庭が気軽に参加できるよう事業の広報周知に努めます。
園庭開放など幼稚園、保育所、認定こども園による支援事業	安心して子どもを遊ばせることのできる場として、幼稚園、保育所、認定こども園の園庭等の施設を開放し、家庭で子育てを行っている保護者や子どもも気軽に遊びに来て交流できるように努めます。

③ 市民活動のネットワーク化の促進

子育てに関するさまざまな市民活動がさらに活発化するように、市民活動のネットワーク化を図り、情報交換などを行うとともに、活動拠点の確保を図ります。

具体的施策	内容
市民活動のネットワーク化と組織の設立	子育てに関するさまざまな市民活動のネットワーク化を図り、各活動間の情報交換等、活動の活性化と充実に向けた取り組みを進めます。
身近な地域での活動拠点の確保	各団体の活動を進めるにあたって自由に利用できる、身近な地域での活動拠点の確保に努めます。

④ 地域子育て支援拠点の充実

子育て親子の交流の場であり、まちの子育てにおける中核拠点となる地域子育て支援拠点の充実を図り、保護者同士の交流や育児不安の軽減などにつなげます。

具体的施策	内容
地域子育て支援拠点の整備 【国指定事業】	親子の居場所づくりや情報発信など、地域の子育て支援の中心となる地域子育て支援拠点は、10 か所の整備が完了しており、今後も拠点のあり方について検討します。
地域子育て支援拠点の機能の充実 【国指定事業】	地域子育て支援基幹センターを中心として、各地域子育て支援拠点が連携して子育て情報の発信、育児不安などについての相談指導や子育てサークルへの支援、子育て支援事業などを充実し、アウトリーチ型など新たな機能を検討します。
子育て支援総合コーディネーターの配置	子育てに関係する機関の連絡調整等を行う子育て支援総合コーディネーターを配置し、より総合的な子育て支援に対応します。
地域子育て支援拠点と関係機関との連携	円滑な子育て支援施策の推進を図るために、地域子育て支援拠点を中心とした関係機関との情報交換等の連携を強化します。
子育て支援者への支援	子育てに関するさまざまな活動をしている支援者に対して、講座の開設等により情報の提供を図るとともに連携して活動ができるようネットワークの構築等の支援を行います。

基本目標 4 仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

施策の方向性：(1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

本市の女性の各年齢における就業率はそれぞれ上がってきているものの、出産・子育てを終えた後の就業率が、出産・子育て前に比べて低くなっており、職場復帰していない、もしくはできていない状況がみられます。

こうしたなか、子どもを出産後も働きたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供や総合的な放課後児童対策による基盤整備を図ります。

① 多様な保育サービスの提供

仕事と子育ての両立が可能となるよう、保育サービスのニーズに伴い、低年齢児保育、延長保育や休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などのサービス基盤の確保を進めるとともに、適切なサービス提供に努めます。

具体的施策	内容
低年齢児保育の充実【国指定事業】	共働き家庭の増加等に伴う保育所等への入所希望の増大に対応していくため、現在行っている低年齢児保育の定数拡大に向けた取り組みを進めるとともに、家庭的保育等、身近なサービスの充実に努めます。
延長保育事業の充実【国指定事業】	保護者の就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、保育所等の開設時間延長等を図る等、夜間の保育サービスを充実します。
休日保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化による日曜・祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。
障害児保育事業の充実	障害のある児童等の保育と福祉の増進を図るため、保護者の就労状況等に応じた保育の環境整備を行うとともに、保育所入所の弾力的な対応について検討します。
一時預かり事業の充実【国指定事業】	緊急時や短期間の就労などの理由によって一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するため、保育所等における一時預かり事業の拡大に努めます。
病児・病後児保育事業の推進【国指定事業】	家庭での保育が困難な病中や病気回復期の乳幼児や小学生を預かる乳幼児健康支援一時預かり事業を継続して実施するとともに、保育所等に通う子どもの急な発熱等に対応するため、保育所等における病児保育（体調不良児対応型）の取り組みを進めます。
子育て短期支援事業（ショートステイ）の充実【国指定事業】	宿泊を伴う預かり等のニーズに対応するため、ショートステイ事業を実施します。

具体的施策	内容
ファミリー・サポート・センター事業の充実【国指定事業】	子育て等のお手伝いをしたい人（援助会員）と子育て等の手助けをしてほしい人（依頼会員）で構成されるファミリー・サポート・センターにおいて、依頼会員の希望に沿った利用ができるような体制づくりを図るとともに、宿泊を伴う預かりや産前産後期の家事援助活動等の充実に努めます。
幼稚園預かり保育事業の実施【国指定事業】	従来から私立幼稚園にて実施している幼稚園預かり保育事業の充実等について検討します。

② 柔軟な保育施設の運営

待機児童の解消に向け、認定こども園の設置、施設整備や利用定員の見直し、保育要件の弾力化の検討、多様な形態による施設運営の検討などの対応を図ります。また、保育施設評価などを通じて、保育水準の向上を図ります。

具体的施策	内容
保育要件の弾力化の検討	保育所等の入所要件については、子ども・子育て支援法施行規則に示す保育を必要とする事由を基本にしながら、多様なニーズに柔軟に対応できるよう弾力的対応を検討します。
効率的な保育施設運営の推進	民間活力の活用について研究・検討し、効率的な施設運営を進めます。
多様な形態による保育施設の運営の検討	認定こども園等の多様な形態による保育施設の運営について検討します。
施設の整備	施設の老朽化対策等必要な施設整備を計画的に進めます。
保育施設評価の実施	保育水準の向上をめざす自己評価と第三者評価への取り組みを進めます。

③ 総合的な放課後児童対策

育成学級に対するニーズは増加傾向にあり、こうしたニーズに対応したサービス提供ができるよう、条例及び放課後児童クラブガイドラインなどを基本にしつつ、実施クラス数の増加をはじめ、施設の整備や社会福祉法人などの参画を図ります。さらに、複雑化・多様化するさまざまなニーズに対応できるよう、指導員の資質向上など育成学級の内容充実を図ります。また、新・放課後子ども総合プラン（※）の推進など、より一層教育・福祉の連携のもと、総合的な放課後児童対策のあり方について検討を進めます。

具体的施策	内容
育成学級の充実【国指定事業】	入級児童数に応じて、空き教室の活用や専用施設の整備等に努めます。 また、内容の充実・向上を図るため、第三者評価などの客観的な評価手法についての検討を行います。
指導員の資質向上【国指定事業】	個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるように、研修等を充実し、指導員の資質向上を図ります。
学校現場と育成学級との連携【国指定事業】	保護者や子どもが安心して育成学級を利用できるよう、学校現場と育成学級がともに意見や情報を交換するなどの連携を図ります。
就学前教育・保育施設等との連携【国指定事業】	就学前教育・保育において配慮を必要としていた児童への対応など、育成学級入級後も個々の児童に応じた指導が継続してできるよう、就学前教育・保育施設等との連携を図ります。
多様な形態によるサービス提供の検討	社会福祉法人・NPO 法人等の参画により、多様な形態による事業のあり方を検討します。
新・放課後子ども総合プランの推進	教育・福祉のより一層の連携のもと、学校や放課後子ども教室と連携及び調整を図りながら、放課後児童対策の内容の充実と、子どもの安全な居場所づくりを推進します。

※新・放課後子ども総合プラン・・・すべての小学生児童の放課後における安心・安全な居場所を確保するため、「育成学級（放課後児童クラブ）」と「放課後子ども教室」の計画的な整備等を進めるものです。

施策の方向性：（２）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、近年の積極的な取り組みにより、広がってきておりますが、今後も社会全体の運動としてさらに広げていく必要があります。

また、啓発以外にも働き方の見直しに向けたさまざまな取り組みを推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

① ワーク・ライフ・バランスの実現への取り組みの推進

子どもを出産後も働きたいと考えている人などが継続して働くことができるよう、妊娠、出産、子育て中の就業者への配慮やライフスタイルに応じた多様な働き方の確保について、企業等への啓発に努めます。また、関連制度の普及啓発や、一般事業主行動計画（従業員１０１人以上の企業・事業所における子育て支援のための計画）の実施促進や特定事業主行動計画（市の職員に対する就労と子育てを両立できる就労環境づくりの計画）の推進にも努めます。

具体的施策	内容
雇用者・企業への啓発と情報提供	雇用者や就業者が子どもを生み育てることの社会的役割についての理解を深め、妊娠、出産、子育て中の就業者に対して配慮できるよう、育児休暇の取得率やワーク・ライフ・バランスの実施など妊娠期や子育て期の従業員への制度や支援について、市内の企業等を対象として、情報提供や啓発活動を行います。
働き方の見直しに向けた取り組み	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、施策を検討する上での企業等の取り組みや多様な働き方のモデルの情報収集や、市民の実態等の把握に努めます。
ワーク・ライフ・バランスの啓発	男性の子育てへの関わりの促進や多様な働き方など、市民意識の醸成を図るためのセミナーの開催や啓発活動を行います。
育児休業制度等の普及・啓発	男女にかかわらず、子育て等をしながら働き続けられるように、育児休業や介護や看護のための休暇等の制度の普及、啓発活動を行います。
一般事業主行動計画の実施促進	ワーク・ライフ・バランスが実現できる就労環境づくり促進のため、従業員１０１人以上の企業・事業所において子育て支援のための行動計画「一般事業主行動計画」を推進できるよう支援に努めます。
特定事業主行動計画の進行管理	本市の職員について、就労と子育てを両立できる就労環境づくりを進めるための行動計画である「特定事業主行動計画」の確実な進行管理を行います。
商工会議所、ハローワーク等との連携	商工会議所やハローワーク等との連携を図りながら、雇用者に対して、少子・高齢社会、子育て家庭の現状等の啓発に努めます。 また、ハローワーク等に託児所を設けるなど、保護者が就業活動を行いやすい環境整備についても要望を行います。

② 子育て家庭への就労支援の促進

子育て中や子育てが終わってから働きたいと考える女性にとって、働きやすい環境となるよう、事業所内保育施設などの整備促進をはじめ、就業・再就職に向けた支援に努めます。

具体的施策	内容
事業所内保育施設整備の促進	働きやすい環境づくりのために事業所内保育施設等の自主的整備を促進します。
就業・再就職に向けた支援	就業、再就職や起業を希望する人に対して、セミナーの開催や情報提供等を行います。
技能取得などへの支援	就業あるいは再就職をするために技能取得を考えている人に対して、取得に向けた情報提供等を行います。

③ 固定的な性別役割分担意識の解消の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに協力して、家庭内での役割を担っていくことができるよう、男女共同参画の啓発などに努めます。

具体的施策	内容
男女共同参画の啓発	男女共同参画社会の形成に向けて、男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、ともに子育てを担い、喜びを分かち合うことができるよう、さまざまな機会において啓発に努めます。
家庭における相互協力と役割の啓発	幼い頃から子どもが、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家族の一員として、家庭内での役割を果たしていけるよう、啓発に努めます。

基本目標 5 配慮を必要とする家庭へのきめ細かな取組の推進

施策の方向性：（１）児童虐待への対応の充実

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をともしう場合があることが指摘されています。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

① 虐待防止のための体制の強化

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等とともに体制の強化を図ります。

具体的施策	内容
虐待防止のための相談等	虐待防止のために、福祉・保健・教育等で幅広く誰もが相談できる体制を充実します。
虐待防止のためのネットワークの強化	虐待の予防や早期発見、情報交換のための関係機関との連携を目的とした「宇治市要保護児童対策地域協議会」の活動を充実します。
児童相談所等との連携強化	専門的な知識や技術が必要とされる重篤な事例などに対応するため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を強化します。
妊娠期からの相談体制の充実	妊娠期から、自分の気持ちや困っていることが話せたり、相談できる場として、パパママ教室などを活用し、相談できる体制を強化します。
里親制度の普及	保護を要する子どもについて、里親制度への市民の理解を深めるため、京都府や児童相談所と連携し、同制度の周知を図ります。
子ども家庭総合支援拠点の設置	国において、令和４年度までに設置することを目標にしている「子ども家庭総合支援拠点」の設置を目指します。

② 虐待防止のための啓発の強化

虐待の未然防止、早期発見のために、市民や関係機関等への周知・啓発を図ります。

具体的施策	内容
早期発見のための市民や地域団体への啓発	虐待の未然防止、早期発見のために市民や医療機関、団体、地域等に対して、児童相談所全国共通ダイヤル「189」による情報提供等を呼びかける啓発を行います。
関係機関への対応方法の周知	児童虐待対応方法についての研修会やマニュアルの作成、配布などを通じて、対応方法の周知を図ります。

施策の方向性：（２）ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や京都府と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

① ひとり親家庭の相談等の充実

ひとり親家庭の自立を支援するため、相談支援をはじめ、交流を通じた仲間づくり、ひとり親家庭に対する生活面の多面的な支援に努めます。

具体的施策	内容
ひとり親家庭の自立に向けた相談等の充実	ひとり親家庭が抱える就労や生活に関する悩みについての相談体制を充実するとともに、相談しやすい環境づくりに努め、自立支援の充実に図ります。
ひとり親家庭の仲間づくり支援	母子会・父子会の活動をはじめとした、ひとり親同士が交流を通じて仲間づくりをしたり、お互いに相談し合える場を提供する活動について、情報提供及び活動支援に取り組みます。

② ひとり親家庭への経済的支援の充実

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当の支給や医療費負担の軽減など、ひとり親家庭に対する経済的な支援を図ります。

具体的施策	内容
ひとり親家庭の医療費負担の軽減	ひとり親家庭の医療費の本人負担分の支給を行う事業を今後も継続実施することで、対象者の健康保持と経済的軽減を図るとともに安心して医療が受けられる制度運営に努めます。
ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援	ひとり親家庭が自立できるよう、児童扶養手当の支給や、生活資金の貸付、就職に有利な資格の取得を支援する給付金の支給を実施します。
ひとり親家庭向けの制度等の周知・啓発	国や京都府、市におけるひとり親家庭向けの各種制度等について、確実な周知・啓発に努めます。

施策の方向性：（３）障害のある児童等への施策の充実

障害のある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害者差別解消法の趣旨をふまえるとともに、「宇治市障害者福祉基本計画」や「宇治市障害福祉計画・障害児福祉計画」などと連携しながら、障害のある児童等及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ります。

① 障害のある児童等への支援の促進

早期療育ネットワークによる発達上支援が必要なケースの早期発見・療育を進めるとともに、医療体制や特別支援教育の充実など、障害のある児童等の生活面におけるさまざまな支援に取り組みます。

具体的施策	内容
障害児通所支援等の提供	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援など、児童福祉法に基づく必要なサービスを提供します。
早期療育ネットワークの推進	発達上支援が必要なケースの早期発見と適切な療育を進めるために、早期療育ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を図ります。
療育事業の充実	発達に応じた適切な療育に努めるため、市内における療育事業を充実するとともに、療育施設の充実等に向けて京都府に要望を行います。また、学校外における生活と遊びをつくるための自主活動への支援を行います。
障害児医療の継続	障害者歯科治療事業を継続するとともに、重度の精神障害も対象とするよう、障害児医療体制の強化に向けて京都府に要望を行います。 また、重度心身障害児の医療費の本人負担分の支給を行う事業を今後も継続実施することで、対象者の健康保持と経済的軽減を図るとともに安心して医療が受けられる制度運営に努めます。
補装具費給付事業の充実	障害のある児童等を対象とした補装具・日常生活用具の給付の充実に努めます。
特別支援教育の推進	特別な支援が必要な子ども一人ひとりの発達や障害の状況等に応じて教育的ニーズを把握し、特別な教育的支援の必要な子どもへの指導・支援を推進します。
施設、設備面での対応	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において、障害等の状態や特性に応じた施設や設備の検討・対応に努めます。
成長に応じた総合的な支援	障害のある児童等に対して、関係各課及び関係機関による連携を図りながら、成長に応じた支援を継続して総合的に提供できるよう努めます。
相談支援の充実	子どもの発達上の悩みを身近な場所で気軽に相談できるよう、障害児相談支援の普及を進めるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点、学校等における相談体制の充実を図り、さらには民生児童委員、宇治市知的障害者相談員等の関係機関等との連携に努めます。

② 障害のある児童等の保育・放課後対策等の推進

障害のある児童等の保育内容や放課後対策を充実するとともに、障害の有無にかかわらず、子どもたちがともにふれあい、交流し合うなかで、相互に学び合うことができるよう、交流活動の機会の充実に努めます。

具体的施策	内容
障害のある児童等の保育内容の充実	障害児保育担当員等と発達相談員等の専門家との連携の強化に努めるとともに、職員の専門性を向上させるための研修等に取り組み、保育内容の充実に努めるとともに、障害のある児童等の受け入れ体制の充実に図ります。
交流活動の促進	障害等の有無にかかわらず、学校や地域、育成学級などで子ども同士が交流できる機会の充実に努めます。
障害のある児童等の放課後対策の充実	育成学級での障害のある児童等の受け入れ体制の充実に努めるとともに、特別支援学校を含めた、放課後や休日に活動し、楽しめる場所の確保を検討します。

第5章 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

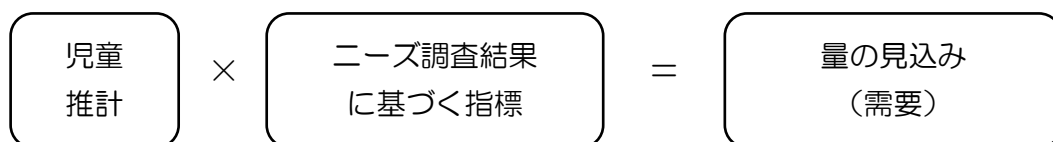
1 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について

ここでは、前計画と同様に、子ども・子育て関連3法に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、どれだけニーズがあるのかという「量の見込み」（需要）と、それらのニーズに対し、いつ、どのように事業を確保していくかという「確保方策」（供給）を計画の数値目標として定めます。

（１）「量の見込み」の算出について・・・・・・・・

国が示す算出の基本的な考え方に沿って、ニーズ調査結果などから算出しています。
ただし、算出結果が本市の現状の実績値とかけ離れた場合などは、必要に応じて、補正を行っています。

【国が示す算出の基本的な考え方】



（２）「確保方策」について・・・・・・・・

「量の見込み」に対応した数値目標と今後の方向性を記載しています。

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」や「確保方策」を算出する区域の単位として「教育・保育等の提供区域」を設定する必要があるとしています。

本市では、総合計画等の各種計画において、市域を区域割していないことや、教育・保育事業においては、現在の幼稚園や保育所の利用実態として、小学校区や中学校区内を超えて広域的に利用されている状況であることなどから、「教育・保育等の提供区域」はすべての事業において、市域全体を一つの区域として設定します。

3 国が示す計画の対象事業

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」の対象事業は、以下の16事業です。

なお、「量の見込み」と「確保方策」については、国が示す基本的な考え方に沿って算出が必要とされているものと算出不要のものとがあります。

区分	対象事業	「量の見込み」と「確保方策」の算出
教育・保育事業	(1) 幼稚園・保育所・ 認定こども園・地域型保育	国が示す基本的な 考え方に沿って算出
地域子ども・子育て 支援事業	(1) 時間外保育事業（延長保育）	
	(2) 幼稚園預かり保育	
	(3) 保育所等一時預かり	
	(4) 病児・病後児保育事業	
	(5) ファミリー・サポート・ センター	
	(6) 育成学級（放課後児童クラブ）	
	(7) 子育て短期支援事業 （ショートステイなど）	
	(8) 地域子育て支援拠点事業	
	(9) 利用者支援事業	
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	
	(11) 養育支援訪問事業	
	(12) 妊婦健康診査	
	(13) 子どもを守る地域 ネットワーク機能強化事業	算出不要
	(14) 実費徴収に係る補足給付を 行う事業	
	(15) 多様な主体が本制度に参入 することを促進するための 事業	

第6章 宇治市子どもの貧困対策推進計画

資料3を参照

第7章 計画の推進

「宇治市子ども・子育て支援事業計画」において、「子どもの貧困」の視点から、子ども・子育て支援事業計画に関する事業、貧困対策に資する事業やその他の事業を体系的にまとめた「宇治市子どもの貧困対策推進計画」をあわせて策定しました。計画の推進にあたっては、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「宇治市子どもの貧困対策推進計画」の両計画を一体的に進めていきます。

1 計画の実現に向けた役割

本計画を実現するためには、家庭・地域・事業所・行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して総合的に施策を推進していくことが重要です。

また、大人たちがこうした役割を果たすことによって、生まれ育った環境に左右されず、子どもが地域社会において子ども自身の役割を果たしながら、夢と希望をもって成長していくことができるまちをめざします。

(1) 家庭の役割

家庭は子育て・教育の基本の場であり、保護者は子どもをしつけたり、正しい生活習慣を身につけたり、子育てについての第一義的な責任を有していることを十分に認識しなければなりません。そして、子どもを含めた家族それぞれが、家庭生活における責任を分かち合い、協力しながら家庭生活の役割を分担し、家庭機能の充実に努めていく必要があります。

また、男性・女性にかかわらず保護者がしっかりと子どもに向き合い、子育てについての責任を果たすという基本的認識のもと、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等と積極的に協力していくことが大切です。

さらに、保護者は子どもを一人の人格をもった主体として尊重しながら、「子どもの最善の利益」を実現する観点をもって、子育てを行っていくことが求められています。

(2) 地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場であり、核家族化など家族規模の縮小が進行する中で、保護者同士や地域の人々がお互いに助け合い、子育て中の保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげられるよう、地域ぐるみでの子育て支援に努めていくことが必要です。

そのためには、みんなで支え合い助け合うまちづくりを進めながら、地域の連帯意識を醸成し、地域との関わりをより一層深め、子どもたちが地域で成長できる土壌づくりを進めていくことが重要です。

また、地域の人材や施設、伝統文化などの地域資源を積極的に活用し、子育て支援活動を進めることや、子育て支援に関する活動を自主的に行っている個人や関係機関などが積極的に活動を推進し、より多くの市民の参加を促すことが期待されます。

地域全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じて、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが求められています。

(3) 事業所の役割

事業所などは、子どもをもつ従業員が、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを行うこ

とが求められています。特に、育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着や長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進など、ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保に努めることが重要です。また、職場においても、妊婦の健康管理や子育てを行う従業員に対する理解・協力など、さまざまな配慮が求められています。

そして、事業所などは、経営者を含めたすべての従業員が子育ての社会的意義を認識し、男性の子育てへの関わりの促進や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を啓発するとともに、「ノー残業デー」をはじめ、「家族の日」に因んだ取り組み、育児休業や子どもが病気の際の休暇などを男性でも女性でも取りやすいような職場環境づくり、出産・育児後の円滑な職場復帰などへの配慮に努めることも必要です。

さらに、子どもへの職場体験の機会提供など、子どもの健やかな成長・発達に向けたよりよい環境づくりに努めることが求められています。

（４）行政の役割

行政は、本計画の内容を広く市民に周知するとともに、庁内や関係機関などと連携しながら、施策の総合的な推進を図り、地域における子育て支援サービス基盤の整備と市民の参加による子育て支援に必要な環境整備を進めます。

また、家庭・地域・事業所と連携して子育て支援を行うことができるよう調整するとともに、行政は、それぞれの役割を補完し、率先して子育て支援のまちづくりに取り組みます。

２ 計画の推進

本計画の実現に向けて、家庭・地域・事業所・行政それぞれの役割をふまえながら、施策の総合的な推進を図るため、市民・関係団体等との連携や行政内部の体制整備等を次のように進めます。

（１）市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で総合的に支援していくためには、市民、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、医療機関、保健所、その他子育てに関わる関係機関などと行政が連携し、ネットワークを構築することが重要です。

本計画の推進にあたっては、市民や関係機関等と行政の連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業所・行政が子育てや子どもの健やかな育ちと健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、連携しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の総合的な推進に取り組みます。

（２）地域の人材の確保と連携

市民の子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う地域の幅広い人材の確保・育成に努め、連携を図りながら地域における子育て支援の充実を図ります。

（３）市民参加の促進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や事業所、関係機関などの理解と協力が必要です。このことから、本計画について広報などにより市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの検討など、市民による地域ぐるみでの取り組みを推進し、子育て支援に市民が積極的に参加するよう促します。

（４）「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」の設置

「宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「宇治市子どもの貧困対策推進計画」の個々の施策は、それぞれの担当部門が主体的に推進していきますが、施策の総合的な推進を図っていくため、庁内において、計画に基づく取り組みや施策を担当する関係各課で構成する「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」を設置します。

【「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」の役割】

- 計画策定についての意見交換
- 計画の進捗状況の庁内における管理・評価
- 計画の推進を図るための事業の検討や庁内の調整

（５）施策の効率的・効果的推進

最少の経費で最大の効果をあげられるよう、事業の成果の評価と、評価結果の施策への反映に努めます。また、より効率的・効果的に施策を推進するために、民間活力の活用について取り組みを進めるとともに、公共サービスの提供にあたっては、個々の家庭や地域活動の自助努力を尊重し、自助・共助・公助の公正かつ適切な役割分担を視野に入れた事業推進を図ります。

３ 計画の進捗状況の管理・評価

（１）「宇治市子ども・子育て会議」

本計画に基づく取り組みや施策を推進するため、毎年度「宇治市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の管理・評価を行います。

（２）進捗状況の把握と公表

本計画の進捗状況については、計画に基づく取り組みや施策を担当する関係各課のヒアリングを行い、「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」における調整を経て、「宇治市子ども・子育て会議」において、管理・評価を行います。

また、管理・評価をふまえて取り組みや施策の充実や見直しについての検討を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

評価の結果は、広く市民に公表して、進行管理の透明性を確保します。